

第 69 回

事 務 年 報

令和元年度

国 税 庁

は し が き

昨年は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、我が国の国民生活や経済活動にも甚大な影響がありました。この度の新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響については予断を許さない状況が続いています。このため、国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対しては、納税の猶予制度を御案内するなど、今後も納税者の皆様の実情に耳を傾けつつ、丁寧な対応に努めてまいります。

国税庁におきましては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行の適正かつ円滑な実現に向けて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）をはじめ様々な納税者サービスの充実に努めるとともに、多くの納税者の皆様に公平と感じていただけるよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むなど適正・公平な課税・徴収に努めております。

このような税務行政の推進に当たりましては、納税者の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠であり、国税庁としては当庁の各種施策やその実績などについて、ホームページや報道発表等を通じてお知らせしてまいりました。

この「事務年報」もこうした取組の一環として、納税者の皆様に税務行政の現状をお知らせするという目的から、毎事務年度（7月～翌年6月）、国税庁の事務運営の状況や各種計数を、主として税目別に整理して取りまとめているものです。税務行政に対するご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

令和3年2月

国税庁長官 可部哲生

目 次

第1部 総説	1
第1章 令和元事務年度（令和元年7月1日～令和2年6月30日）の主要事項	3
1 新型コロナウイルス感染症への対応	3
2 消費税軽減税率制度の実施・定着に向けた対応	5
3 スマート税務行政に向けた取組	5
4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の取組	6
5 酒類業の振興	7
6 災害への対応	7
第2章 租税収入状況	9
第1節 経済概況	9
1 国内総生産	9
2 個人消費	9
3 住宅投資	9
4 設備投資及び鉱工業生産	9
5 国際収支	9
6 労働力需要	9
7 物価動向	9
第2節 租税収入状況	10
1 令和元年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況	10
2 主要税目別収入状況（令和元年度一般会計分）	10
3 令和元年度国税収入直接税割合	10
第2部 税務行政の現況	11
第1章 申告、調査及び指導の状況	13
第1節 各税共通	13
1 資料情報事務	13
2 新たな経済取引への的確な対応	14
第2節 申告所得税	14
1 概要	14
2 確定申告の状況	15
3 調査及び指導等の状況	15
4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務	19
第3節 源泉所得税	19
1 概要	19
2 課税の状況	20
3 調査及び指導の状況	20

第4節	法人税	21
1	概要	21
2	申告の状況	22
3	調査及び指導の状況	22
4	税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組	26
第5節	相続税	27
1	概要	27
2	申告の状況	27
3	調査及び指導の状況	27
4	財産評価事務	28
第6節	贈与税	28
1	概要	28
2	申告の状況	28
3	調査及び指導の状況	28
第7節	地価税	29
第8節	酒税	29
1	概要	29
2	課税の状況	30
3	調査及び指導の状況	30
4	関税割当に関する事務	30
5	酒類の公正な取引環境の整備に関する事務	31
6	免許に関する事務	31
7	酒類の表示等に関する事務	32
8	清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の安定に関する事務	32
9	酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務	32
10	社会的要請への対応に関する事務	32
11	酒類業の振興に関する事務	33
12	酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務	34
13	酒類の分析及び鑑定に関する事務	35
14	独立行政法人酒類総合研究所との連携	35
第9節	消費税	35
1	概要	35
2	申告・届出の状況	36
3	調査の状況	37
第10節	その他の諸税	37
1	揮発油税及び地方揮発油税	37
2	印紙税	38

3	たばこ税及びたばこ特別税	38
4	石油ガス税	39
5	航空機燃料税	39
6	自動車重量税	40
7	電源開発促進税	40
8	石油石炭税	40
9	国際観光旅客税	41
第2章	犯則の取締り	42
第1節	直接国税	42
1	査察制度	42
2	国税査察官の職務	42
3	関係省庁との連絡	42
4	査察事務の状況	43
5	社会的波及効果の高い事案への取組	43
6	不正資金の隠匿場所	44
第2節	間接国税	44
1	犯則取締制度	44
2	通告処分制度	45
3	関係省庁との連絡	45
4	犯則取締りの状況	45
第3章	債権管理事務及び徴収事務	46
第1節	債権管理事務	46
1	概要	46
2	事務処理の状況	46
第2節	徴収事務	48
1	概要	48
2	滞納の状況	48
3	滞納整理事務の実施状況	50
第4章	国際税務	52
1	概要	52
2	国際的な情報交換	52
3	外国税務当局との相互協議	52
4	国際会議への参加	52
5	技術協力	52
第5章	広報	54
第1節	広報広聴事務	54
1	概要	54

2	納税意識の向上に関する事務	54
3	税に関する知識の普及と向上に関する事務	55
4	広聴に関する事務	56
5	報道に関する事務	57
6	その他	57
	第2節 刊行物等	58
第6章	税務相談等及び苦情	63
	第1節 税務相談等	63
	1 概要	63
	2 税務相談等の状況	63
	第2節 苦情	63
第7章	情報公開・個人情報保護及び実績の評価	64
	第1節 情報公開	64
	1 概要	64
	2 施行状況	64
	第2節 個人情報保護	65
	1 概要	65
	2 施行状況	65
	第3節 実績の評価	67
	1 概要	67
	2 令和元事務年度国税庁実績評価実施計画	67
	3 令和元事務年度国税庁実績評価書	67
第8章	税務協力体制	68
	第1節 関係民間団体	68
	1 日本税理士会連合会	68
	2 日本税務協会	68
	3 全国青色申告会総連合	69
	4 全国法人会総連合	70
	5 酒類業組合等	71
	6 全国間税会総連合会	73
	7 全国納税貯蓄組合連合会	74
	8 納税協会連合会	75
	第2節 表彰	76
	1 叙勲及び褒章	76
	2 納税表彰	76
	3 感謝状の贈呈	76
第9章	権利救済	77

第1節	不服申立て	77
1	概要	77
2	再調査の請求（旧：異議申立て）	77
3	審査請求	77
第2節	訴訟	79
1	課税関係訴訟	79
2	徴収関係訴訟	81
第10章	税理士制度	83
1	概要	83
2	税理士の登録等	83
3	税理士業務の適正な運営の確保	84
4	書面添付制度の普及に向けた取組	84
第3部	税務行政の組織等	85
第1章	組織及び管理	87
第1節	機構及び定員	87
1	機構	87
2	定員	88
第2節	任用及び採用試験	89
1	任用	89
2	採用試験	89
第3節	給与及び福利厚生	91
1	給与	91
2	福利厚生	91
3	公務員宿舎	92
第4節	国税庁特定事業主行動計画	92
1	概要	92
2	具体的な両立支援に対する主な取組	92
第5節	規律	92
1	服務	92
2	監察	93
第6節	事務の管理・企画	93
1	行政サービスのデジタル化の推進	93
2	事務の監察	94
3	提案制度	95
第7節	会計	95
1	予算	95
2	営繕	97

第2章 特別の機関等	98
第1節 国税不服審判所	98
1 概要	98
2 審査請求の状況	98
3 審査請求の処理状況	99
4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟	99
第2節 税務大学校	99
1 概要	99
2 長期研修	99
3 短期研修	103
4 通信研修	103
5 その他	103
第3節 国税審議会	104
1 概要	104
2 所掌事務	104
3 委員	104
4 国税審議会の開催状況	105
5 税理士試験	105
第4節 土地評価審議会	105
1 概要	105
2 審議の状況	105

[付録]

1	用語の解説	107
2	付表	121
第1表	令和元年度租税及び印紙収入決算額調	123
第2表	申告所得税の課税状況	124
第3表	譲渡所得の課税状況	124
第4表	青色申告の承認申請状況	125
第5表	小企業者に対する記帳指導の状況	125
第6表	源泉徴収義務者の状況	126
第7表	源泉所得税の課税状況	126
第8表	法人数の状況	127
第9表	資本階級別普通法人数	127
第10表	法人税の申告状況	128
第11表	法人税実地調査の状況	128
第12表	相続財産の種類別価額表	129
第13表	相続税の課税状況	129
第14表	令和2年分都道府県庁所在都市の最高路線価	130
第15表	土地の評価に係る標準地数	131
第16表	贈与税の課税状況	131
第17表	酒税の課税状況	132
第18表	酒類の生産状況	133
第19表	酒類の製造及び販売業の免許場数	134
第20表	揮発油税及び地方揮発油税の課税状況	135
第21表	現金納付による印紙税の課税状況	136
第22表	たばこ税の課税状況	137
第23表	石油ガス税の課税状況	138
第24表	航空機燃料税の課税状況	138
第25表	自動車重量税の課税状況	139
第26表	電源開発促進税の課税状況	139
第27表	石油石炭税の課税状況	140
第28表	国際観光旅客税の課税状況	140
第29表	査察事件の処理事績	141
第30表	間接国税犯則事件の処理事績	141
第31表	物納（物納の撤回）の処理状況	142
第32表	延納の処理状況	143
第33表	令和元年度徴収決定等の状況	143
第34表	令和元年度還付金等の支払決定の状況	144

第 35 表	令和元年度税目別徴収決定等の状況	145
第 36 表	振替納税利用状況	146
第 37 表	滞納の発生及び整理状況	147
第 38 表	租税条約等に基づく情報交換件数の推移	148
第 39 表	相互協議事案の件数の推移	148
第 40 表	納税者支援調整官の派遣先税務署の状況	149
第 41 表	電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数	150
第 42 表	叙勲及び褒章の状況	150
第 43 表	納税表彰の実施状況	151
第 44 表	国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況	151
第 45 表	再調査の請求の処理状況	152
第 46 表	審査請求の処理状況	152
第 47 表	訴訟事件の終結状況	153
第 48 表	国税庁職員定員表	154
第 49 表	提案受理件数及び国税庁入賞件数	154
第 50 表	令和元年度予算の事項別内訳	155
第 51 表	徴税費及びその用途別構成のすう勢	156
第 52 表	国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要	157
3	参考資料	159
	国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令	161
	国税庁の使命	163
	税務運営方針（昭和 51 年 4 月 1 日）	164
	平成 31 年度税制改正の大綱の概要	181
	令和元事務年度国税庁関係主要日誌	185

※ この冊子の文中において、用いている平成31年分以降の元号表示を西暦で表記すると以下のとおりとなります。

- ・ 平成31年・・・2019年1月～4月
- ・ 令和元年・・・2019年5月～12月
- ・ 平成32年・・・2020年
- ・ 令和2年・・・2020年
- ・ 平成33年・・・2021年
- ・ 令和3年・・・2021年
- ・ 令和5年・・・2023年
- ・ 平成36年・・・2024年
- ・ 令和19年・・・2037年

本文中の計図表目次

表1	令和元事務年度の主な法定資料の監査事績	14
表2	個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況	16
表3	寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況	19
表4	給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳	20
表5	源泉所得税の調査状況	21
表6	法人数の内訳	22
表7	法人税の申告状況	23
表8	法人税の調査状況	26
表9	消費税の課税事業者等届出件数	36
表10	消費税の課税件数	36
表11	消費税の課税額	37
表12	消費税の調査等状況	37
表13	新規発生滞納の税目別内訳	49
表14	整理済滞納の税目別内訳	49
表15	滞納整理中のものの税目別内訳	50
表16	行政文書の開示請求件数	64
表17	行政文書の開示決定等の内訳	64
表18	保有個人情報の開示請求件数	65
表19	保有個人情報の開示決定等の内訳	66
表20	全国青色申告会総連合の組織	70
表21	酒類に関する公正競争規約等一覧表	72
表22	全国間税会総連合会の組織	73
表23	全国納税貯蓄組合連合会の組織	74
表24	納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）	75
表25	再調査の請求事案の税目別申立及び処理状況	78
表26	再調査の請求事案の税目別・態様別処理状況	79
表27	課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況	80
表28	税理士登録者数等の状況	83
表29	税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）	84
表30	機構改正主要事項一覧表	89
表31	級別定数（税務職）	91
表32	e-Taxの利用状況	94
表33	予算の執行状況	97
表34	徴税コスト	97
表35	審査請求の状況	98

表36	審査請求の処理状況	99
表37	税務大学校の研修人員	103

第 1 部

総 説

第1章 令和元事務年度（令和元年7月1日～令和2年6月30日）の主要事項

1 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われた。

国税庁において申告相談や税務調査等の納税者等と対面によって対応する場合には、手洗い・うがい・マスク着用等の感染防止策と咳や発熱等の症状のある者による対応の禁止を徹底し、感染拡大防止に努めてきた。

また、新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、国税庁ホームページによる周知のほか、報道発表、新聞・テレビ・インターネットによる広告、Twitterやメールマガジンなど、様々な手段を活用して速やかな情報発信を行うとともに、関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く周知・広報を行った。

(2) 所得税等の確定申告の取組

税務署等の確定申告会場には、連日、多数の方が申告相談に訪れることから、申告会場の小まめな換気や、会場内のパソコンや筆記具など来場者が触れる備品の消毒、パソコンの間隔を広げて申告相談を行うなど、感染拡大防止に万全を期してきた。来場される方に対しても、咳・発熱等の症状がある方や、体調がすぐれない方の相談を御遠慮いただくとともに、確定申告会場に入場される際には、手洗い・マスク着用・手指消毒液の利用などの感染予防への協力を

を依頼した。

また、政府の方針を踏まえ、令和2年2月27日に、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を同年4月16日まで延長することを公表するとともに、その後の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、同年4月6日に、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、同年4月17日以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることを公表した。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税を利用されている方の振替日についても、申告所得税は同年5月15日、消費税については同年5月19日にそれぞれ延長した。

(3) 法人税・相続税・酒税などの申告・納付期限に関する取組

法人税や法人の消費税、源泉所得税、相続税、酒税などについては、上記(2)の一括延長の対象ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、その期限までに申告・納付ができないやむを得ない事情がある場合には、所得税等と同様に個別に延長を認めることとした。

(4) 納税が難しい方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が難しい方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して、納税の猶予などの猶予制度を迅速かつ柔軟に適用した。

さらに、緊急経済対策における税制上の措置（下記(5)参照）として、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、1年間、国税

の納付を猶予し、延滞税も免除するとともに、担保の提供も不要とする措置（納税の猶予の特例）を講じた。

これらの猶予制度の適用に当たっては、納税者からの問合せや相談を待つだけでなく、税務署の窓口や確定申告会場での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知、新聞広告やテレビCMによる広報など、様々なチャンネルで納税者にアプローチすることにより、必要な方が早期に猶予を受けられるように取り組んだ。

また、税務署の窓口混雑を防止するため、各国税局に「国税局猶予相談センター」を設置し、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、納税者に対して、猶予申請は、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨した。

(5) 緊急経済対策における税制上の措置に関する取組

政府は、新型コロナウイルス感染症が我が国の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、上記(4)のとおり「納税の猶予の特例」等の緊急に必要な税制上の措置を講ずることとした（令和2年4月30日施行）。

(6) 調査等の取組

令和2年4月以降の調査等の実施に当たっては、感染の拡大状況を見極めつつ、納税者等の状況に即した対応を行うこととした。

その上で、新規着手事案については、真に調査が必要と認められる事案につき、実施することとし、調査中の事案は、納税者等が調査の実施に関し同意したものについて

て実施した。

また、実地の調査以外の調査及び行政指導の実施に当たっては、原則、電話や書面等の対面によらない方法で実施した。

(7) 酒類事業者に関する取組

酒類業の事業所管官庁として、酒類事業者の方々向けに、以下の取組を実施した。

① 新型コロナウイルス感染症に関連して飲食業界が大きな影響を受けている中、これに基因して、飲食店等が酒類のテイクアウト販売により資金確保を図る観点から酒類小売業免許を取得しようとする場合については、迅速かつ簡素な手続で期限付（6か月）の酒類小売業免許を付与することとした（令和2年4月9日）。

② 手指消毒用エタノールの需給がひっ迫している状況を改善するため、厚生労働省から、「高濃度エタノール製品」を手指消毒用エタノールの代替品として用いても差し支えないとの取扱いが示されたことを受け、高濃度エタノール製品を製造するための免許手続等の簡素化及び迅速化を図った。具体的には、原料用アルコールに加水することにより高濃度エタノール製品を製造しようとする場合に包括的に承認するとともに、スピリッツ等の高濃度エタノール製品を製造しようとする場合、その製造免許を迅速に付与することとした（令和2年4月21日）。

また、各国税局の鑑定官室において、高濃度エタノール製品を製造・販売したい酒類製造者の方に対して、酒類としての製造・分析の技術的支援を行った。

③ 令和2年5月1日以降出荷する「高濃度エタノール製品」に該当する酒類のうち、一定の要件を満たしたものについては、酒税を課さないこととした。

④ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めつつ、業界団体と連携するなど、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション（地域での消費者向けイベント等）及び、日本産酒類の輸出回復・拡大のための販路開拓支援、国際的プロモーション、ブランド化・酒蔵ツーリズムの推進等に取り組むこととした。

(8) 税務大学の取組

内閣官房（内閣官房副長官補事態対処・危機管理担当）の要請に基づき、税務大学校和光校舎（埼玉県和光市）の学寮を貸与し、令和2年2月1日から同年3月16日までの間、中華人民共和国湖北省武漢市から日本政府が用意したチャーター便で帰国した方やクルーズ船を下りた乗客乗員の健康観察期間中の宿泊施設として受け入れを行った。

なお、全員が退去された後、学寮内の消毒・清掃作業を終了して返還を受けた。

2 消費税軽減税率制度の実施・定着に向けた対応

(1) 制度の概要

令和元年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施され、消費税の税率は、軽減税率（8%）と標準税率（10%）の複数税率となった。

軽減税率の対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）とされた。

(2) 取組

軽減税率制度の円滑な実施・定着に向けて、次の施策に取り組んだ。

イ 周知・広報の実施

軽減税率制度は、消費者や幅広い事業

者に関係するものであり、特に、事業者においては、複数税率に対応した商品管理やレジの導入、区分経理などの準備が必要となった。このような観点から、①関係府省庁や事業者団体、関係民間団体とも連携した事業者向けの説明会等の開催、②軽減税率制度の対象品目や区分記載請求書の書き方等について、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aの改訂、③制度のポイントや、区分経理から申告書の作成までの流れを解説したパンフレット等の作成・配布を行うなど、制度内容の周知・広報に努めた。

ロ 相談体制の整備

制度に関する事業者・消費者からの質問・照会等に対しては、全国の税務署に設置している専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）のほか、「消費税軽減税率電話相談センター」（軽減コールセンター）において、体制を充実（令和元年9月から土曜日、10月から日曜日・祝日の対応を追加し、12月まで実施）して対応した。

また、制度実施後初めての個人の確定申告を迎えるため、確定申告会場において、軽減税率の相談窓口を設置し、軽減税率の相談を専門的に受ける職員の配置を行うなど、体制を整備し対応した。

3 スマート税務行政に向けた取組

(1) 概要

国税庁では、平成29年6月23日に「税務行政の将来像」を公表し、ICTを活用した「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を柱とするスマート税務行政の実現に向けて、各種施策に取り組んでいる。令和元事務年度における主な取組等は以下のとおりである。

(2) 納税者の利便性の向上

確定申告書等作成コーナーのスマートフォン専用画面については、年末調整済みの給与所得者を対象に平成31年1月から提供していたが、令和2年1月からは年末調整が未済の給与所得者や年金所得者等も利用できるように対象を拡大した。併せて、マイナンバーカードの電子証明書をを用いたe-Tax送信について、新たにマイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンでも利用できるように対応した。

このほか、令和2年1月から5月にかけては、確定申告でよくある質問のうち、医療費控除や住宅借入金等特別控除に関するものを対象に、チャットボットによる税務相談の試験導入を行った。

(3) 課税・徴収の効率化・高度化

国税庁及び国税局にデータ活用を担当する職員を配置し、申告内容や調査実績、法定・法定外資料等の情報のほか、民間情報機関や外国政府から入手する情報などを専用のツールを用いて加工・分析し、調査選定に活用する等の取組を行った。

このほか、「税務行政の将来像」に示された方針に基づき、消費税の適正課税の確保、国際的租税回避への対応、富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応といった重点課題に取り組んだ。

4 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の取組

平成29年6月に財務省が公表した『「行政手続コスト」削減のための基本計画』（平成31年3月末改定）及び「財務省デジタル・ガバメント中長期計画（令和2年3月改定）」に掲げた施策を着実に実施・検討することにより、e-Taxの利便性を大幅に改善することとしており、特に次の点について重点的に対

応を行った。

(1) 大法人の電子申告義務化への対応

令和2年4月1日以後開始する事業年度から、大法人の電子申告義務化が開始することに伴い、大法人を含む全ての法人がコストや手間をかけることなく、簡便に電子申告できるように、「データ形式の柔軟化」や「提出方法の拡充」等の利便性向上施策を講じ、環境整備を行うとともに、次に掲げる取組を実施した。

イ 周知・広報の実施

大法人の電子申告義務化に該当する法人に対しては、リーフレットの郵送等、制度の周知・広報を実施した。

ロ 利用勧奨の実施

電子申告義務化の対象となる法人が、制度改正や申告データを円滑に電子提出するための環境整備の内容を理解し、適正な電子申告が行えるよう、国税庁、国税局、税務署が連携・協調し、計画的かつ着実にe-Tax勧奨等を実施した。

(2) e-Tax利用の簡便化等への対応

イ スマホ専用画面の拡充

令和元年分から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のスマートフォン等専用画面で、2か所以上の勤務先から給与収入がある場合や年金収入や副業の収入がある場合なども利用できるよう拡充することにより、スマートフォン等専用画面による申告の対象範囲を拡大した。

ロ 利用勧奨の実施

スマートフォン等専用画面による申告の対象範囲が拡大することを踏まえ、過去の申告状況を基に、スマートフォン等による申告が見込まれる一定の対象者に対してダイレクトメールを送付するなど、

自宅等からのe-Tax利用に向けた周知・広報を行った。

(3) 相続税申告の e-Tax への対応

平成31年1月1日以降に開始した相続について、令和元年10月1日以降、e-Taxによる相続税申告書の提出を可能とし、併せて次の取組も行った。

イ 法定外添付資料の e-Tax 送信対応

相続税の申告においては、法令上、提出が必要な添付書類に加え、国税当局から提出を依頼している多数の添付書類があることから、PDF形式のイメージデータによる電子的提出を可能とした。

ロ 利用勧奨の実施

国税庁、国税局、税務署が連携・協調して、税理士に対して相続税の電子申告制度の概要やメリットについてリーフレット等を活用した周知・広報を行った。

5 酒類業の振興

令和元事務年度においては、日本酒業界全体での輸出拡大やブランディングを推進する観点から、令和元年9月から12月に日本酒のグローバルなブランド戦略に関する検討会を5回開催し、委員等と現状の課題や今後の取組等について議論を行い、同年12月には、これらの議論を踏まえた政府の施策について整理し、中間とりまとめとして公表した。

また、日本酒の輸出拡大に向けた取組等を後押しする観点から、令和2年度税制改正により、輸出用清酒製造免許制度が新たに設けられた。本制度は、令和3年4月から申請可能となり、日本酒のブランド価値の確保・向上を図ることが期待される。

更に、酒類業の振興に係る各種取組について、より一層強力に推進していく観点から、国税庁酒税課内に、事業者の輸出支援を主な業務とする「輸出促進室」を新設するための

予算を措置した。

6 災害への対応

(1) 概要

令和元事務年度においては、日本各地で大規模な災害が発生した。令和元年10月には、台風19号の影響により、東日本を中心とした広範囲で河川の決壊・氾濫等により多大な被害を受けた。このような災害に対し、国税庁においては次のような対応を行った。

(2) 国税の申告・納付等の期限の延長

令和元年台風19号をはじめとする大規模な災害に対し、災害発生直後から、個別指定（災害により申告・納付等をその期限までに行うことが困難な納税者については申請に基づき期限の延長ができる制度）について、国税庁ホームページ等を通じて周知・広報を行った。また、被災地を管轄する各国税局から、管轄区域内の被災状況について情報収集を行い、被災状況等を勘察し、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、長野県の一部の地域を対象として、国税の申告・納付等期限の延長措置（地域指定）を行った。

(3) 災害に関する税務上の取扱いの周知

次のような災害に関する税務上の取扱い等について、災害発生直後より、パンフレットや国税庁ホームページ等で周知・広報を行った。

イ 所得税及び復興所得税の軽減又は免除等の税制上の措置

災害により住宅や家財などに損害を受けた納税者は、確定申告において、①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税及び復興所得税の軽減又は免除を

受けられる場合がある。

ロ 災害により納税が困難な納税者への納税緩和制度の適用

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、「納税の猶予」を受けることができる。

ハ 被災酒類に係る酒税相当額の救済措置

販売のために所持していた酒類が破損等した場合には、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、酒税相当額の支払を受けることができる。

(4) 被災地への支援

被災者の生活支援を迅速かつ強力に進めるため、内閣府による調整の下、被災者の人命に関わる必需品を緊急輸送するプッシュ型支援が進められた。国税庁においては、令和元年台風19号において、国税局・税務署から要請のあった地方公共団体へ食料品や水等の備蓄品を提供した。

また、仙台国税局及び関東信越国税局において地方公共団体へ職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行った。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

我が国の令和元年度の経済動向については「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定）」において、「海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復している。令和元年10月に実施した消費税率の引上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策を実施している。

今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組を更に加速し、あわせて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要がある。」とされている。

なお、令和元年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

令和元年度の実質国内総生産は、実額で552.9兆円（平成30年度554.8兆円）、成長率は0.3%減（平成30年度同0.3%増）となった。

令和元年度の名目国内総生産は、実額で559.7兆円（平成30年度556.8兆円）、成長率は0.5%増（平成30年度同0.2%増）となった。

2 個人消費

令和元年度の実質民間最終消費支出は、実額で299.8兆円（平成30年度302.7兆円）、前年度比0.9%減（平成30年度同0.2%増）となった。

3 住宅投資

令和元年度の新築住宅着工件数は88.4万戸（平成30年度95.3万戸）で前年度比7.3%減（平成30年度同0.7%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で20.4兆円（平成30年度19.9兆円）、前年度比2.5%増（平成30年度同4.9%減）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

令和元年度の実質民間企業設備投資は、実額で90.5兆円（平成30年度91.1兆円）、前年度比0.6%減（平成30年度同1.0%増）となった。

令和元年度の鉱工業生産指数（平成27年＝100）は99.9（平成30年度103.8）となり、前年度比3.9%減（平成30年度同0.3%増）となった。

5 国際収支

令和元年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で75.9兆円（平成30年度80.7兆円）、前年度比6.0%減（平成30年度同1.9%増）となり、輸入は実額で77.2兆円（平成30年度82.3兆円）、前年度比6.3%減（平成30年度同7.2%増）となった。

6 労働力需要

令和元年度の有効求人倍率は1.55倍（平成30年度1.62倍）と0.07ポイント低下し、完全失業率は2.4%（平成30年度2.4%）となった。

7 物価動向

令和元年の国内企業物価指数（平成27年＝100）は101.5（平成30年101.3）となり、前年比0.2%増（平成30年同2.6%増）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）（平成27年＝100）は101.7（平成30年101.0）となり、前年比0.6%増（平成30年同0.9%増）となった。

第2節 租税収入状況

1 令和元年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

令和元年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、58兆4,415億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）60兆1,800億円に対して1兆7,385億円（2.9％）の減収となり、前年度の決算額60兆3,564億円に対して1兆9,149億円（3.2％）の減収となった。

なお、源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は32.8％と前年度の33.0％を下回り、法人税の一般会計分税収に占める割合も18.5％と前年度の20.4％を下回った。

2 主要税目別収入状況（令和元年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、15兆9,375億円であり、予算額に対して1,975億円（1.3％）の増収、前年度決算額に対して6,275億円（3.8％）の減収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、3兆2,332億円であり、予算額に対して908億円（2.7％）の減収、前年度決算額に対して1,024億円（3.1％）の減収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は10兆7,971億円であり、予算額に対して9,179億円（7.8％）の減収、前年度決算額に対して1兆5,209億円（12.3％）の減収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、2兆3,005億円であり、予算額に対して325億円（1.4％）の減

収、前年度決算額に対して329億円（1.4％）の減収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、18兆3,527億円であり、予算額に対して7,093億円（3.7％）の減収、前年度決算額に対して6,718億円（3.8％）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆2,473億円であり、予算額に対して237億円（1.9％）の減収、前年度決算額に対して278億円（2.2％）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆2,808億円であり、予算額に対して222億円（1.0％）の減収、前年度決算額に対して670億円（2.9％）の減収となった。

3 令和元年度国税収入直接税割合

直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税、地価税、地方法人税、地方法人特別税、復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は56.8％と前年度の58.8％を下回った。

第 2 部

税務行政の現況

第1章 申告、調査及び指導の状況

第1節 各税共通

1 資料情報事務

資料情報は、申告額の適否の検討、無申告者の把握及び税務調査と行政指導の展開に直接役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能を果たしており、税務の運営にとって必要不可欠である。経済社会の国際化・高度情報化の進展に伴い、不正取引、不正経理等の不正の手口も巧妙化しているところであり、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

(1) 法定資料の提出状況等

法定資料は、所得税法で43種類、相続税法で5種類、租税特別措置法で8種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書提出法」という。）で4種類、合計60種類の資料について提出が義務付けられている（令和2年6月30日現在）。

これら法定資料については、提出義務者の把握に努めるとともに、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

また、法定資料のうち、平成26年1月から施行された国外財産調書制度及び平成28年1月から施行された財産債務調書制度については、制度の概要などの周知・広報に努めるとともに、未提出者等に対して督促を行うなどの対応を行った。

なお、令和元事務年度の法定資料の提出状況は、所得税法による法定資料2億3,857万枚、相続税法による法定資料131万枚、租税特別措置法による法定資料1

億2,323万枚、国外送金等調書提出法による法定資料664万枚であり、合計3億6,976万枚（対前事務年度比107.8%）であった。

また、法定監査を行った結果、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」及び「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」において非違が多く把握されている。

(2) 法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、国税局・税務署の実情に即した税務調査及び行政指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、令和元事務年度における法定外資料の収集枚数は、1億875万枚（対前事務年度比66.1%）となっている。

(3) 資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付事務については、全国13か所の資料センターにおいて、集中的に処理を行い、効率的な実施に努めた。令和元事務年度は、これらの資料センターにおいて2,258万枚（対前事務年度比75.9%）の資料情報を処理した。

(4) 資料情報事務のICT化

資料情報の名寄せをシステムで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図っている。令和元事務年度においても、資料情報のe-Tax及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、システムを活用した資料情報事務の円滑な運用に努めた。

表 1

令和元事務年度の主な法定資料の監査実績

資料の種類	監査件数 (A)	非違のあった 件数 (B)	非違割合 (B) / (A)
	件	件	%
不動産の使用料等の支払調書	1,875	848	45.2
不動産等の譲受けの対価の支払調書	1,044	562	53.8
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	763	255	33.4
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	2,210	1,184	53.6
給与所得の源泉徴収票	2,152	615	28.6

2 新たな経済活動への的確な対応

近時、ICT化の更なる発展によりデジタルコンテンツ配信、ネット広告、シェアリングエコノミー、暗号資産など新たな分野の経済活動が広がりを見せている。

こうした新たな分野の経済活動に的確に対応していくために、納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりや、経済活動のICT化・国際化の進展に伴う新たな形態の取引に着目した情報収集・分析等により適正課税の確保に取り組んでいる。

納税者の自発的な納税義務の履行を促すための環境づくりとして、①国税庁ホームページを通じた税務手続等の情報発信、②業界団体等を通じて適正申告の呼びかけなどに取り組んでいるほか、③申告手続の利便性の向上に取り組んでいる。

また、新たな形態の取引に着目した情報収集の観点では、令和元年度税制改正において、従前、事業者に対して実務上行っていた任意の協力要請が法令上明確化されたほか、この任意の協力要請の実効性を担保するため、行政処分としての報告の求めを行うことができる規定が創設され、令和2年1月から運用が始まっており、こうした制度も活用して情報収集に努めている。

なお、収集した情報を的確に分析し、課

税上問題があると見込まれる納税者に対しては、お尋ね文書を発送して自発的な申告内容の見直し又は申告の必要性の確認を要請する行政指導を実施するほか、厳正な実地調査を実施し、適正課税の確保に努めていくこととしている。

第2節 申告所得税

1 概要

1月から12月までの1年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整等によって納税が完結している場合を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除く全ての所得であるが、それぞれ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越控除、各種の所得控除の計算手続を経て課税所得金額となり、令和元年度は、原則として5%から45%までの超過累進税率が適用される。

このようにして算出された税額から各種

税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、申告納税額が計算される。

2 確定申告の状況

(1) 確定申告の状況

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者630万人、還付申告をした者1,303万人、その他の者272万人の計2,204万人であり、前年分に比べ18万人（0.8%）減少している。

(2) 納税人員等

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員（申告納税額のある者）は、630万人であり、前年分に比べ、8万人（1.3%）減少している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は変わらず、農業所得者は8.1%減少、その他所得者は1.5%減少している。

また、還付申告をした者は1,303万人であり、前年分に比べ3万人（0.2%）減少している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員（所得金額のある者）は、73万人（対前年比97.7%）であり、このうち、平成15年から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡者は、38万人（対前年比96.2%）である。

(注) 所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」に区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。

なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

(3) 所得金額

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告をした納税人員の所得金額は、41兆6,140億円（納税者1人当たり661万円）であり、前年分に比べ、5,134億円（1.2%）減少している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.2%増加し、農業所得者は9.2%減少し、その他所得者は1.7%減少している。

また、所得金額のうち、譲渡所得金額は8兆1,508億円（対前年比99.1%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は1,115万円（対前年比101.4%）である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は3兆2,691億円（対前年比102.3%）であり、1人当たりの譲渡所得金額は、858万円（対前年比106.4%）である。

(4) 申告納税額

令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告による申告納税額は、3兆2,176億円（納税人員1人当たり51万円）であり、前年分に比べ、650億円（2.0%）減少している。さらに、所得者別に前年分と比較すると、営業等所得者は2.8%増加、農業所得者は10.3%減少、その他所得者は2.9%減少している。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者18.4%、農業所得者1.2%、その他所得者80.5%となっている。

3 調査及び指導等の状況

(1) 調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本に、限られた事務量で最も効率的な事務運営を行うため、納税者の階層別の分布状況や業種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な不正が想定されるなど調査の必要性の高

い者を対象に実施した。

また、経済社会の国際化、高度情報化、広域化に的確に対応するため、全所得者を通じて社会的に注目される事案（業種）、新たな事業展開を図っている事案、ボーダレス化、高度情報化に伴う事案に積極的に取り組むとともに、資料情報の収集、調査事例の集積及び調査手法の開発に努めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、来署を求め実施するなど、効率的な運営に努めた。

(2) 調査等の状況

イ 事業所得者・その他所得者

令和元事務年度の調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に配意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(i) 調査等件数

調査等の件数は、43万923件である。このうち実地調査を行ったものは5万9,683件であり、簡易な接触を行ったものは37万1,240件である。

(ii) 調査等事績

調査等を行ったもののうち、申告漏れ等の何らかの非違があった件数は、26万2,877件である。このうち実地調査によるものが5万492件であり、簡易な接触によるものが21万2,385件である。

申告漏れ所得金額（調査等全年分）は7,885億円であり、このうち実地調査によるものが5,640億円、簡易な接

触によるものが2,245億円である。

追徴税額（加算税を含む。以下同じ。）は1,132億円であり、このうち実地調査によるものが992億円、簡易な接触によるものが140億円である。

これを調査等件数で除した1件当たりの申告漏れ所得金額は183万円（実地調査によるもの945万円、簡易な接触によるもの60万円）、1件当たりの追徴税額は26万円（実地調査によるもの166万円、簡易な接触によるもの4万円）である。

（注）消費税については、第1章第9節を参照。

表2 個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況

項目		区分				
		実地調査	簡易な接触	調査等合計		
調査等件数	件	59,683	371,240	430,923		
申告漏れ等の非違件	件	50,492	212,385	262,877		
申告漏れ所得金額	億円	5,640	2,245	7,885		
追徴税額	本税	億円	837	137	975	
	加算税	億円	155	3	157	
	計	億円	992	140	1,132	
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	945	60	183	
	追徴税額	本税	万円	140	4	23
		加算税	万円	26	0.1	4
		計	万円	166	4	26

（注）1 令和元年7月から令和2年6月までの実績である。
2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 譲渡所得者

所得税のうち譲渡所得者の調査等件数は1万3,221件（前年2万784件）である。このうち申告漏れ所得のあった件数は1万1件（前年1万6,091件）であり、申告漏れ所得金額は1,106億円（前年1,526億円）である。

また、調査対象者1件当たりの申告漏れ所得金額は836万円（前年734万円）である。

(3) 申告相談及び指導の状況

イ 確定申告期

令和元年分の確定申告においても、納税者サービスの向上並びに相談事務及び内部事務の更なる効率化を図るため、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進や適切な申告相談体制の構築・運営に取り組んだ。

事務計画の策定に当たっては、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進、確定申告会場の効率的な運営及び期中処理の促進による効果はもとより、各署における改善策など各種施策の実施により得られた効率化効果を的確に反映し、他部門からの応援事務量の適正化を図りつつ、超過勤務の縮減や確定申告期前及び期後における外部事務量の確保に結びつくよう配意した。

なお、令和元年分確定申告においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申告・納付期限を令和2年4月16日（木）まで延長する等の対応を行った。

(i) 自宅等からのe-Taxを利用した申告を更に推進するため、前事務年度に引き続きマイナンバーカード方式やID・パスワード方式によるe-Tax利用

の広報を重点的に実施した。

また、確定申告書等作成コーナーのスマートフォン等専用画面について、2か所以上の勤務先から給与収入がある場合や年金収入、副業の収入がある場合なども利用ができるように対象範囲を拡大したことを踏まえ、スマホ申告が見込まれる対象者に向けて、積極的な広報・周知を実施した。

(ii) 「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に2回、確定申告の相談などを実施している。

令和元年分の確定申告期においては、最初の日曜日がいわゆる3連休の中日となることから令和2年2月24日（月曜・祝日）と3月1日（日曜日）に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問について、確定申告期間中の日曜日に、ヘルプデスクでの相談を行った。

(iii) 確定申告会場の運営に当たっては、職員及び非常勤職員の役割分担を明確化するとともに、能力を最大限発揮できるよう、職員及び非常勤職員を適切に配置した。また、全ての納税者に対して、一律に対応するのではなく、個々の納税者のニーズやパソコンの習熟度に応じた申告相談やパソコン操作補助を行うことにより、効率かつ円滑な会場運営に努めた。

なお、確定申告書等作成コーナーのスマートフォン等専用画面のサービス開始を踏まえ、一部の確定申告会場に、納税者のスマートフォン等を利用して申告を行うコーナーを設置し、翌年以降の自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進を図った。

おって、消費税軽減税率制度の実施後初めての確定申告となることから、税理士会や青色申告会などの関係民間団体と連携し、丁寧な指導・説明を行い、納税者が適正に申告できるような体制の構築に努めた。

- (c) 確定申告書へのマイナンバー記載や番号法上の本人確認書類の提示又は写しの添付が的確に実施されるよう、これまでの確定申告書へのマイナンバーの記載状況を分析し、その結果把握された不記載者の属性等に応じ、的確な周知・広報を実施した。
- (d) 地方公共団体から国への申告書等データの引継について、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、地方公共団体に対しシステム対応に向けた働き掛けを行い、更なる利用の拡大に向けて、地方公共団体と十分な連携・協議を実施した。
- (e) 医療費控除に係る医療費の明細書添付義務化について、令和元年分で、経過措置が終了し、令和2年分以降、医療費の領収書の添付又は提示によらず、医療費控除の明細書等の添付が必要となることから、納税者が適正に申告できるよう、地方公共団体等と連携し、各種説明会の場などあらゆる機会を捉えて、改正内容に係

る周知・広報を積極的に実施した。

- (f) 譲渡所得の納税者は、税法になじみの薄い者が多いことから、税理士会、証券業界等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の確保に努めた。

ロ 青色申告者の育成及び指導の充実

申告納税制度の定着のためには、記帳に基づき自主的に申告できる納税者の増大が前提となるので、前年度に引き続き関係民間団体等の協力を得ながら次のように青色申告の勧奨と青色申告者の指導に努めた。

- (g) 青色申告の勧奨は、関係民間団体等の協力を得て、あらゆる機会を通じて行った。

この結果、青色申告者総数は、696万人となり、前年に比べて約19万人(2.8%)増加している。

青色申告の中心となる事業所得者の青色普及割合(所得税の申告納税額のある納税者に対する割合)をみると、62%となっている。

- (h) 青色申告者に対する指導は、主として関係民間団体等の協力を得ながら開催する各種の説明会や記帳指導を通じて積極的に行い、青色申告特別控除制度の説明を行うなど質の向上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した記帳指導人員は、約51万人である。

ハ 白色申告者に対する記帳指導等

白色申告者に対しても関係民間団体等の協力を得ながら、各種広報・説明会等を通じて、記帳制度の周知のほか、記帳方法、決算方法の指導に努めた。

また、平成23年度の税制改正により、

平成26年1月以降、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が全ての個人事業者等に拡大されたことから、地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調を図りつつ、改正内容の幅広い広報・周知や指導に努めた。

4 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

(1) 承認の趣旨

個人が公益法人等に対して譲渡所得の基因となる財産を寄附した場合には、時価によりその財産の譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることとされているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

(2) 非課税承認申請の処理状況

令和元事務年度における非課税承認申請の処理状況は、次のとおりである。

表3 寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認申請の処理状況

区分	件数
学校法人	内19 43
財団法人	
公益財団法人	内8 162
一般財団法人	8
社会福祉法人	内14 56
医療法人	2
宗教法人	22
その他の法人	
独立行政法人等	内3 39
社団法人等	2
NPO法人	6
認可地縁団体	17
合計	内44 357

(注) 1 内書きは、租税特別措置法施行令第25条の17第7項の規定による承認申請（承認特例）に係る件数である。

2 独立行政法人等には、地方独立行政法人及び国立大学法人が含まれる。

3 社団法人等には、公益社団法人及び一般社団法人が含まれる。

第3節 源泉所得税

1 概要

(1) 源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所

得は、おおむね次のとおりである。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得
居住者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補てん金等、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等
内国法人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補てん金等、特定の報酬・料金等
非居住者 外国法人	国内源泉所得（特定のものに限る。）

(2) 源泉徴収義務者は、所定の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収した上、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った日の翌月10日までに「所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長の承認を受けることにより、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を7月10日と翌年1月20日にまとめて

納付することができるいわゆる「納期の特例」の制度が設けられている。

2 課税の状況

(1) 源泉徴収義務者数

イ 令和元事務年度末（令和2年6月30日）現在における給与所得の源泉徴収義務者数は、354万2,897件であり、前事務年度に比べて、11,084件（0.3%）増加している。

これを組織区分別にみると、本店法人は1.1%、支店法人は0.5%それぞれ増加しており、個人は1.5%減少している。

ロ 給与所得以外の所得の源泉徴収義務者数をみると、前事務年度に比べて、配当所得は0.7%増加しており、利子所得等は2.1%、非居住者等所得及び特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は1.4%、報酬・料金等所得は0.2%それぞれ減少している。

表4 給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個人	計
件数	2,392,098	28,556	11,274	116,823	994,146	3,542,897

(2) 源泉所得税の徴収税額

令和元事務年度における源泉所得税の徴収税額は19兆3,032億円（本税額19兆2,933億円、加算税額99億円）であり、前事務年度（19兆1,548億円）に比べて、1,484億円（0.8%）増加している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみると、給与所得は1,825億円（1.6%）、退職所得は192億円（8.1%）、配当所得は809億円（1.6%）それぞれ増加しており、

報酬・料金等所得は200億円（1.7%）、利子所得等は423億円（12.3%）、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は712億円（19.1%）、非居住者等所得は7億円（0.1%）それぞれ減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、配当、給与、退職手当、報酬・料金など広範囲にわたっているばかりでなく、そ

の内容も多様化していることから、一部には適正に源泉徴収義務を履行していない源泉徴収義務者もみられるところである。

このため、源泉所得税事務の運営に当たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる接触の機会を捉えて、この制度に関する指導を行い、これにより優良な源泉徴収義務者の育成に努め、また、適正に源泉徴収義務を履行していない者に対しては、法人税等の調査の際に、併せて源泉所得税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制を採っている。

以上の基本的体制の下で、令和元事務年度においては、次の点に重点を置いた施策を実施した。

イ 納付指導

納付指導については、前事務年度に引き続き未納税額の多寡等に応じて重点的かつ効率的に実施することとした。

特に、多額の未納税額を有する納付遅延者に対しては反復継続して納付指導を行うとともに、前年以前分の未納税額がある納付遅延者に対しては、未納が長期間滞留することのないよう、その早期処理を図った。

ロ 源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。

(2) 調査の状況

イ 調査件数

令和元事務年度に調査を行った件数は、9万件である。

ロ 調査の事績

調査を行った9万件のうち、課税漏れ等の非違があったものは2万9千件で、調査による追徴税額は296億円となっている。

表5 源泉所得税の調査状況

区 分	調 査	対 前 事 務 年 度 比
	千件	%
調査件数	90	77.1
非違件数	29	80.3
	億円	
追徴税額	296	80.1

第4節 法人税

1 概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者（公共法人を除く。）及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの納税義務者の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	(納税義務者)	(課税所得の範囲)
内 国 法 人	普通法人	全ての所得
	協同組合等	全ての所得
	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
外 国 法 人		国内に源泉がある所得

① 法人税法では、人格のない社団等を法人とみなしている。

② 企業グループが連結納税の承認を受けた場合には、その親法人を納税義務者として、連結所得に対して法人税が課税される。

- 3 これらの法人は、原則、その法人が採用している事業年度を課税計算の基礎とし、各事業年度の終了後2か月以内に、確定した決算に基づくその事業年度の所得の金額及び税額等を記載した確定申告書を所轄税務署長に提出し、納税することになっている。
- 4 平成22年10月1日前に解散した普通法人及び協同組合等については、清算所得に対して法人税が課税される。

2 申告の状況

(1) 法人数

令和元事務年度末現在の法人数は、316万5,396件であり、10年前（平成21事務年度末）の299万8,089件と比べて16万7,307件増加しており、前事務年度（313万2,210件）に比べて、1.1%増加している。

なお、令和元事務年度末の青色申告法人数は282万5,682件で、全法人数の89.3%を占めている。

表6 法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
	件	件	件	件	件	件
法人数	3,036,497	42,869	57,957	21,781	6,292	3,165,396

(注) 1 令和2年6月30日現在の法人数である。
2 清算中の法人は除く。

(2) 申告件数等

平成31年4月から令和2年3月末までに事業年度が終了し、令和2年7月末までに法人から提出された確定申告書の件数は294万9,396件で、その申告割合は91.1%である。また、そのうち黒字申告（有所得申告）をしたものの割合は35.3%で、前年度の34.7%に比べて0.6ポイント増加している。

(注) 令和元年度に提出された連結確定申告書の提出件数は1,737件である。

(3) 申告所得金額

令和元年度に黒字申告をした法人の所得金額は65兆52億円で、前年度の73兆3,865億円に比べて8兆3,813億円（11.4%）減少している。

これを黒字申告1件当たりの所得金額で見ると、6,239万円で、前年度（7,216万円）に比べて13.5%減少している。

また、赤字申告をした法人の欠損金額は14兆8,149億円で、前年度の13兆541億円に比べて1兆7,608億円（13.5%）増加している。

これを赤字申告1件当たりの欠損金額で見ると、777万円で、前年度（683万円）に比べて13.8%増加している。

(4) 申告税額

令和元年度における申告税額は、11兆5,546億円で、前年度12兆7,922億円に比べて1兆2,376億円（9.7%）減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に関する事務については、原則として、資本金1億円以上の大規模法人と外国法人を国税局の調査部が所管し、それ以外の中小法人については税務署が所管してい

る。

表7 法人税の申告状況

区分	年度等	税務署 所管法人	調査部 所管法人	合計
所管法人数	30 元	千件 3,099	千件 33	千件 3,132
		3,131	34	3,165
申告割合	30 元	% 91.4	% 96.1	% 91.4
		91.1	94.1	91.1
黒字申告割合	30 元	% 34.5	% 69.6	% 34.7
		35.1	68.0	35.3
申告所得金額	30 元	億円 222,952	億円 510,913	億円 733,865
		223,148	426,905	650,052
黒字申告1件 当たり所得金額	30 元	千円 22,264	千円 3,266,079	千円 72,156
		21,738	2,758,139	62,385
赤字申告1件 当たり欠損金額	30 元	千円 4,355	千円 695,589	千円 6,827
		4,371	894,654	7,767

調査に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人を重点的に調査し、適正・公平な課税の実現に努めるとともに調査効果の波及と持続に配慮して、調査と指導の一体的運営に努め、全体の申告水準の向上を図っている。

連結グループに対する調査についても、単体法人への調査と同様に調査必要度の高いグループから実施し、調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調の下、一体的な調査に努めている。

また、消費税については、平成3年7月以降、広報、相談、指導を基本とした施策に調査を加えた執行方針に移行し、法人税との同時調査を行うことで、納税者の利便と調査事務の効率的な運営を図りつつ、適正・公平な課税の実現に努め

ている。

イ 大規模法人

大規模法人数は、全法人数の1%にすぎないが、申告所得金額は全法人の約3分の2を占めるなど、その社会的、経済的な影響力は極めて大きく、全納税者の税務コンプライアンスに多大な影響を及ぼすものである。

また、税務を取り巻く環境が変化する中において、とりわけ大規模法人においては、企業活動の広域化、国際化、高度情報化が著しく進展しているところである。

このため、国税局の調査部では経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や有効な資料情報の収集・活用に努め、調査必要度に応じた調査事案的確な選定を行うとともに、調査展開に応じた的確な事案の進行管理により、一層効果的・効率的な事務運営を実施することとしている。

近年においては、大規模法人の税務コンプライアンスと申告水準の更なる向上を図り、適正・公平な課税を実現するため、法人の税務リスクを的確に把握し、リスクが小さいと判断される法人には調査以外の手法により自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導く「協力的手法」を活用し、他方、調査必要度が高いと判断される法人に対しては重点的・効率的に調査を実施することで、リスク・ベース・アプローチに基づく所管法人全体の適切な監理及び適正な事務量配分に努めている。

令和元事務年度においては、特に次の点に重点を置いた施策を実施した。

(イ) 連結法人の管理・調査の充実

増加する連結法人に的確に対応するため、子法人が複数局にまたがる大規模連結グループについて、調査計画を早期化することにより、子法人の調査事務量の確保や事前の情報収集による調査企画の充実を図るとともに、親法人所轄部署と子法人所轄部署が緊密に調査情報の交換を行うことにより、波及効果の高い調査の実施に努めた。

また、連結法人の更なる増加を見据え、大規模連結グループの一体的な管理・調査の試行を行った。

(ロ) 重点化を通じた深度ある調査の実施

調査必要度が高く、通常の調査日数・調査方法では問題点の把握・解明が困難な事案について、入念な準備調査により重点調査項目を明確化した上、これに応じた必要な調査事務量を投下することにより深度ある調査の実施に努めた。

特に、大口・悪質な不正計算や租税回避スキームの利用が想定される事案については、企画型調査として、事前に入念な情報収集・分析を行った上で事案組成し、適切な調査体制を編成の上、深度ある調査を実施した。

(ハ) 海外取引調査の適切な実施

海外取引調査の実施に当たっては、新興国・開発途上国の高い経済成長などのグローバルな経済環境の変化やオフショア金融センター等を経由したクロスボーダー投資の実態等にも着目しつつ、情報リソースを効果

的に活用し、国際税務専門官等の調査マンパワーの弾力的な運用などにより、適正・公平な課税の実現に努めた。

(ニ) 移転価格調査の充実等

移転価格調査の執行に当たっては、法人の移転価格リスクに応じた的確な納税者管理の下、調査必要度の高い法人に対して重点的に調査を実施した。

また、移転価格税制上の問題の有無の判断を速やかに行うため、準備調査の段階から情報の収集・分析に努め、調査着手後には的確に調査法人と意思疎通を図り、「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類」（ローカルファイル）等を効果的に活用しつつ、効率的な調査展開を図った。

さらに、事前確認審査に当たっては、必要に応じて相互協議部局との連携を密にし、事案の複雑性・重要性に応じたメリハリのある的確な審査の実施に努めた。

併せて、事前確認手続に係る法人の利便性向上を図るため、事前相談に適切に対応した。

(ホ) 調査審理の充実

調査における的確な事実認定とこれに基づく適切な法令の適用を行うために、審理担当部署が、租税回避事案を含む複雑困難事案等について、調査の早い段階から積極的に関与し、適切な助言を行うなど、調査担当部門に対する支援を行った。

ロ 中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に

当たっては、的確な納税者管理に基づき、大口・悪質重点の調査を基本としつつ、効率的な調査・接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的な事務運営を推進し、総体としての適正申告の確保を図ることとしている。

特に調査の実施に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人に重点を置いて深度ある調査を実施するとともに、法人の申告状況、資料情報等に照らし、幅広い観点から調査が必要と認められる者に対しても的確な調査を実施していくこととしている。

このような方針の下で令和元事務年度においては、一層効果的な事務運営に努めるとともに、特に、次のとおり重点課題に取り組んだ。

(イ) 消費税調査の充実等

消費税については、事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付を含む不正計算や消費税固有の非違の把握により一層配意した選定・調査を実施した。

特に、還付申告については、不正還付を未然に防止するため、還付原因の確認が必要な場合には、確実に還付処理を保留するとともに、必要に応じて書面照会、実地調査等による接触を実施した。

(ロ) 海外取引法人等に対する調査の充実

中小法人の中でも海外取引を行う法人や、海外に子会社や支店などを有する法人が増加傾向にあるため、これらの法人の実態を的確に把握するとともに、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極

的に活用するなど、深度ある調査を実施した。

(ハ) 無申告法人に対する取組

事業を行っているにもかかわらず申告していない法人（稼働無申告法人）については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的な実態把握・調査を実施した。

(ニ) ICT調査の充実等

経済社会の高度情報化は、業務のICT化・ネットワーク化、電子商取引の拡大、帳簿書類の電子データ保存などの形で著しく進展しており、これらに対応するために、情報技術専門官等を中軸に、より高度なICT調査に取り組むほか、業種・業態等に応じた実態研究や調査手法の開発・蓄積を組織的に行うことにより、調査の充実を図った。

また、電子帳簿等保存制度については、その適正かつ円滑な執行に努めた。

(ホ) 組織力を生かした広域的調査の実施

多店舗を有し、巧妙悪質な不正計算を行っていると想定される法人やグループ内法人との取引を通じて不正計算を行っていると想定される法人等に対処するため、特別調査情報官を中心として、関係各部課（部門）、関係国税局・沖縄国税事務所及び税

務署間の緊密な連携の下に、国税組織を挙げての効果的な調査を実施した。

(A) 公益法人等に対する調査の充実

公益法人等に対しては、各種資料情報の収集に努め、納税義務等のある法人を的確に把握し、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなど、その課税の適正化に努めた。

(2) 調査の状況

令和元事務年度中に実地調査をした件数は7万6,265件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は5万7,436件となっている。

また、隠蔽又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正申告件数は1万6,488件で、これは実地調査件数の21.6%に当たる。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は7,802億円で、前事務年度の1兆3,813億円に比べて6,011億円(43.5%)減少している。このうち不正所得金額は2,594億円で、前事務年度の2,887億円に比べて294億円(10.2%)減少している。

表8 法人税の調査状況

区分	事務年度	税務署	調査部	合計
		所管法人	所管法人	
実施調査件数		千件	千件	千件
	30 元	96 74	2 2	99 76
申告漏れ 所得金額		億円	億円	億円
	30 元	5,260 4,600	8,553 3,202	13,813 7,802
不正所得金額		億円	億円	億円
	30 元	2,705 2,470	182 123	2,887 2,594

(3) 指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税意識の向上と税知識の普及を図り、申告水準の維持・向上に努めた。

イ 個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部職員等が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、①新設法人等に対する指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ 関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との連携・協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、組織の第一線まで税に関する認識が高まるよう、トップマネジメントの積極的な関与により、税務に関するコ

ーポレートガバナンス（以下「税務CG」という）を充実させていくことが効果的である。

こうした認識の下、この取組に関する説明会を実施するとともに、大法人のうち、国税局調査部の特別国税調査官所掌法人の調査の機会を利用して、税務CGの状況を確認した上で、調査終了時にトップマネジメントと意見交換を行うなど、その充実に向けた企業の自発的な取組を促進しているところである。

なお、税務CGの状況が良好で調査必要度が低いと認められる法人については、一般に国税当局と見解の相違が生じやすい取引等の自主開示を受け、その適正処理の確認ができた場合に次回調査の時期を延長等しているところである。

また、移転価格に関しても、調査や行政指導等の機会を利用して、法人の自発的かつ適正な移転価格に関する対応を促進して移転価格上の問題の防止につなげることを目的に、移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組を実施しているところである。

加えて、調査部所管法人全体の税務コンプライアンスを効果的・効率的に維持・向上していく観点から、所管法人に対して、国税庁ホームページに掲載の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用を働き掛けているところである。

第5節 相続税

1 概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額（相続時

精算課税に係る贈与については贈与時の価額）を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

なお、平成27年1月1日以後の相続等については、平成25年度税制改正により、基礎控除額の引下げ等が行われている。

2 申告の状況

令和元年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人（相続税額のある者）の数は29万5,310人であり、前年（30万342人）に比べて1.7%減少している。これを被相続人の数で見ると、11万5,267人であり、前年（11万6,341人）に比べて0.9%減少している。

次に、申告による課税価格は、15兆7,843億円であり、前年（16兆2,360億円）に比べて2.8%減少している。これを被相続人1人当たりで見ると1億3,694万円であり、前年（1億3,956万円）に比べて262万円減少している。

また、納付すべき税額は、1兆9,754億円であり、前年（2兆1,087億円）に比べて6.3%減少している。

これを被相続人1人当たりで見ると、1,714万円であり、前年（1,813万円）に比べて99万円の減少となっている。

なお、相続税の課税財産（債務控除前）について種類別にその構成割合をみると、土地34.4%、有価証券15.2%、現金、預貯金等33.7%、その他の財産（生命保険金等、家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等）16.7%である。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告

漏れがあると認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った。

令和元事務年度において実地調査を行った件数は1万635件（前年1万2,463件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は9,072万件（前年1万684件）であり、これは実地調査を行った件数の85.3%（前年85.7%）に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では3,048億円（前年3,538億円）であり、納付すべき税額では、587億円（前年610億円）である。

(2) 申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、相続税の周知に努めるとともに、相続税の課税が見込まれる者に対して、「相続税のあらまし」や「相続税の申告のためのチェックシート」などを送付して、申告の仕方、相続財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配意した。

4 財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる土地評価基準（路線価及び評価倍率）を定める事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局・沖縄国税事務所及

び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域については路線価方式により、その他の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%程度を目途に評価している。

第6節 贈与税

1 概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した個人に対し、その取得した財産の価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告し、納税する。

2 申告の状況

令和元年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者は48万8千人であり、前年（49万4千人）に比べて1.2%減少している。納付すべき税額は2,500億円であり、前年（2,788億円）に比べて10.3%減少している。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、4万2千人であり、前年（4万2千人）に比べて1.4%減少している。納付すべき税額は327億円であり、前年（284億円）に比べて15.1%増加している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査の状況

贈与税の調査は、無申告事案を中心に、多額の申告漏れがあると認められるものについて実施した。

令和元事務年度において実地調査を行った件数は3,383件（前年3,732件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は3,217件（前年3,549件）である。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では218億円（前年207億円）であり、納付すべき税額では、65億円（前年56億円）である。

(2) 申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等になじみの薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、納税者による自主的かつ適正な申告がなされるよう贈与税の周知に努めるとともに、申告の仕方、贈与財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配意した。

第7節 地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成3年5月に創設（地価税法の公布は平成3年5月2日）され、平成4年1月1日から施行（地価税法第38条については、公布の日から施行）さ

れた。

地価税は、個人又は法人がその年の1月1日午前零時（課税時期）において、基礎控除額を超える土地等を保有する場合に課税される。地価税の納税義務のある者は、その年の10月1日から10月31日までの間に申告し、同日までに税額の2分の1相当額を、翌年3月31日までに残額を納付しなければならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に係る地価税については、当分の間、課税されないこととなり、申告書の提出も必要ないこととなっている。

第8節 酒税

1 概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は保税地域から引き取られる酒類に対し課税される。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の4種類に分類しており、さらに、原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量であり（従量税）、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製造場から移出した酒類について翌月末日までにその所在地の所轄税務署長に申告書を提出するとともに、当該移出した日の属する月の末日から2か月以内に納税しなければ

ばならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、原則として、輸入酒類を保税地域から引き取る時までには所轄税関長に申告書を提出し、同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

2 課税の状況

令和元年度の課税数量は、859万6,035キロリットル（うち輸入品に係る課税分49万6,466キロリットル）であり、前年度に比べて1.0%減少している。酒類ごとにみると、前年度に比べて課税数量が増加した酒類は、果実酒37万5,434キロリットル（5.9%増）、甘味果実酒1万244キロリットル（10.5%増）、ウイスキー19万4,121キロリットル（6.2%増）、スピリッツ83万9,440キロリットル（10.2%増）、リキュール251万2,928キロリットル（4.9%増）、粉末酒及び雑酒1,315キロリットル（0.8%増）である。前年度に比べて課税数量が減少した酒類は、清酒45万7,694キロリットル（6.1%減）、合成清酒2万4,796キロリットル（8.7%減）、連続式蒸留焼酎35万4,830キロリットル（4.4%減）、単式蒸留焼酎41万323キロリットル（5.9%減）、みりん10万237キロリットル（0.8%減）、ビール233万2,908キロリットル（5.9%減）、ブランデー4,867キロリットル（4.9%減）、原料用アルコール138キロリットル（13.7%減）、発泡酒59万51キロリットル（8.3%減）、その他の醸造酒38万6,686キロリットル（9.8%減）である。また、令和元年度の課税額は、1兆2,400億円（うち輸入品に係る課税分671億円）であり、

前年度に比べて2.5%減少している。

3 調査及び指導の状況

(1) 調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目標として、効果的・効率的な実施に努めている。

その実施体制は、国税局長・沖縄国税事務所長が指定する大規模な酒類製造場等は各国税局・沖縄国税事務所が、それ以外の酒類製造場等は、広域運営体制の下、各税務署の酒類指導官が担当している。

(2) 調査の状況

酒税調査は、調査必要度が高い酒類製造場等に対し、効果的・効率的に実施した。令和元事務年度においては、調査対象場数4,168場のうち869場に対して一般調査又は申告調査を行い、その結果、336場に7,647万円の更正・決定等を行った。

(3) 指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令に定める諸事項を確実に遵守するよう指導を行った。また、酒類販売業者に対しては、集合方式による記帳指導を行った。

4 関税割当に関する事務

(1) 麦芽

ビール等用及びウイスキー用の主原料には、国産大麦及び輸入大麦から製造される麦芽並びに輸入麦芽が使用されている。

輸入麦芽については、関税割当制度が採られており、農林水産省が主務官庁となっているが、農林水産大臣が関税割当証明書を発給するに当たっては、国税庁

長官が各企業に内示した数量を限度とすることとされている。

令和元年度の内示数量は、ビール等用458千トン、ウイスキー用46千トンであった。

(2) とうもろこし

ウイスキー等用の原料には、とうもろこしが使用されている。

輸入のとうもろこしについても、関税割当制度が採られており、農林水産省が主務官庁となっている。上記麦芽と同様の方法で関税割当証明書の発給を行うこととされている。

なお、令和元年度の内示数量は59千トンであった。

5 酒類の公正な取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「取引基準」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、取引基準等に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思慮される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、令和元年8月に、平成30事務年度に実施した取引

実態調査の実施状況の概要及び取引基準に基づく指示を行った事例を公表し、令和2年2月には、「嚴重指導」、「指針」に示された公正なルール等に則していない主な事例を公表した。

6 免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

(1) 酒類製造免許

酒類製造免許は、製造しようとする酒類の品目別に取得する必要がある、人的要件や需給調整要件等の審査を経て免許を付与している。

令和元年度は323場に対して酒類製造免許を付与しており、令和2年3月末現在付与している酒類製造免許場数は13,007場である。

また、「構造改革特別区域法」、「総合特別区域法」及び「国家戦略特別区域法」（以下、「特区法」という。）の規定により、酒税法の特例措置の適用を受けて、特区内において特定農業者がその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）や果実酒を製造するために製造免許を受けようとする場合は最低製造数量基準が適用されないため、小規模なその他の醸造酒や果実酒の製造が可能となっている。

令和元年度においては、このその他の醸造酒の製造免許を11場、果実酒の製造免許を3場に対し付与した。この結果、令和2年3月末現在特定農業者に付与しているその他の醸造酒の製造免許場数は197場、果実酒の製造免許場数は9場となっている。

また、特区法の規定により、地域の特産物を原料として製造する単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールについても最低製造数量基準を引き下げる酒税法の特例措置が設けられている。

令和元年度においては、この果実酒の製造免許を7場、リキュールの製造免許を3場に対し付与した。この結果、令和2年3月末現在、地域の特産物を原料として製造する単式蒸留焼酎の製造免許場数は1場、果実酒の製造免許場数は49場、原料用アルコールの製造免許場数は1場、リキュールの製造免許場数は30場となっている。

このほか、特区法の規定により、特区内において清酒の製造免許を受けている者が、当該特区内の特定の施設において清酒の製造体験を提供する場合には、当該施設内に設ける一定の体験製造場をその者の既存の清酒の製造場と一つの清酒の製造場とみなす酒税法の特例措置が設けられた（令和2年1月27日施行）。

(2) 酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分され、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

令和元年度は、7,927場に対して酒類販売業免許（期限付免許を除く）を付与しており、このうち酒類卸売業免許は456場、酒類小売業免許は7,471場である。また、令和2年3月末現在付与している酒類販売業免許場数は184,717場であり、このうち酒類卸売業免許は12,532場、酒類小売業免許は172,185場である。

7 酒類の表示等に関する事務

酒類業者に対して、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に規定する酒類の

表示義務、「清酒の製法品質表示基準」、「果実酒等の製法品質表示基準」、「酒類における有機の表示基準」及び「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」等の遵守並びに「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務の適正な履行がされるよう調査・指導等に努めた。

また、「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づく地理的表示の指定や普及拡大に取り組んだ。

8 清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の安定に関する事務

「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づく、日本酒造組合中央会の清酒製造業に係る信用保証事業及び近代化事業並びに単式蒸留焼酎製造業に係る近代化事業の令和2事業年度（令和2年4月～令和3年3月）の事業計画、収支予算及び資金計画について、令和2年3月31日に認可した。

9 酒類に係る資源の有効な利用の確保等に関する事務

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるとともに、関係法令が適切に遵守されるよう、引き続き周知・啓発に努めた。

また、国税庁ホームページの活用により、酒類業界をはじめ広く国民に対して、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）への意識の高揚を図ることに努めた。

10 社会的要請への対応に関する事務

20歳未満の者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類小売業者に対して、過

去3年以内に酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならないこと、当該研修を定期的に受講させなければならないこと及び酒類の陳列場所における表示義務等の遵守を指導するとともに、これらの義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

11 酒類業の振興に関する事務

(1) 酒類行政の基本的方向性

近年、累次の閣議決定等により、政府全体で輸出促進の取組を進めてきており、国税庁は、事業所管官庁として、酒税の保全の観点にとどまらず、酒類業の振興について積極的な役割を果たすことが求められている。

こうした状況を受け、平成31年3月にとりまとめた「酒類行政の基本的方向性」に基づき、「官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を発揮して意欲的な取組が行われるようサポートや環境整備に取り組む」等の方針を踏まえ、海外販路の開拓や事業者への技術支援等の各種取組を実施した。

(2) 日本産酒類の輸出促進

イ 政府方針等

「総合的なTPP等関連政策大綱（令和元年12月5日TPP等総合対策本部決定）」において、日本産酒類のブランド価値の向上に向けた取組等を通じ、日本産酒類の競争力を高め、海外展開を推進していくこととされた。

また、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和2年4月1日施行）に基づき、「農林水産物・食品輸出本部」が設置され、関係府省庁間の

緊密な連携・協力の下、政府全体で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととされた。

ロ 海外需要の開拓

酒類業者等に対し、海外の輸入・流通業者とのビジネスマッチングの機会を提供するため、令和元年7月に英国で開催された「Imbibe Live2019」への出展を支援したほか、ドイツや台湾の大手バイヤーを招聘し、商談会を開催した。

また、国際的イベント等におけるプロモーションにより、日本産酒類に対する国際的な認知度や理解の向上を図るため、令和元年10月にパリで開催された「SALON DU SAKE2019」でセミナー・ワークショップを実施したほか、令和2年2月にはロンドン、同年3月にはサンパウロのジャパン・ハウスにてプロモーションを実施した。

さらに、令和2年1月に海外市場で影響力や情報発信力のある海外の酒類専門家（WSET関係者）を招聘し、日本酒や焼酎・泡盛の酒蔵の視察や酒類総合研究所によるレクチャーを実施した。

ハ 国際交渉

国税庁では、輸出環境整備として、関係府省や関係機関と連携し、EPA等の国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、地理的表示（GI）の保護等を求めている。特に、平成31年2月1日に発効した日EU・EPAにおいては、①全ての酒類の関税の即時撤廃、②「日本ワイン」（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）

の輸入規制（醸造方法・輸出証明）の撤廃、③単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和（四合瓶や一升瓶の輸出が可能）、④EU域内におけるG I「日本酒」等の酒類の地理的表示の保護を実現した。

また、令和2年1月に発効した日米貿易協定では、米国は、①ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進めること、②米国での日本産酒類の10の地理的表示の保護に向けた検討手続を進めること、③米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化、④米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビューを行うことを約束した。

ニ 輸出手続の迅速化・簡素化

日本から輸出する酒類の通関に際して国税当局が発行する証明書の提出を求める国がある場合には、迅速な発行に努めているところ、令和元年9月に、輸出証明書の発行手続の迅速化の観点から、各種証明書の申請から発行までの事務手続の見直しを行った。

また、令和2年4月には、酒税における輸出免税の適用に当たって必要となる輸出明細書について、税務署長への提出が不要とされ、当該手続が簡素化された。

ホ ブランド化の推進

(i) 地理的表示（G I）の普及拡大

酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大に取り組んでおり、地理的表示の指定に向けた相談等に対しては、手続面・技術面で支援を行っている。

令和元事務年度においては、令和2年3月にG I「はりま」、6月にG

I「三重」を指定した。

また、消費者等に向けたシンポジウム等を開催し、地理的表示制度の認知度向上に努めた。

(ii) 果実酒等の製法品質表示基準の定着のための取組

果実酒等の製法品質表示基準が定着していくことにより、地域に根ざしたブランド化が進むとともに消費者の商品選択が容易になることで、ワイン製造業者やぶどう農家の振興などにもつながるよう、「日本ワイン産地マップ」を作成し、周知・広報に努めた。

(3) 沖縄振興

沖縄県の地域振興の一環として、琉球泡盛の輸出促進を目的に設立された「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」を踏まえ、内閣府等の関係府省庁等と連携し、国内外での泡盛PRイベント等を実施し、沖縄県産酒類の振興に取り組んだ。

(4) 酒類業者の経営改善等に関する事務

酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援したほか、酒類業組合等を通じた有用な情報提供等を行い、酒類業者から経営革新等に関する相談等があった場合には、関連情報の提供及び関係機関の紹介などにより、適切な指導、助言に努めた。

12 酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務

酒類の生産から消費まで全ての段階にお

ける酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等、技術的事項に関する事務を実施している。

令和元事務年度においては、酒類の品質、安全性及び適正表示の確保のため、全国市販酒類調査において理化学分析、品質評価等を行い、その調査結果を国税庁ホームページに公表したほか、同調査の結果等を踏まえ、酒類製造者を対象とした製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を実施した（指導相談件数1,575件）。

また、国際会議等において取り上げられている酒類の安全性に係る成分についての実態把握・関連情報の提供や酒類等の放射性物質に係る調査（平成23年6月の分析開始以来の累積分析点数18,161点）を行った。

13 酒類の分析及び鑑定に関する事務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に必要な分析及び鑑定を行い（分析点数177点）、その性状等を明らかにしたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許者の製造した酒類の分析等を行った（品質審査点数918点）。

また、全国市販酒類調査においては、上述の品質等の確保及び課税に関する問題等の把握のため各種分析等を行う（分析点数2,116点）とともに、技術指導・相談の実施において必要な酒造用原料、中間製品等に対する分析を行った（分析点数256点）。

14 独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所は、財務省所管の独立行政法人として平成13年4月に発足し、国税庁と連携しつつ、酒税に関する任務のうち酒類に関する高度な分析及び

鑑定、分析手法の開発や酒類及び酒類業に関する研究、調査、情報提供等を行っている。

また、国税庁と研究所は双方の効果的かつ効率的な運営に資するため定期的に技術情報の交換の場を設けている。

第9節 消費税

1 概要

(1) 制度概要

課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等及び特定仕入れ並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から原則として2月以内に（個人事業者については翌年の3月31日までに）申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時（特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日）までに税関長に対し消費税を申告・納付する。

なお、原則として、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者については納税義務が免除される。

(2) 主な制度改正等

消費税法は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年4月から施行された。

平成3年5月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月から施行された。

平成6年秋の税制改革及び平成8年度

税制改正により、消費税率を3%から4%（新たに創設された地方消費税と合わせた税率は5%）に引き上げるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等が見直され、平成9年4月1日から施行された。

平成15年度税制改正により、事業者免税点制度及び簡易課税制度等について抜本的な改革が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。

平成24年の社会保障と税の一体改革により、消費税率を4%から6.3%（地方消費税率と合わせた税率は8%）、6.3%から7.8%（地方消費税率と合わせた税率は10%）に段階的に引き上げる改正が行われ、平成26年4月1日に6.3%に、令和元年10月1日に7.8%に、それぞれ引き上げられることとなった。

平成28年度税制改正により、消費税率が10%に引き上げられると同時に日々の生活における負担を減らすため、軽減税率制度が実施されることとなり、令和元年10月1日から施行された。また、令和5年10月1日から複数税率の下で適正な課税を行うために、適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されることとなった。

2 申告・届出の状況

(1) 届出の状況

令和元年度末までに、下表のとおり325万8千件（前年度約323万7千件）の課税事業者届出書及び約13万1千件（前年度約12万5千件）の課税事業者選択届出書並びに約1万5千件（前年度約1万5千件）の新設法人に該当する旨の届出書が提出された。

表9 消費税の課税事業者等届出件数

（令和2年3月末日現在）

区分	課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人届出書
個人	千件 1,294	千件 35	千件 —
法人	1,964	96	15
計	3,258	131	15

(注) 1 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある（以下、表12まで同じ）。

(2) 課税の状況

課税期間が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に終了したものの課税状況をみると、次のように課税件数は、個人事業者113万1千件（前年度113万6千件）、法人202万1千件（前年度202万1千件）であった。

表10 消費税の課税件数

（令和2年6月末日現在）

区分	納税分	還付分	合計
個人	千件 1,090	千件 41	千件 1,131
法人	1,867	154	2,021
計	2,957	195	3,152

(注) 国・地方公共団体等については令和2年9月30日までの申告及び処理分が含まれる。

また、課税額（納税分）は、個人事業者6,143億円（前年度5,995億円）、法人16兆3,552億円（前年度15兆8,907億円）、合計16兆9,695億円（前年度16兆4,902億円）であった。

表11 消費税の課税額

(令和2年6月末日現在)

区分	納税分	還付分
個人	外 1,678 億円 6,143	外 101 億円 370
法人	外 44,775 163,552	外 12,605 45,717
計	外 46,454 169,695	外 12,706 46,087

(注) 1 国・地方公共団体等については令和2年9月30日までの申告及び処理分が含まれる。
2 外書は地方消費税分である。

3 調査の状況

消費税については、所得税・法人税との同時調査を行っており、令和元事務年度の個人事業者に対する調査等件数は6万7千件であり、法人に対する調査件数は7万4千件である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が4万5千件で、その追徴税額は加算税を含め304億円であり、法人が4万4千件で、その追徴税額は加算税を含め723億円である。

表12 消費税の調査等状況

区 分	個 人	法 人	計
調査等件数	件 67,314	件 73,830	件 141,144
申告漏れ等の非違件数	44,547	43,740	88,287
追徴税額(含・加算税)	億円 304	億円 723	億円 1,027

(注) 追徴税額については、地方消費税を含む。

第10節 その他の諸税

1 揮発油税及び地方揮発油税

(1) 概要

揮発油税及び地方揮発油税（以下この1において「揮発油税等」という。）の課税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製

造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取る時まで申告し、納税する。

(2) 課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数は、令和元年度末現在で5,193場（前年度末現在5,187場）である。この中には、揮発油を未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場255場及び石油化学工場315場が含まれている。

令和元年度の揮発油税等の課税標準数量は4,717万キロリットル（前年度4,828万キロリットル）、課税額は2兆5,229億円（前年度2兆5,930億円）であり、課税額のうち616億円（前年度668億円）は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。

これらの場数は、令和元事務年度で4,907場（前事務年度5,025場）である。

令和元事務年度においては、91場（前事務年度156場）に対して調査を実施した。

調査の結果、3場（前事務年度10場）について更正又は決定（調査を実施した結果修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。）を行っているが、その増差税額は150万円（前事務年度4,900万円）である。

(4) 揮発油類の分析

混和密造による揮発油税等の脱税事案

の取締りに関し、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析し混和密造揮発油の解明を行っている。令和元事務年度に分析した揮発油類は、延べ1,521点である。

2 印紙税

(1) 概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、定款、通帳、金銭の受取書等の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法によるが、このほか、税務署に所定の手続をして現金で納付する方法、例えば、一定の書式表示をして申告納税する方法等がある。

(2) 課税の状況

令和元年度における現金納付分の課税額は1,509億円（前年度1,562億円）であり、課税人員は17万1,154人（前年度17万2,330人）である。

(3) 調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙の貼付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、貼り付けをしなかった場合は不納付税額の3倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不納付税額の1.1倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

令和元事務年度においては、2,365場（前事務年度2,764場）に対して調査等を行い、その結果、2,198場（前事務年度2,506場）において収入印紙の貼付不足等

が発見され、その不足税額は17億3,500万円（前事務年度22億4,700万円）であった。

また、そのうち申告納税の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、令和元事務年度において、2万573場（前事務年度2万377場）であるがこのうち539場（前事務年度627場）に対して調査を行い、その結果、61場（前事務年度63場）につき、1億8,400万円（前事務年度1億8,600万円）の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたることから、国税庁ホームページ等を通じたリーフレットの配付、説明会の開催など様々な方法による指導を行っている。

3 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 概要

たばこ税及びたばこ特別税（以下この3において「たばこ税等」という。）の課税物件は、喫煙用の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

(注) たばこ特別税は一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）の規定に基づき、平成10年12月1日から課税されている。

(2) 課税の状況

令和元年度末の製造場数は372場（前年

度末345場)である。この中には、製造たばこを未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場240場が含まれている。

令和元年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で1,533億3,964万本(前年度1,575億62万本)、課税額は1兆104億円(前年度9,858億円)であり、課税額のうち5,123億円(前年度4,747億円)は保税地域からの引取りに係るものである。

(3) 調査の状況

たばこ税等の調査対象場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品課税製造たばこ(税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ)の貯蔵場所があり、手持品課税製造たばこの貯蔵場所を除く調査対象場数は、令和元事務年度で372場(前事務年度345場)であるが、このうち、10場(前事務年度21場)に対して調査を行った。

4 石油ガス税

(1) 概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者(石油ガスタンク等)であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

(2) 課税の状況

令和元年度末の充てん場数は2,593場(前年度末2,621場)であり、令和元年度の課税標準数量は79万トン(前年度88万トン)、課税額は139億円(前年度154億円)である。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は2,665場(前事務年度2,627場)であるが、このうち、143場(前事務年度260場)に対して調査を行い、その結果、40場(前事務年度70場)につき2,000万円(前事務年度200万円)の更正・決定等を行った。

5 航空機燃料税

(1) 概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり、航空機燃料を航空機に積み込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を航空機へ積み込む場所とされているが、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所(多くは納税義務者の住所地を承認場所としている。)とすることができる。

令和元年度末現在、この承認を受けた納税地数は579場(前年度末567場)、その他の納税地数は1,149場(前年度末1,078場)である。

令和元年度の航空機燃料税の課税標準数量は518万キロリットル(前年度505万キロリットル)で、課税額は800億円(前年度782億円)である。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は1,540場(前事務年度1,505場)であるが、このうち、20場(前事務年度22場)に対して調査を行い、その結果、13場(前事務年度11場)につき、4,400万円(前事務年度1,900万円)の更正・決定等を行った。

6 自動車重量税

(1) 概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検査証の交付を受け、又は車両番号の指定を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者であり、納付は、原則として所定の用紙に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸支局等又は軽自動車検査協会に提出することにより行う。

(2) 課税の状況

令和元年度における自動車重量税の課税額は、7,004億円(前年度6,956億円)である。

7 電源開発促進税

(1) 概要

電源開発促進税の課税物件は、一般送配電事業者の販売電気である。

納税義務者は、一般送配電事業者であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

(2) 課税の状況

令和元年度末の納税義務者数は10社であり、令和元年度の課税標準たる販売電気の電力量は8,429億1,179万キロワット時(前年度8,621億1,031万キロワット時)、課税額は3,161億円(前年度3,233億円)である。

8 石油石炭税

(1) 概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である(石油製品については輸入に係るものに限る。)

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採

取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取るときまで(国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日まで)に申告し、納税する。

(2) 課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

令和元年度末現在、この承認を受けた納税地数は14場(前年度末14場)、その他の納税地数は162場(前年度末159場)である。

令和元年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が1億3,499万キロリットル、石油製品が1,170万キロリットル、ガス状炭化水素が8,867万トン、石炭が1億2,137万トン、課税額は合計7,402億円(前年度7,887億円)であり、課税額のうち7,316億円(前年度7,792億円)は保税地域からの引取りに係るものである。

(注) 平成24年10月1日から地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により特例税率が適用され、段階的に税率の引上げが行われており、平成26年4月1日に2回目、平成28年4月1日に3回目の税率の引上げが行われている。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は78場(前事務年度74場)であるが、このうち、8場(前事務年度16場)に対し

て調査を行い、その結果、5場（前事務年度8場）につき、1,600万円（前事務年度2億1,700万円）の更正・決定等を行った。

9 国際観光旅客税

(1) 概要

国際観光旅客税の課税対象は、旅客の航空機又は船舶による日本からの出国である。

納税義務者は、航空機又は船舶により日本から出国する旅客となるが、原則として、国際旅客運送事業を営む者である航空会社又は船舶会社が特別徴収義務者として、旅客から本税を徴収し納付することとなる。

なお、国際旅客運送事業を営む者のうち、国内に本店又は事務所等を有する国内事業者は税務署に、国内事業者以外の者（国外事業者）は税関に、本税の納付等の手続を行う。

(2) 課税の状況

国際観光旅客税の課税人員は、令和元年度においては4,413万人（前年度702万人）となっている。

また、課税額は、令和元年度においては441億円（前年度70億円）となっている。

(3) 調査の状況

令和元事務年度における調査対象場数は102場であるが、このうち28場に対して調査を行い、その結果、18場につき、追徴税額が2,300万円となった。

第2章 犯則の取締り

第1節 直接国税

1 査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は原則として納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、反社会的な行為に対する責任を追及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査（犯則調査）し、その結果に基づいて検察官に告発し公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続が国税通則法第11章に定められており、その執行には各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

2 国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務所約1,500人が配置されており、所得税、法人税等の悪質な脱税の摘発という重要な犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が質問検査権に基づくいわゆる課税調査を行うのに対し、査察調査を行うための特別の調査権限が与えられている。すなわち、国税査察官は、脱税の疑いがある

納税者（犯則疑者）について、本人、取引先等の参考人に質問し、それらの者が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、任意に提出された物件を領置することができる。また、裁判官が発付する許可状により住居、工場、事務所等を臨検、搜索し、帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、いわゆる強制調査を行う権限（犯則調査権限）が与えられている。

査察調査の手順としては、脱税の疑いのある者を発見すると、まず、脱税の規模や手口などをより具体的に確認するための内偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、社会的非難に値する犯則疑者について、その脱税の犯則疑事実を裁判官に説明し、許可状の交付を受ける。その許可状に基づいて強制調査に着手するが、着手に当たって各国税局・沖縄国税事務所に配置されている国税査察官は統率の取れた行動をとる。さらに、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に応援する体制も確立されている。強制調査の着手によって差し押さえられた帳簿・書類などは、その後の綿密な調査も加わって真実の所得・税額の計算とその存在を立証するための証拠となる。

3 関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律上の問題点及び事件の具体的な処理について、国税庁においては法務省及び最高検察庁と、各国税局・沖縄国税事務所においては関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

(1) 合同中央協議会

令和元年9月には、国税庁及び法務省主催の下に各国税局・沖縄国税事務所の幹部及び国税査察官並びに全国の各検察

庁の財政経済担当検察官が参加して合同中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

(2) 合同地方協議会

令和元年11月には、仙台国税局及び仙台高等検察庁主催の下に札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに仙台高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、熊本国税局及び福岡高等検察庁主催の下に大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局・沖縄国税事務所の国税査察官並びに福岡高等検察庁、同庁管下各地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4 査察事務の状況

令和元年度における査察事務の運営に当たっては、有効な資料情報の収集に向けた体制の整備や適切な調査体制の構築を図るなど、各国税局・沖縄国税事務所の実情に応じた効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、所得税、法人税事案に取り組むほか、消費税の輸出免税制度などを利用した消費税受還付事案や自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告ほ脱事案、更に、国際事案や市場が拡大する分野や時流に即した社会的波及効果の高い事案の積極的な立件・処理に取り組んだ。

また、経済取引等の国際化及びICT化に的確に対応するため、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度やデジタルフォレンジックツール（データの証拠保全・解析）を活用して効果的な調査を実施した。

令和元年度の査察の概要についてみると、査察着手件数は150件、処理件数は165件で

このうち116件を告発しており、処理件数に対する告発件数の割合は70.3%である。

告発分の総脱税額（加算税額を含む。）は92億円であり、告発1件当たりの脱税額は8,000万円となっている。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件は17件で16億700万円、法人税に係る事件は64件で56億3,600万円、消費税に係る事件は32件で19億7,500万円、源泉所得税に係る事件は3件で5,800万円となっている。

また、告発の多かった業種は、建設業（19者）、不動産業（19者）となっている。

5 社会的波及効果の高い事案への取組

現下の経済社会情勢を踏まえて、特に、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案に積極的に取り組んだ。

(1) 消費税受還付事案

消費税受還付事案については、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性の高いものであることから、積極的に取り組んだ。

令和元年度の消費税受還付事案の告発件数は11件となっている。

○ 告発事例

貿易業を営む会社が、取引実態がないにもかかわらず、国内での宝飾品仕入を装い架空仕入（課税取引）を計上するとともに、香港法人への販売を装い架空輸出売上（免税取引）を計上する方法により、多額の消費税還付金額を記載した内容虚偽の消費税の確定申告を行い、不正に消費税の還付を受け、または受けようとしていたもの

(2) 無申告ほ脱事案

無申告ほ脱事案については、申告納税

制度の根幹を揺るがすものであることから、積極的に取り組んだ。

令和元年度の無申告ほ脱事案の告発件数は27件となっている。

また、平成23年度に創設された単純無申告ほ脱犯を適用した事案は11件となっている。

○ 告発事例

競艇選手と結託して勝舟投票券の払戻金による多額の収入を得ていた者が、他人名義で勝舟投票券のインターネット投票を行うことにより所得を秘匿し、所得税の確定申告を一切せずに納税を免れていたもの

(3) 国際事案

国外取引を利用した悪質・巧妙な事案や海外に不正資金を隠すなどの国際事案に積極的に取り組んだ。

また、国外財産に係る課税の適正を図るため、平成26年に国外財産調書制度が導入されたが、同調書の不提出犯を初めて告発した。

令和元年度の国際事案の告発件数は25件となっている。

○ 告発事例

家具の輸入販売仲介業を営んでいた者が、売上代金を他人名義の預金口座に入金するなどの方法で事業所得を除外したほか、同様の方法で所得を隠し、所得税の確定申告を一切しない方法で多額の所得税を免れていたもの

また、多額の売上代金が入金された国外預金を有していたにもかかわらず、正当な理由なく国外財産調書を提出期限までに提出していなかったため、国外財産調書不提出に係る罰則を適用して告発した

(4) その他の社会的波及効果の高い事案

近年、市場が拡大する分野や時流に即した脱税事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案に対して積極的に取り組んだ。

○ 告発事例

インターネット広告業を行っている会社が、不正加担先と通謀し、同人に虚偽の契約書等を作成させ架空の外注費を計上するなどの方法で法人税を免れていたもの

6 不正資金の隠匿場所

脱税によって得た不正資金等の隠匿場所は様々であったが、

○ 居宅内の和ダンスに作り込まれた隠し戸の中

○ 個人名義で契約したレンタル収納スペース内のスーツケースの中

に現金を隠していた事例があった。

第2節 間接国税

1 犯則取締制度

間接国税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしも全てが適正なものとはいえない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、周知広報に力を注いでいるが、課税の公平を実現するため、悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正には是正措置を採っている。

間接国税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への強い誘惑がある。また、間接

国税のほ脱を行った悪質な企業が当該商品の価格を引き下げて安売りをを行う結果、正常な市場を混乱に陥れ、正しい納税をしている企業の経営を不当に圧迫することにもなる。

このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者等に重点を置いて効果的に実施することとしている。

間接国税の犯則取締りは、国税通則法第11章に定める手続により行われ、国税通則法第7章の2に定める課税調査の権限とは明確に区分されている。

(注) 間接国税とは、消費税（賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。）、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

2 通告処分制度

直接国税及び申告納税方式による間接国税に関する犯則事件にあつては、当該職員が調査によって犯則があると思料するときは、全て告発の手続を採ることとなっているが、申告納税方式によるものを除く間接国税に関する犯則事件にあつては当該職員から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状が懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等を納付すべきことを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。そして、通告を受けた犯則者がその内容である罰金相当額等財産上の

負担を任意に履行したときは、当該犯則事件について訴えを提起することができないという手続である。

この通告の内容を履行しないときは、通告不履行による告発の手続を採ることとなっている。

(注) 平成29年度税制改正により国税犯則調査に係る規定が国税通則法に編入されたことにあわせて、通告処分の対象となる間接国税の範囲が見直されている。平成30年3月31日以前は、間接国税のほ脱等については、その納付すべき税額の確定の方式にかかわらず、通告処分の対象とされていた。

3 関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令上の問題点及び事案の具体的処理について、国税庁においては、法務省及び最高検察庁と、国税局・沖縄国税事務所及び税務署においては、関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

4 犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、課税部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

令和元年度における間接国税の犯則事件の検挙件数は20件となっている。

第3章 債権管理事務及び徴収事務

第1節 債権管理事務

1 概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納め過ぎとなった税金を納税者に返還する還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長による申告税額の更正等により納付することとなった税金の額を確認して「徴収決定済額」として管理し、また、これらの税金が実際に納付された場合に「収納済額」として整理することで、納税者ごとにその納付状況を管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金の納付は、金銭により日本銀行やその代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄税務署において行うことが原則であるが、相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納が認められ、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、不動産や有価証券などの相続財産により、物納することが認められる。また、印紙税、登録免許税、自動車重量税といった税目については、印紙による納付が認められている。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、一旦「国税収納金整理資金」に受け入れられ、その資金から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税（昭和42年6月導入）、インターネットバンキング等による電子納税（平成16年6月導入）、コンビニ（バーコード）納付（平成20年1月導入）、ダイレクト納付（平成21年9月導入）、クレジットカード納付（平成29年1月導入）及びコンビニ（QRコード）納付（平成31年1月導入）といった多様な納付手段を導入し、納税者の利便性向上を図るとともに、収納に関する事務効率を図っている。

還付金事務は、納税者が税金を納め過ぎた場合、その超過部分の金額（還付金）を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により、①金融機関（銀行、郵便局等）の預貯金口座へ振り込む方法、②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の令和元年度の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の効率化を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めた。

2 事務処理の状況

(1) 徴収決定・収納

令和元年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ 徴収決定の状況

令和元年度における徴収決定済額は、総額68兆1,956億円で、これを前年度と比較すると4,450億円（0.6%）の減少となっている（前年度は2.5%の増加）。

ロ 収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額66兆3,478億円で、収納割合は、

97.3%（前年度97.8%）となっている。

これを前年度と比較すると8,001億円（1.2%）の減少となっている。

ハ 不納欠損額の状況

イの徴収決定済額に対し、滞納処分
の停止をした後、その停止が3年間継
続したこと又はその国税が限定承認に
係るものであることなどの理由に基づ
き、納税義務が消滅したことにより不
納欠損額として処理したものは、総額
776億円である。

これを前年度と比較すると6億円
（0.8%）減少している。

ニ 翌年度へ繰り越す収納未済の状況

イの徴収決定済額のうち、令和元年
度中に収納済等とならなかったため翌
年度に繰り越して徴収することとなっ
たものは、総額1兆7,702億円（うち滞
納処分の停止中のものは、757億円
（4.3%））である。

これを前年度と比較すると3,557億円
（25.1%）増加している。

(2) 各種納付手段の利用状況

イ 振替納税

令和元年度における振替納税の利用
状況は、申告所得税及び復興特別所得
税（第3期分）において53.0%（納税
人員605万人のうち利用人員321万人）、
個人事業者の消費税及び地方消費税
（確定申告分）において72.6%（納税
人員103万人のうち利用人員74万人）と
なっている。

これを前年度の振替納税の利用状況
と比較すると、申告所得税及び復興特
別所得税では利用人員で12万人、利用
率で2.3ポイント下回った。

また、消費税及び地方消費税では利

用人員で4万人、利用率で2.8ポイント
それぞれ下回った。

ロ コンビニ（バーコード）納付

令和元年度におけるコンビニ納付
（バーコード）の利用件数は、185万件
となっており、前年度と比較すると3
万件（1.6%）増加している。

ハ コンビニ（QRコード）納付（平成 31年1月導入）

令和元年度におけるコンビニ納付
（QRコード）の利用件数は22万件と
なっており、前年度と比較すると3万
件（12%）減少している。

ニ 電子納税（ダイレクト納付を含む）

令和元年度における電子納税の利用
件数は、501万件となっており、前年度
と比較すると99万件（24.6%）増加し
ている。

ホ クレジットカード納付

令和元年度におけるクレジットカード
納付の利用件数は、31万件となっ
ており、前年度と比較すると、7万件
（29.2%）増加している。

(3) 還付金

令和元年度における還付金等の支払決
定済額は、総額で11兆6,076億円であり、
これを前年度の決算額と比較すると、総
額で9,731億円（9.2%）の増加となった。

(4) 物納及び延納

イ 物納の処理状況

令和元年度中に相続税の物納申請
（前年度以前の物納申請に対する許可
未済を含む。）があったものは件数で
119件、金額で233億円であり、これに
対して申請取下げ等を除き、物納の許
可をしたものは件数で72件、金額で206
億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越したものは件数で33件、金額で15億円である。

ロ 延納の処理状況

令和元年度中に相続税及び贈与税の延納申請（前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。）があったものは、件数で1,762件、金額で757億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で923件、金額で359億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済は、件数で451件、金額で180億円である。

(5) 納税貯蓄組合との連携・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき設立された団体であり、現在では、振替納税制度の利用拡大や消費税の期限内納付に関する運動のほかに、各種の税務広報、研修会の開催、租税教育の推進（とりわけ中学生の「税についての作文」の募集）等納税意識の向上を図るための幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、充実が図られるよう、連携・協調に努めている。

特に中学生の「税についての作文」については、平成20年度から全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している。

第2節 徴収事務

1 概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されな

いときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、原則として、財産の調査に始まり、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当に終わる一連の強制徴収手続を執ることになるが、財産調査の結果、納税者の事情等により強制徴収手続を執ることが適当でない認められるときは、①国税の納税を猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を猶予する換価の猶予、③滞納処分 of 執行を停止する滞納処分の停止などの納税緩和措置を講ずることになる。

2 滞納の状況

(1) 発生等の状況

令和元年度において新規に発生した滞納は、件数101万件、税額5,528億円であり、前年度に比べ、件数は30万件（22.9%）減少し、税額は615億円（10.0%）減少している。

さらに、新規発生滞納額5,528億円を税目別にみると、源泉所得税が310億円（全税目に占める構成割合は5.6%）、申告所得税が939億円（同17.0%）、法人税が765億円（同13.8%）、相続税が275億円（同5.0%）、消費税が3,202億円（同57.9%）で、この5税目で全体の99.4%を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数343万件、税額1兆3,645億円であり、前年度に比べて、件数は50万件（12.6%）減少し、税額は1,028億円（7.0%）減少している。

表13 新規発生滞納の税目別内訳

区分	新規発生滞納		構成比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	8	310	8.0	5.6	88.5	95.5
申告所得税	38	939	37.6	17.0	69.9	74.8
法人税	7	765	7.1	13.8	92.9	109.7
相続税	1	275	1.3	5.0	84.9	89.3
消費税	41	3,202	40.3	57.9	78.0	91.0
その他	6	36	5.8	0.6	93.3	101.3
計	101	5,528	100.0	100.0	77.1	90.0

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(2) 整理の状況

令和元年度中に整理した滞納（整理済滞納）は、件数128万件、税額6,091億円であり、前年度に比べて、件数は23万件（15.1%）減少し、税額は464億円（7.1%）減少している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の割合（整理割合）は、件数37.2%、税額44.6%であり、前年度に比べて、件数は1.1ポイント減少し、税額は0.1ポイント減少している。

表14 整理済滞納の税目別内訳

区分	整理済滞納		構成比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	12	396	9.1	6.5	85.7	87.3
申告所得税	49	1,157	38.3	19.0	78.9	86.1
法人税	7	738	5.8	12.1	92.4	106.7
相続税	1	332	1.1	5.5	80.6	85.6
消費税	53	3,438	41.4	56.4	89.2	94.3
その他	5	31	4.3	0.5	92.5	91.7
計	128	6,091	100.0	100.0	84.9	92.9

- (注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

(3) 滞納整理中のものの状況

令和元年度末における滞納整理中のものは、件数216万件、税額7,554億円であり、前年度に比べて、件数は27万件（11.1%）減少し、税額は564億円（6.9%）減少している。

なお、滞納整理中のもの7,554億円を税目別にみると、源泉所得税が1,090億円（全税目に占める構成割合は14.4%）、申告所得税が2,238億円（同29.6%）、法人税が946億円（同12.5%）、相続税が572億円（同7.6%）、消費税が2,668億円（同35.3%）で、この5税目で全体の99.5%を占めている。

表15 滞納整理中のものの税目別内訳

区分	滞納整理中		構 成 比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	35	1,090	16.1	14.4	90.5	92.7
申告所得税	84	2,238	38.8	29.6	88.3	91.1
法人税	9	946	4.0	12.5	97.1	102.9
相続税	1	572	0.5	7.6	98.4	90.9
消費税	83	2,668	38.7	35.3	87.2	91.9
その他	4	41	1.8	0.5	109.6	113.9
計	216	7,554	100.0	100.0	88.9	93.1

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。
 2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。
 3 構成比及び対前年度比は、百万円単位の計数を基に算出している。

3 滞納整理事務の実施状況

(1) 令和元事務年度の取組

令和元事務年度の徴収事務の運営に当たっては、下記(2)に掲げる事項に留意し、適正な滞納整理事務の推進に取り組むとともに、下記(3)のとおり、効果的・効率的な事務運営を実施した。また、(4)及び(5)に掲げる事務に的確に取り組んだ。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努めた。

(2) 適正な滞納整理事務の推進

イ 大口・悪質事案に対する厳正かつ毅然とした対応

大口・悪質事案については、納付能力調査等による滞納者の実情把握に努めた上で、適時の財産調査を行い、差

押え、公売等の滞納処分を厳正・的確に実施するとともに、必要に応じて下記ロにより組織的な対応や法的手段も積極的に活用した。

なお、公売については、滞納処分の引継ぎの制度を活用するなどして、効果的・効率的に公売事案の処理促進を図った。

また、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、厳正に対処した。

ロ 処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的に対応したほか、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段を積極的に活用した。

ハ 消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理

消費税滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮に努めた。

ニ 猶予制度の的確な周知及び適切な実施

猶予制度を的確に周知するとともに、納付能力調査を中心として滞納者の実情等を十分に把握した上で、法令等に定める要件に該当する場合には、換価の猶予等を適切に適用し、その後の納付の履行

監視等を確実に実施した。

ホ 審理の適切な実施

滞納整理における処分の適法性・妥当性を確保するため、国税訟務官等を含めた十分な審理態勢の下、事実認定、法令要件の充足性及び処分理由の適正性についての審理を的確に実施した。

(3) 効果的・効率的な事務運営

徴収事務運営に当たっては、滞納事案の進行管理や優先的に処理すべき事案の選定及び事務監査の実施を通じた事務の適正性の確保など、徴収システムを活用して、滞納整理の総体的進行管理及び滞納事案の個別的進行管理を適切に実施した。

また、同システムの集中電話催告機能を効果的に活用して、効率的な運営に取り組んだ。

(4) 国際的な徴収回避への対応

国際的な徴収回避に的確に対応するため、資料情報の積極的な活用及び賦課部門等との連携・協調を図り、国外に財産を所有するなどの海外関連事案の的確な把握・管理に努めるとともに、租税条約等の要件に該当する場合には確実に徴収共助を要請するなど、国際的な徴収に積極的に取り組んだ。

(5) 年金保険料の的確な徴収

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料等や国民年金保険料の徴収事務について、委任制度が効果的に活用されるよう厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携するとともに、委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に努めた。

第4章 国際税務

1 概要

近年、個人・企業による海外投資や海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化している。

このため、外国税務当局との租税条約等に基づく国際協力の推進により、海外取引を通じた国際的な脱税や租税回避の防止に努めている。

また、外国税務当局との間で課税上の問題が発生するといったケースも増加していることから、相互協議を通じて、国際的な課税問題の解決に向けて積極的な活動を続けている。

2 国際的な情報交換

租税に関する情報交換の重要性について世界的に認識が高まる中、我が国においても、新たな租税条約等の締結を進めている。令和元事務年度には、クロアチア及びエクアドルとの租税条約が発効し、令和2年6月末現在、発効済みの租税条約等は76（令和元年6月末時点で74）、適用対象国・地域は139か国・地域（令和元年6月末時点で130）に増加している。

令和元事務年度には、これらの国々との間で要請に基づき約850件、自発的に約500件、自動的に約356万件の情報の交換を行った。

なお、事案の内容に応じて、外国税務当局と会合を開催するなど、効果的・効率的な情報交換の実施に努めている。

3 外国税務当局との相互協議

国税庁では、移転価格課税等による国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等の規定に基づき外国税務当局との相互協議を実施してその解決

を図っている。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認に係る相互協議を実施している。

令和元事務年度の発生件数は200件、処理件数は186件、同年度末の繰越件数は542件であった。

4 国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や経験の共有などを行うため、各種の国際会議に積極的に参加している。令和元事務年度においては、OECD税務長官会議運営会合（FTAビューロ会合；メンバーは、日本、インド、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、シンガポール、中国、チリ、ノルウェー、フランス、米国、南アフリカ、ロシアの14か国・地域）、アジア税務長官会合（SGATAR；メンバーは、日本、インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、モンゴルの17か国・地域）等に参加した。

5 技術協力

開発途上国の税制・税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）やOECDなどとも連携しながら、開発途上国に対する技術協力に取り組んでいる。技術協力は、開発途上国等へ職員を派遣し、現地で講義等を提供するもの（派遣型）と、国内において開発途上国の税務職員等を対象とした研修を実施し講義等を提供するもの（受入型）の2つの形態で行われている。

(1) 開発途上国等への職員派遣

開発途上国等で実施される研修の講師として、令和元事務年度は、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオスへ職員を派遣した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的にアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しており、令和元事務年度においては、インドネシア、ミャンマー、ラオスで職員が活動した。

(2) 国内における研修の実施（受入型）

イ 国際税務行政（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象として、日本の税制・税務行政全般について講義等を行う研修であり、中堅職員向けの一般コースと、幹部職員向けの上級コースがある。令和元事務年度において、一般コースは16か国から16名、上級コースは11か国から11名が参加した。

ロ 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿ったテーマで講義等を行っている。令和元事務年度においては、インドネシア、ラオスの税務職員を対象に行った。

ハ アジア国際課税研修

複数のアジア諸国（平成30事務年度は、インドネシア、カンボジア、スリランカ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオスが対象）の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。平成30事務年度においては、7か国から7名が参加した。令和元事務年度の研修は、新型コロナウイルスの影響により、延期された。

ニ 国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修単位の一つを構成している。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、令和元事務年度中に行われた研修には、留学生9名が参加した。

(3) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対処するため、OECDが中心となり、租税犯罪捜査官等を対象に、租税犯罪・収賄罪・マネーロンダリングなどに対する捜査手法、各国間の国際協力などに関する講義等を行う研修である。

国税庁はOECDからの要請を受け、アジア太平洋地域の国々を主な対象とする「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」（以下「アカデミー」という。）を令和元年5月に開講し、その後も同年12月及び令和2年2月にアカデミーを開催した。

また、令和元年6月に福岡で開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、OECDと国税庁との間で今後5年間にわたり定期的にアカデミーを実施する旨を定めた協力覚書を締結しており、今後も引き続き年3回程度アカデミーを開催していく。

第5章 広報

第1節 広報広聴事務

1 概要

広報広聴事務は、国民各層・納税者の方々（以下この章において「納税者等」という。）との双方向のコミュニケーションを通じて、申告納税制度の下、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを目的として行うものである。

このため、その実施に当たっては、納税者等に対して、租税の意義・役割及び国税庁の取組について広く理解を求め、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、納税者の視点に立った分かりやすく丁寧な周知・広報を行うとともに、納税者等の意見や要望等を聴取し、事務の改善に努めた。

なお、各種広報広聴施策の実施に当たっては、その施策の具体的な目標及び主たる訴求対象を明確にし、費用対効果を十分に検証した上で、効果的・効率的に実施した。

2 納税意識の向上に関する事務

(1) 納税意識の向上に向けた税の啓発活動

納税意識の向上に向けた税の啓発活動として、租税の意義・役割や適正かつ公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組について、納税者等に理解を深めてもらえるよう、年を通じて以下の広報広聴施策を実施した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) による情報提供（国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の配信等）

- ・ YouTube「国税庁動画チャンネル」やTwitter「@NTA_Japan」の活用
- ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策
 - ・ 講演会、説明会等
 - ・ 地元マスメディアを通じた広報

(2) 税を考える週間

税の啓発活動としての広報広聴施策は、年を通じて行う(1)の施策のほか、短期間に活動を集約することで、職員の広報意識の醸成や関係民間団体等との連携・協調を促進しつつ、広報施策の訴求効果も高めることができることから、11月11日から17日までを「税を考える週間」（以下「週間」という。）として、集中した広報広聴施策を実施した。

なお、令和元事務年度の週間においては、テーマを「暮らしを支える税」とし、テーマに即した情報を提供するほか、広く納税者等から国税庁の広報施策に対する要望等を聴取した。

イ 国税庁が実施した広報広聴施策

- ・ 国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組等について情報提供を行うページ（以下「取組紹介ページ」という。）の更新
- ・ 取組紹介ページへの誘引を目的としたインターネット広告
- ・ Twitter「@NTA_Japan」による集中的な情報提供
- ロ 各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した広報広聴施策
 - ・ 講演会等の集中的な実施
 - ・ 地元マスメディアに対し週間の行事等に関する情報を積極的に提供
 - ・ 地方公共団体や関係民間団体等との連携・協調による週間の行事等の

実施

- ・ 国税モニター等との意見交換会（紙上座談会を含む。）の開催

(3) 租税教育

次代を担う児童・生徒等に対する租税教育を充実するため、総務省、文部科学省及び国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会のほか、国税当局、地方税当局、教育関係機関、関係民間団体等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設置し、租税教育の推進のための環境整備を図っている。

なお、令和2年3月末現在の租推協設置数は、都道府県単位で47会、市区町村等単位で717会となっている。

令和元事務年度は、租推協を中心として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④教育関係者等を対象とした研修会の開催等を行った。

イ 租税教室の開催

教育関係機関との連携により、児童・生徒等を対象として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を、令和元年度は、全国の小・中・高等学校等2万2,090校で実施した。

ロ 租税教育用副教材の作成・配付

学校教育における租税教育を充実するため、都道府県単位の租推協では、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付した。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」において、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報や租税教育用ビデオ、ゲームを掲載している。

ハ 高校生の税の作文募集

学校教育における租税教育の充実を目的として、昭和37年度から、全国の高校生から税に関する作文の募集を行っており、令和元年度は、1,818校から21万4,421編の応募があった。そのうち優秀作品を選考し、国税庁長官賞等として表彰した。

ニ 教育関係者等を対象とした研修会等の開催

教育関係者等の財政や租税に関する理解を深め、授業に役立ててもらうことを目的として、租税や税務行政等に関する情報を提供する研修会などを開催しており、令和元年度は3万3,733人の参加があった。

3 税に関する知識の普及と向上に関する事務

(1) 確定申告期広報

令和元年分の確定申告期においては、幅広い層に働きかけができるよう各種広報媒体を組み合わせた広報（メディアミックス）を実施することにより、国税庁ホームページ内のコンテンツ「確定申告書等作成コーナー」及び国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用拡大を図った。

また、マイナンバーカード方式やID・パスワード方式によるe-Tax利用及び確定申告書等作成コーナーのスマートフォン等専用画面を利用した申告書の作成について、積極的な広報を行った。

これらの周知・広報に当たっては、国税庁ホームページのほか、報道発表、テレビCM、新聞広告、インターネット広告、Twitter、メールマガジンなど、様々な手段を活用して実施した。

(2) 各種媒体を活用した広報

イ ホームページによる情報提供

国税庁ホームページ（平成10年11月開設）では、身近な税の情報や業務内容、統計資料、報道発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、高齢者や障害者を含め、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性に配慮したホームページ作成に努めている。

なお、令和元年度のアクセス数は、3億3,422万件となっている。

ロ インターネット番組「Web-TAX-TV」

Web-TAX-TV（平成17年8月開設）では、国税庁の取組や仕事をドラマ仕立てで紹介する「取組紹介番組」や、確定申告における税の取扱いや手続を紹介する「税務手続番組」などを配信している。

令和元事務年度は、新たに13番組を制作しており、令和2年6月末現在における配信番組数は、63本となっている。

ハ YouTube「国税庁動画チャンネル」

YouTube「国税庁動画チャンネル」（平成21年度開設）では、Web-TAX-TVで配信している番組のほか、租税教育アニメビデオ、「税を考える週間」や確定申告期に各国税局・沖縄国税事務所及び税務署が実施した著名人によるパブリシティの模様など、令和2年6月末現在において、123本の動画を配信している。

ニ SNS等の活用

国税庁ホームページのトップページにTwitter国税庁公式アカウント（@

NTA_Japan）のリンクを設置し、税に関する情報等をタイムリーに配信している。

なお、令和2年6月末現在のフォロワー数は、約11万人となっている。

ホ 税の広報資料等の作成、配布

税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な最新情報を分かりやすい表現で広く納税者等に提供し、自主的に正しい申告と納税を行えるよう、「暮らしの税情報（パンフレット、リーフレット）」を作成し、配布した。

また、納税者等に対する行政の説明責任を果たすため、国税庁が抱えている課題と取組・その実績について、写真や図、計数やグラフを用いて、分かりやすく「国税庁レポート2020」（日本語版・英語版）に取りまとめて発行するとともに、国税庁ホームページに掲載した。

(3) 説明会、講演会等の開催

税務署等において、各種の説明会や講演会を開催して税知識の普及や納税意識の向上を図った。

4 広聴に関する事務

(1) 納税者等からの意見・要望等への対応

納税者利便の向上や事務運営の改善を図るため、国税当局の窓口やホームページ等に寄せられた納税者等からの意見・要望等について、関係部署で検討し、事務運営の改善等に反映したものについては、その内容を国税庁ホームページにおいて公表した。

(2) 国税モニターの運営

国税モニター制度は、国税に関する納税者等の意見・要望等について、国税モニターを通じて収集し、事務運営の改善

に役立つなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報・資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。

令和元年度は、全国71税務署で354人に委嘱し、税に関する情報を提供するとともに、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署主催行事への参加等を要請した。

5 報道に関する事務

国税庁において、令和元事務年度に租税滞納状況など26件の報道発表を行ったほか、150件の資料提供を実施した。

また、各国税局・沖縄国税事務所においても、それぞれ都道府県単位で路線価の公表などの報道発表等を行った。

6 その他

国税庁では、情報公開窓口に関連窓口を併設し、閲覧文書目録を備え付けるなど、国税庁本庁における行政文書等の閲覧サービスを提供している。

第2節 刊行物等

国税庁では、納税意識の向上、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレット、リーフレット等の作成、監修等を行い納税者等に提供している。

また、毎年実施している民間給与実態統計調査や会社標本調査、申告所得税標本調査などの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

なお、令和元事務年度に発行した各種の刊行物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
第68回事務年報 平成30年度 (A4 187P)	令和2.2	ホームページに公表	平成30事務年度における国税庁の事務運営の概要を収録し、主に今後における税務行政の改善に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
民間給与実態統計調査 平成30年分 (217P)	令和元.11	ホームページに公表	平成30年分の民間事業所の給与等の実態を明らかにしたもの
会社標本調査 平成30年度分 (174P)	令和2.5	ホームページに公表	平成30年度において、稼働中の内国普通法人について、資本金階級別、業種別に課税の実態を明らかにしたもの
申告所得税標本調査 平成30年分 (92P)	令和2.3	ホームページに公表	平成30年分の申告所得税納税者について、所得者区分、種類別、階級別等に課税の実態を明らかにしたもの
National Tax Agency Report 2019 (74P)	令和元.9	ホームページに公表	国税庁の取組について、英語で納税者に分かりやすく説明したもの

〔長官官房広報聴室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報（リーフレット）			
①所得税のしくみ/②記帳や帳簿等保存・青色申告（A4 2P）	令和元. 7	16万部	所得税の仕組みや記帳制度などについて説明したもの
③消費税のしくみ（A4 4P）	令和元. 7	16万部	消費税の仕組みについて説明したもの
④給与所得者と税/⑤家族と税（A4 4P）	令和元. 7	20万部	給与所得者の確定申告や配偶者にパート収入がある場合などについて説明したもの
⑥退職金と税/⑦高齢者と税（年金と税）（A4 2P）	令和元. 7	22万部	退職金の支払を受けた場合や高齢者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑧障害者と税（A4 2P）	令和元. 7	11万部	障害者に対する税制面での特例などについて説明したもの
⑨医療費を支払ったとき（A4 2P）	令和元. 7	23万部	多額の医療費を支払った場合の税金の取扱いについて説明したもの
⑩保険と税（A4 2P）	令和元. 7	18万部	生命保険料、地震保険料を支払った場合や保険金を受け取った場合の取扱いについて説明したもの
⑪寄附金を支出したとき（A4 2P）	令和元. 7	12万部	寄附金を支払った場合における税金の取扱いについて説明したもの
⑫災害等にあったとき（A4 4P）	令和元. 7	11万部	住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減について説明したもの
⑬株式・配当・利子と税（A4 2P）	令和元. 7	19万部	株を売却した場合の税や利子、配当の課税関係について説明したもの
⑭マイホームを持ったときⅠ（A4 4P）	令和元. 7	31万部	住宅ローン等で住宅を新築、購入などした場合の取扱いについて説明したもの
⑮マイホームを持ったときⅡ（A4 2P）	令和元. 7	24万部	住宅ローン等を利用しない場合の取扱いについて説明したもの
⑯土地や建物を売ったとき（A4 2P）	令和元. 7	33万部	土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説明したもの
⑰財産をもらったとき（A4 4P）	令和元. 7	37万部	贈与税について分かりやすく説明したもの
⑱財産を相続したとき（A4 2P）	令和元. 7	38万部	相続税について分かりやすく説明したもの
⑲申告と納税（A4 2P）	令和元. 7	13万部	申告・納付期限や税金の納付と還付について説明したもの
⑳確定申告書等作成コーナー/e-Tax（国税電子申告・納税システム）（A4 2P）	令和元. 7	14万部	確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納税システム（e-Tax）について説明したもの
㉑税に関する相談をするには/情報公開や個人情報の開示を請求するには/㉒税務署長の処分に不服があるとき（A4 2P）	令和元. 7	8万部	税務相談、情報公開、再調査の請求及び審査請求について説明したもの
㉓個人で事業を始めたとき/法人を設立したとき/㉔公売に参加するには（A4 2P）	令和元. 7	11万部	個人で事業を始めたときや法人を設立したときに必要な届出及び公売の手続について説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
暮らしの税情報（パンフレット） （A4 52P）	令和元. 7	55万部	暮らしの税情報（リーフレット）をまとめたもの
私たちの税金（点字本 B5 152P）	令和元. 9	1,390部	目の不自由な方のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの
私たちの税金（墨字本 A4 74P）	令和元. 9	1,390部	点字本の内容を墨字にしたもの
私たちの税金（DAISY図書 CD 2時間18分）	令和元. 9	636枚	目の不自由な方や点字が読めない方のために、点字本の内容を音声にしたもの
国税庁レポート2020（A4 75P）	令和2. 6	3,461部	国税庁の取組について分かりやすく説明したもの

〔課税部課税総括課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和元年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引 （A4 40P）	令和元. 9	481万部	法定調書のうち、多くの方が提出をしなければならない6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめたもの

〔課税部個人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和2年度 所得税の改正のあらまし（A4 20P）	令和2. 5	17万部	所得税に関する税制改正事項を解説したもの
青色申告者のための貸借対照表作成の手引き（A4 32P）	令和元. 10	15万部	青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受けるために必要な貸借対照表の作成方法を説明したもの
白色申告者の決算の手引き（一般用）（農業所得用）（A4 36P）	令和元. 10	26万部	記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳書」を作成するための決算の仕方について説明したもの
帳簿の記帳のしかた（事業所得者用等）（A4 32P）	令和2. 5	36万部	事業所得、農業所得及び不動産所得のある方のための帳簿の記帳の仕方を説明したもの

〔課税部法人課税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和2年度 法人税関係法令の改正の概要（A4 32P）	令和2. 6	17万部	法人税に関する税制改正事項を解説したもので、改正税法説明会の教材等として使用するもの
令和2年版 法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引（A4 96P）	令和2. 6	6万部	法人税の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引（単体法人用）（A4 P96）	令和2. 6	14万部	適用額明細書（単体法人用）の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
適用額明細書の記載の手引（連結法人用）（A4 P91）	令和2. 6	ホームページに公表	適用額明細書（連結法人用）の作成に当たってその記載要領等を説明したもの
令和2年版 源泉徴収のあらまし（A5 384P）	令和元. 10	26万部	源泉徴収に関する主要事項を解説したもので主として大規模徴収義務者に配布するもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和元年分 年末調整のしかた (A4 112P)	令和元. 9	549万部	令和元年分の年末調整の仕方について、改正点、年末調整に当たっての注意点及び具体的な計算方法を説明するとともに、併せて年末調整関係の税額表等を掲載したもので、徴収義務者などに配布するもの
令和元年版 給与所得者と年末調整 (A5 4P)	令和元. 10	65万部	配偶者控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除等について分かりやすく説明したもので給与所得者に配布するもの

〔課税部酒税課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
酒のしおり (A4 152P)	令和2. 3	4,750部	酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録したもの

〔課税部消費税室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
令和元年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用 (一般用) (簡易課税用) (A4 52P・52P)	令和元. 9	89万部	個人事業者の消費税の確定申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの
22019 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors) (A4 52P・52P)	令和元. 12	4万部	「令和元年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き (個人事業者用)」の英語翻訳版
消費税の届出書について (A4 4P)	令和2. 1	11万部	消費税に関する主な届出書の内容や提出時期、提出に当たっての注意点等を説明したもの
法人用消費税及び地方消費税の申告書 (一般用) (簡易課税用) の書き方 (A4 44P・28P)	令和元. 9	67万部	法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たって、その計算方法、申告書及び添付書類の記載方法等を説明したもの
	令和2. 4	49万部	
消費税法改正のお知らせ (A4 4P)	令和2. 4	159万部	消費税に関する税制改正事項を解説したもの
消費税の課税選択の変更に係る特例について (A4 2P)	令和2. 4	20万部	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者に対する特例 (消費税関係) を説明したもの
消費税のあらまし (A4 80P)	令和2. 6	58万部	消費税に関する基本的な仕組みや届出書等について説明したもの
国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税 (A4 68P)	令和2. 6	8万部	国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の基本的な仕組みと手続について説明したもの
契約書や領収書と印紙税 (A4 4P)	令和2. 6	33万部	印紙税が課税される文書やその税額などの基本的な事項をまとめたもの
印紙税の手引 (A4 40P)	令和2. 6	17万部	印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範囲等について分かりやすくまとめたもので、説明会の教材等として使用するもの
消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について (A4 2P)	令和2. 4	20万部	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者に対する特例 (印紙税関係) を説明したもの

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
たばこ税の手持品課税申告の手引 (令和2年10月 手持品課税用) (A4 24P)	令和2.6	15万部	たばこ税の段階的税率引上げに伴い、一定のたばこの販売業者が行う手持品課税の概要等について説明したもの

〔課税部消費税軽減税率制度対応室〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
よくわかる消費税軽減税率制度 (A4 16P)	令和元.7	399万部	消費税の軽減税率制度に関する基本的な事項を説明したもので、制度周知のために使用するもの
消費税軽減税率制度の手引き (A4 80P)	令和元.8	158万部	消費税の軽減税率制度に関する事項について、詳細を説明したもの
消費税の軽減税率制度に関するQ&A (個別事例編)平成28年4月 (令和元年7月改訂)	令和元.7	ホームページに公表	消費税の軽減税率制度の適用に関して個別的事例についてQ&A方式で説明したもの
消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 平成30年6月 (令和元年7月改訂)	令和元.7	ホームページに公表	消費税の適格請求書等保存方式の適用に関して個別的事例についてQ&A方式で説明したもの
消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。	令和元.10	403万部	消費税の軽減税率制度下において、消費税申告書を作成するためには、区分経理(記帳)が必要となる旨説明したもの。
適格請求書等保存方式の概要	令和2.6	336万部	消費税の適格請求書等保存方式について、その概要を説明したもの

〔徴収部管理運営課〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
相続税・贈与税の延納の手引 (A4 72P)	令和2.4	4,750部	相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの
相続税の物納の手引(手続編)(整備編)(A4 72P・80P)	平成2.4	各3,750部	相続税を物納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

〔国税不服審判所〕

刊行物名	発行年月	発行部数等	概要
審判所ってどんなところ?～国税不服審判所の扱う審査請求のあらまし～ (A4 9P)	令和元.8	9,800部	国税不服審判所の概要、不服申立制度及び審査請求手続等について説明したもの
審査請求よくある質問-Q&A-(A4 35P)	令和元.8	5,400部	審査請求手続についてQ&A方式で説明したもの
国税不服審判所における審査請求手続(一般的な審理の流れ)(A3 2P)	令和元.8	5,400部	審査請求書の提出から裁決書謄本の送付までの一般的な審理の流れを図等にまとめたもの

第6章 税務相談等及び苦情

第1節 税務相談等

1 概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われている。

この税務相談について適切かつ効率的に対応するため、各国税局及び沖縄国税事務所に設置した電話相談センターに税務相談官を集中的に配置して、税務署に寄せられる税に関する一般相談に対し、原則として税目別に対応を行っている。

なお、東京、名古屋、大阪の電話相談センターでは、外国人のための英語による電話相談窓口を設けている。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」を設置して情報提供を行っているほか、聴覚障害者等、電話での相談が困難な方からのメールによる税に関する一般相談の窓口を設けている。

さらに、令和2年度から国税庁ホームページに税務相談に対応したチャットボットを導入することとしており、導入に先立ち令和2年1月から5月まで試験的に導入を行った。

2 税務相談等の状況

(1) 税務相談

令和元年度に電話相談センターで受理した税務相談件数は511万件で、対前年度比93.9%となっている。

税務相談件数及び構成割合を税目別にみると、所得税関係260万件（51.0%）、

資産税関係93万件（18.1%）、法人税関係19万件（3.7%）、消費税関係25万件（4.9%）となっている。

(2) タックスアンサー

令和元年度のタックスアンサーの利用件数は7,368万件であり、対前年度比126.5%となっている。

(3) チャットボット

令和2年1月から5月までのチャットボットの試験導入において対応した相談件数は40万件となっている。

第2節 苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。

また、申出がなされた日から原則として3日以内に処理するよう努めており、令和元年度における苦情の3日以内の処理件数割合はおよそ93.9%となっている。

なお、この苦情処理を専担する納税者支援調整官が平成13年7月に設置され、令和元年7月現在では、各国税局・沖縄国税事務所のほか、主要税務署（43署）に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第7章 情報公開・個人情報保護 及び実績の評価

第1節 情報公開

1 概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が、平成13年4月から施行された。

情報公開法に基づき、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示請求をすることができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、当該行政文書を開示

しなければならないとされている。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和元年度における国税庁の開示請求件数は、3,939件であり、前年度とほぼ同数となっている。

表16 行政文書の開示請求件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	対前年比
国税庁	3,940	3,939	99.9%
全省庁	152,641	※	※

(注) 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

令和元年度における国税庁の開示決定等件数は、3,960件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は96.1%となっている。

表17

行政文書の開示決定等の内訳

(単位：件)

	平成30年度				令和元年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	3,961	547 (13.8%)	3,311 (83.6%)	103 (2.6%)	3,960	649 (16.4%)	3,156 (79.7%)	155 (3.9%)
全省庁	138,852	40,626 (29.3%)	95,169 (68.5%)	3,057 (2.2%)	※	※	※	※

注) 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

第2節 個人情報保護

1 概要

(1) 個人情報の保護

行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が、平成17年4月から施行された。

また、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、この章において「番号法」という。）が平成27年10月に施行された。

行政機関個人情報保護法及び番号法は、行政機関における個人情報並びに特定個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としては、これらの法律の趣旨を踏まえ、納税者に関する情報の管理を徹底する必要がある。

(2) 開示請求等

行政機関個人情報保護法に基づき、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができ、行政機関の長は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないとされており、開示請求に対して的確に対応する必要がある。

2 施行状況

(1) 開示請求の受付状況

令和元年度における国税庁の開示請求件数は、60,324件であり、前年度に比べ、3,784件（106.7%）増加している。

表18 保有個人情報の開示請求件数

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	対前年比
国税庁	56,540	60,324	106.7%
全省庁	98,946	※	※

(注) 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

(2) 開示決定等の内訳

令和元年度における国税庁の開示決定等件数は、60,298件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は99.2%となっている。

表19

保有個人情報の開示決定等の内訳

(単位：件)

	平成30年度				令和元年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	56,136	18,019 (32.1%)	37,624 (67.0%)	493 (0.9%)	60,298	19,418 (32.2%)	40,396 (67.0%)	484 (0.8%)
全省庁	97,531	46,499 (47.7%)	48,867 (50.1%)	2,165 (2.2%)	※	※	※	※

(注) 表中の※については、令和3年1月31日現在未公表。

第3節 実績の評価

1 概要

平成10年6月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第6項第2号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）については、その業務の効率化を図る等の観点から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

財務省の実施庁である国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

2 令和元事務年度国税庁実績評価実施計画

「令和元事務年度国税庁実績評価実施計画」（以下「実施計画」という。）については、令和元年6月に策定・公表された。

この実施計画では、国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」及び「税理士業務の適正な運営の確保」の3つを実績目標（大）として設定し、このうち「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」については、その範囲が広く、内容も多岐にわたることから、細目として、「税務行政の適正な執行」、「納税者サービスの充実」、「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」及び「国際化への取組」という4つの実績目標（小）を設定している。

さらに、実績目標（小）のうち「納税者サービスの充実」及び「適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済」には、そ

れぞれ3つの具体的な業績目標を設定している。

また、これらの目標を達成するために43の施策を設定し、さらに各施策の達成度を判定するために70の測定指標を設定している。

3 令和元事務年度国税庁実績評価書

「令和元事務年度国税庁実績評価書」については、令和2年10月に作成・公表された。

なお、実績の評価に当たっては、評価の客観性と質を高めるために、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」（座長 吉野直行 慶應義塾大学名誉教授（令和2年10月現在））において様々な御意見をいただいている。

国税庁では、この評価結果を今後の事務運営に的確に反映して、効率的で質の高い税務行政を確実に実行していくこととしている。

第8章 税務協力体制

第1節 関係民間団体

関係民間団体は、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等を図るための啓発活動に取り組んでおり、税務行政の円滑な執行に寄与している。

国税庁としては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するために関係民間団体との連携・協調を図ることとしている。

1 日本税理士会連合会

(1) 設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年2月に設立された税理士法上の特別法人であり、税理士及び税理士法人（以下この節において「税理士等」という。）の使命、職責に鑑み、税理士等の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

(2) 組織の状況

日本税理士会連合会は、原則として国税局・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）で組織されている。

各税理士会は、下部組織として税務署又は複数税務署の管轄区域ごとに支部を設置している。

令和2年3月31日現在における税理士登録者数は7万8,795人、税理士法人数は

4,197社となっている。

(3) 令和元年度の主な活動状況

イ 日本税理士会連合会制度部が取りまとめた「次なる税理士法改正」の項目について、税理士会会員に公表の上、意見募集を行い、寄せられた意見等を踏まえ、次期税理士法改正に向けた更なる検討を進めた。

ロ 社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命や仕事を紹介するとともに、「税理士による租税講座」を大学に開設し、税法や会計の講義を通じて、学生の税理士や税理士制度への関心を促し、将来の税理士を目指す学生の増加に努めるなど、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを強化した。

ハ 「令和2年度税制改正に関する建議書」を関係省庁に提出し、その一部の建議項目が実現した。

ニ 事業承継サイトの周知・普及に資する施策として、「担い手ナビ」をはじめとする事業承継支援ツールの活用について、税理士会支部等での説明会の開催を支援し、その利用を推進した。

更に「担い手ナビ」を利用する税理士への支援体制の構築のため、新たな連携機関候補として、日本司法書士会連合会と事業承継支援に係る協議を行った。

2 日本税務協会

(1) 設立の目的

日本税務協会は、政府の税務に関する施策の浸透を図り、税務行政に対する協力を行うとともに、納税思想の普及向上を図ることを目的として昭和19年4月に

設立された財団法人であり、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行した。

(2) 組織の状況

日本税務協会は、東京都に本部を置いている。

(3) 令和元年度の活動状況

税に関する図書の出版及び斡旋や日本税務協会のホームページを通じて、税制・税務行政に関する広報活動等を実施した。

3 全国青色申告会総連合

(1) 設立の目的

全国青色申告会総連合は、全国の青色申告会の指導、連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに指導を行うとともに、青色申告者の公正な世論を結集して、その実現に務め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することを目的として設立された。

なお、全国青色申告会総連合は、昭和30年10月19日に任意団体として設立され、平成25年5月1日に一般社団法人となった。

(2) 組織の状況

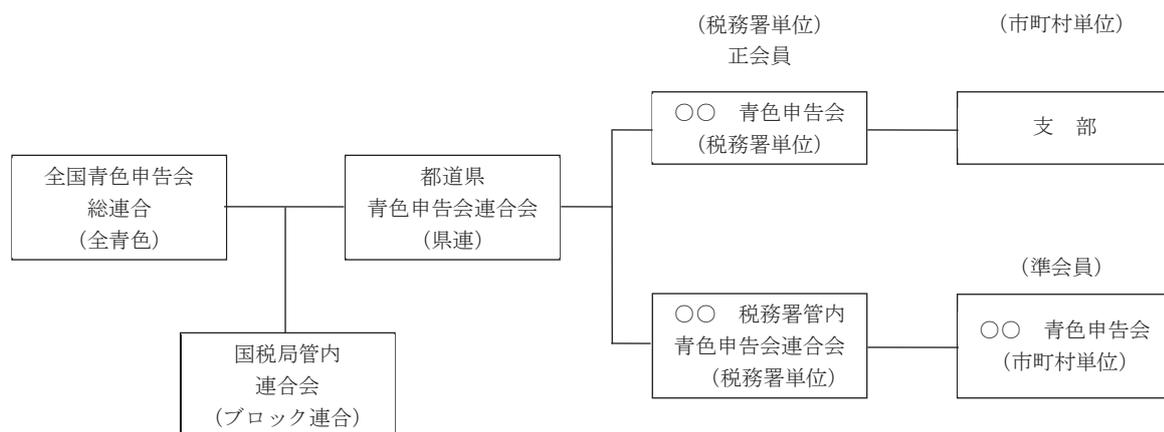
全国青色申告会総連合は、税務署単位の正会員、市町村単位の準会員の各青色申告会より構成されている。また会員は、各都道府県ごとに、連合会（県連）を組織し、県連は、各国税局（大阪国税局を除く。）・沖縄国税事務所の管轄区域ごとに、連合会（ブロック連合会）を組織しており、加入単位会数は約1,800会、その単位数に加入している青色申告者数は約58万人である。

(3) 令和元年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、各種説明会などの指導事業などを行った。

表20

全国青色申告会総連合の組織



(注) 単位会は1税務署1会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところもある。

4 全国法人会総連合

(1) 設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、国税局・沖縄国税事務所及び税務署と連絡協調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、全法人会が税務知識の普及に努めるとともに、よき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年1月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年4月1日に公益財団法人に移行した。

これに伴い、全国法人会総連合は、我が国各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢

献することを目的とすることとなった。

(2) 組織の状況

令和2年6月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道府県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は440会であり、これを加入法人数で見ると、約74万法人である。

なお、平成4年12月に、全ての都道府県連合会及び単位法人会の社団化を達成しているほか、平成26年4月までに全ての県連・単位会が公益社団法人又は一般社団法人へ移行した。

(3) 令和元年度の活動状況

全国法人会総連合は、税制改正に関する提言や租税教室、税に関する絵はがきコンクールなど税を中心とした公益活動を展開したほか、社会の要請に応じて、節電行動を呼び掛けるなど、社会貢献活動にも取り組んだ。さらに、ホームページや情報誌「ほうじん」を通じて、情報発信に努めたほか、テレビCMや新聞・雑誌広告等を通じた広報活動を実施した。

なお、平成26年4月から開始した「企業の税務コンプライアンス向上のための

取組」については、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成し、会員以外にも広く一般に配布することで企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。この取組は、国税庁の使命である適正・公平な課税の実現につながるものであることから、平成27年4月以降、この取組を国税庁の後援事業とした。

全国法人会総連合では、全ての法人会が新たな公益法人等へ移行したことを契機に、平成27年3月に新たな理念を制定し、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、今後も広く社会全体への貢献を目指すことを明確にしている。

5 酒類業組合等

(1) 設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下この5において「酒類業組合法」という。）に基づき設立された法人であり、酒税の保全に対する協力と酒類業界の安定を主な目的としている。

(2) 組織の状況

イ 酒造関係

平成31年3月31日現在における酒造関係の組合組織は、清酒業界にあっては単位組合（税務署及び道府県単位）74、連合会（都府県単位）7及び中央会（全国単位）1の組織となっており、蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界にあってはそれぞれ全国単位で1組合、果実酒業界にあっては山梨県及び山形県にそれぞれ県単位で1組合の組織となっている。

ロ 酒販関係

平成31年3月31日現在における酒販

関係の組合組織は、卸売業界にあっては単位組合（都道府県及び複数府県単位）23及び中央会（全国単位（沖縄県を除く。））1が連合組織となっており、沖縄県においては単位組合（税務署単位）6及び連合会（県単位）1の連合組織となっている。このほか、単独の組織として単位組合（税務署単位）1がある。

また、小売業界にあっては単位組合（税務署及び都府県単位）392、連合会（道府県単位）44及び中央会（全国単位（沖縄県を除く。））1が連合組織となっており、沖縄県においては単位組合（税務署単位）6及び連合会（県単位）1の連合組織となっている。このほか、単独の組織として単位組合（税務署単位）3がある。

(3) 令和元年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条（連合会及び中央会にあっては第82条）の規定に従い、国が組合員に対して行う通知の伝達、そのほか国の行う酒税の保全に関する措置に協力したほか、組合員の福利厚生に関する施設の運営、組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上等を図るための教育、情報提供に関する施設の運営、組合員が販売する酒類の販売増進のための広報宣伝等の事業を行った。

さらに、公正な競争を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定を受けた酒類の景品類及び表示に関する公正競争規約の実施業務を行った。

なお、このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に

対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

表21 酒類に関する公正競争規約等一覧表

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

実施団体	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
日本酒造組合 中央会	清酒製造業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第29号 (平21.9.1)
日本酒造組合 中央会	単式蒸留焼酎製造業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭56.10.13第25号 (平21.9.1)
日本蒸留酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留焼酎の製造業	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第31号 (平22.8.4)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.18第55号 (平21.9.1)
日本洋酒酒造組合	洋酒製造業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.19第57号 (平31.4.5)
日本ワイナリー協 会	果実酒製造業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第58号 (平31.4.5)
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第59号 (平21.9.1)

○表示に関する公正競争規約

区 分	事業の種類	名称	告示日等 (最終改正施行日)
全国小売酒販組合 中央会	酒類小売業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約	昭55.4.3第7号 (平23.2.10)
ビール酒造組合	ビール製造業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54.12.25第60号 (平30.4.1)
日本洋酒酒造組合	ウイスキー製造業	ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第22号 (平31.4.5)
日本洋酒輸入協会	輸入ウイスキー販売業	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第23号 (令元.8.9)
日本洋酒輸入協会	輸入ビール販売業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57.3.12第5号 (令元.8.9)
日本酒造組合 中央会	泡盛製造業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58.11.30第29号 (平31.4.1)
日本酒造組合 中央会	単式蒸留焼酎製造業	単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約	昭61.6.18第7号 (平31.4.1)

(注) 1 日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。

2 この表は令和2年4月1日現在による。

6 全国間税会総連合会

(1) 設立の目的

間接税は、税目が多く種々の業種に係るため、従来は、税目ごとに又は業種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年4月に、これらの団体の全国的組織として、全国消費税協力会総連合会が結成（その後昭和49年11月に全国間税協力会総連合会に改称）された。

その後、消費税の導入を契機として平成元年9月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

(2) 組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局・沖縄国税事務所ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別（又は業種別）の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組織されている。

全国間税会総連合会は、令和2年4月1日現在、その傘下に487団体、会員数にして約9万人社を擁している。

(3) 令和元年度の活動状況

全国間税会総連合会は、消費税等に関する啓発・広報、研究活動、会員に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の要望などを行うこととしている。

令和元年度は、平成26年度以降の最重点施策である①消費税完納運動の更なる推進、②消費税の啓発活動の拡充等に積極的に取り組んだ。

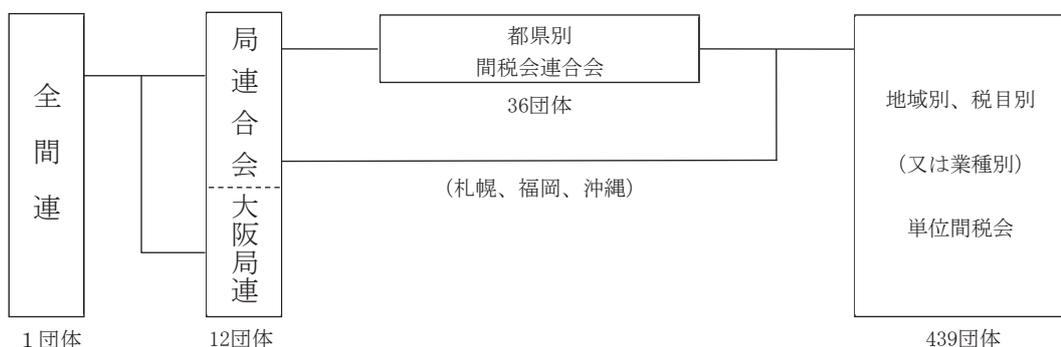
傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を活発に行った。

また、傘下各団体を通じて、各国税局・沖縄国税事務所や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表22

全国間税会総連合会の組織

令和2年4月1日現在



7 全国納税貯蓄組合連合会

(1) 設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として昭和33年10月7日に設立されたものである。

(2) 組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。

令和元年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである（平成31年3月末調査）。

イ 納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会1、国税局単位の連合会12、都道府県単位の連合会41、税務署単位の連合会464、市町村単位の連合会158、合計676連合会となっている。

ロ 納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約1万8千組合である。

(3) 令和元年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は次のとおりであるが、傘下の連合会においては、「振替納税推進の街」及び「消費税完納推進の街」宣言に積極的に取り組む等、租税の期限内完納の推進を図るとともに、会報紙の発行、各種説明会・研修会の開催などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努めるなど、納税道義の高揚に寄与している。

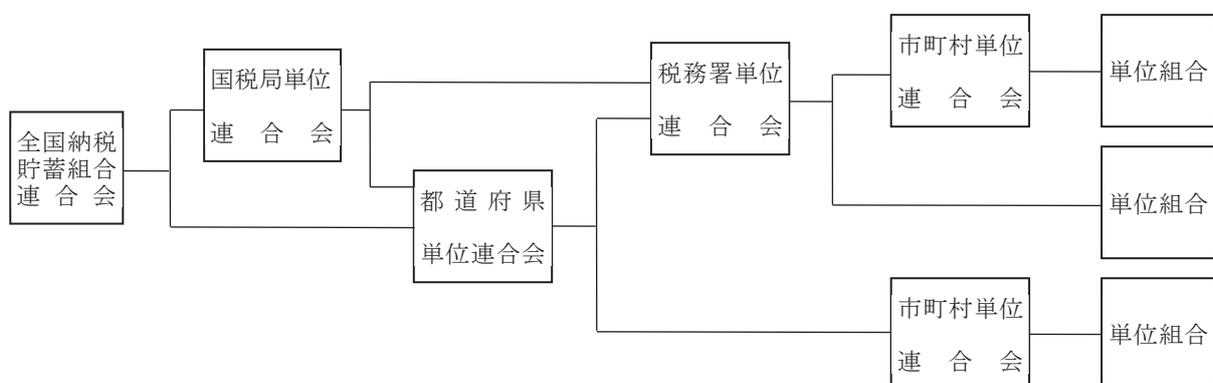
イ 総会を1回、全国役員会を1回開催し、納税貯蓄組合の活動の活発化について協議するとともに、会員相互の連絡協調に努めた。

ロ 消費税をはじめとした各税の期限内納付の推進を図るとともにe-Taxの普及活動にも取り組んだ。

ハ 中学生の「税についての作文」を募集し（応募総数約58万編）、優秀作品の顕彰を行うとともに、上位入選作品をホームページに掲載した。

表23

全国納税貯蓄組合連合会の組織



8 納税協会連合会

(1) 設立の目的

納税協会連合会は、昭和21年に設立され、「大阪国税局及び管下税務署等との連携協調の下に、全ての納税協会が本会を中軸として、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、併せて、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の発展に寄与する」ことを目的としている。

(2) 組織の状況

納税協会連合会の役員（常任副会長を除く。）及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。

納税協会へは、個人・法人を問わず、全ての納税者が加入でき、個人部会、法人部会などの各部会だけでなく、その下に地域別、業種別の支部等を設置している。

なお、平成23年4月に、83全ての納税協会の公益社団法人化を達成し、平成24

年4月には納税協会連合会の公益財団法人化を達成している。

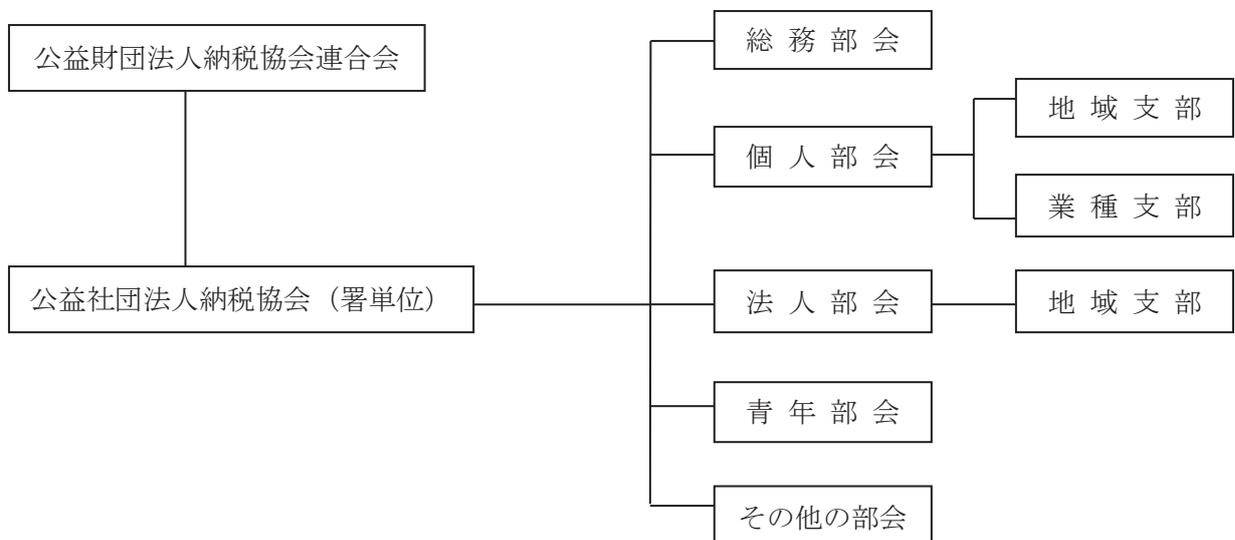
また、令和2年3月31日現在の会員数は約14.0万人社である。

(3) 令和元年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」及び「e-Tax研修会」の開催を支援するとともに、機関誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のPRなどの事業活動を実施した。

また、租税教育の一環として、「税を考える週間」に合わせてキッザニア甲子園に租税教育パビリオンを出展したほか、全青年部会員が交流できる「納税協会青年の集い」を開催し、各青年部会の代表者が租税教育活動の発表を行う場を提供するなど、租税教育に関する活動に積極的に取り組んだ。

表24 納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）



第2節 表彰

1 叙勲及び褒章

(1) 叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に授与される春秋叙勲は、昭和38年7月12日の閣議により再開が決定され、現在は平成15年5月20日に閣議決定された叙勲基準に基づき、毎年、春の叙勲は4月29日（昭和の日）に、秋の叙勲は11月3日（文化の日）に発令されている。

令和元年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で43人、秋の叙勲で53人であった。

また、国税庁関係で死亡により叙位及び叙勲を受けた者は195人であった。

(2) 褒章

褒章条例（明治14年12月太政官布告第63号）に基づく褒章は、11月3日（文化の日）に発令されている。

令和元年の国税庁関係の褒章受章者は、藍綬褒章15人、黄綬褒章9人であった。

2 納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税、租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的として、昭和25年以降毎年実施してきている。

令和元年度の受表彰者数は、財務大臣表彰50人、国税庁長官表彰85人、国税局長表彰340人、税務署長表彰1,678人である。

なお、財務大臣及び国税庁長官の納税表彰式は、令和元年10月28日に行われた。

また、国税局長表彰式及び税務署長表彰式は、それぞれの国税局及び税務署において行われた。

3 感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締りの実

施に関し各種協力のあった個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長・沖縄国税事務所長から感謝状を贈呈し、その労に報いることとしている。

令和元年度においては、国税庁長官感謝状を各国税局長から推薦のあった35団体に対して贈呈し、また、各国税局長・沖縄国税事務所長感謝状を116団体に対して贈呈した。

第9章 権利救済

第1節 不服申立て

1 概要

国税に関して納税者から権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審査し救済する制度として、不服申立制度と訴訟がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」が採られている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分等がなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「再調査の請求（旧：異議申立て）」と「審査請求」の選択制となっている。

2 再調査の請求（旧：異議申立て）

再調査の請求は、争いの対象となった処分をした行政庁（通常は税務署長）に対して行うものである。再調査の請求がなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、請求に理由があるかどうかを審査し、決定する。

なお、平成26年6月に行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われ、「異議申立て」は「再調査の請求」へ変更され、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されている。

(1) 再調査の請求の申立状況

令和元年度における再調査の請求の件数

（注）は、1,359件で、前年度（2,043件）に比べて684件（33.5%）減少している。

申立件数を税目別にみると、申告所得税が547件（対前年度比26.6%減）、法人税が214件（対前年度比10.5%減）、相続税・贈与税が50件（対前年比55.0%減）、消費税（地方消費税を含む。）が398件（対前年度比47.9%減）、徴収関係が122件（対前年度比29.8%増）となっている。

（注）平成28年4月1日より前に行われた処分に係る異議申立ての件数を含む（以下、同じ。）。

(2) 再調査の請求の処理状況

令和元年度において処理した件数は、1,513件で、前年度（2,150件）に比べて637件（29.6%）減少している。この処理件数は、令和元年度の申立件数に前年度からの繰越件数を加えた要処理件数1,850件の81.8%に当たる。

なお、令和元年度末における処理未済件数は337件で、前年度末（491件）に比べて154件（31.4%）減少している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合で見ると、納税者が取下げなどしたものは全体の12.4%（前年度8.7%）、却下（再調査の請求が法定期間経過後にされたとき等、申立てが適法性を欠くもの）は全体の8.3%（前年度6.9%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）は全体の67.0%（前年度72.0%）である。一方、全部認容（納税者の主張が全部認められたもの）は全体の3.0%（前年度1.3%）、一部認容（納税者の主張が一部認められたもの）は9.3%（前年度11.0%）となっている。

3 審査請求

審査請求は、一般的には、処分をした行

政庁の最上級行政庁に対し行うものであるが、国税に関する法律に基づく処分の多くは、第三者的機関として設置された国税不

服審判所の長である国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされている。

表25

再調査の請求事案の税目別申立及び処理状況

(令和元年度)

区 分	要 処 理 件 数			処 理 件 数	処 理 未 済 数	申 立 件 数 構 成 割 合	申 立 件 数 対 前 年 度 比
	繰越件数	申立件数	計				
課 税 関 係	件	件	件	件	件	%	%
申告所得税	152	547	699	585	114	40.3	73.4
源泉所得税	15	28	43	38	5	2.1	31.5
法人税	108	214	322	253	69	15.7	89.5
相 続 税	28	50	78	64	14	3.7	57.5
贈 与 税	13	—	13	13	—	0.0	0.0
消 費 税	158	398	556	436	120	29.3	52.1
そ の 他	—	—	—	—	—	0.0	0.0
徴 収 関 係	17	122	139	124	15	9.0	129.8
合 計	491	1,359	1,850	1,513	337	100.0	66.5

- (注) 1 申告所得税には、譲渡・山林所得及び復興特別所得税が含まれる(表26同じ)。
 2 源泉所得税には、復興特別所得税が含まれる(表26同じ)。
 3 法人税には、復興特別法人税及び地方法人税が含まれる(表26同じ)。
 4 消費税には、地方消費税が含まれる(表26同じ)。
 5 再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となる。なお、構成割合については小数点以下第二位を四捨五入している関係上、合計値と一致しないことがある(表26同じ)。

表26

再調査の請求事案の税目別・態様別処理状況

(令和元年度)

区 分	み な す 取 下 げ	取 下 げ	却 下	棄 却	全 部 認 容	一 部 認 容	み な す 審 査	変 更 そ の 他	計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
課 税 関 係									
申告所得税	—	78	12	443	18	30	4	—	585
源泉所得税	—	6	—	20	2	10	—	—	38
法 人 税	—	25	38	149	13	28	—	—	253
相 続 税	—	13	2	31	4	14	—	—	64
贈 与 税	—	0	—	13	—	—	—	—	13
消 費 税	—	44	20	306	8	58	—	—	436
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徴 収 関 係	—	17	53	52	1	1	—	—	124
合 計	—	183	125	1,014	46	141	4	—	1,513
構 成 割 合	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	—	12.1	8.3	67.0	3.0	9.3	0.3	0.0	100.0

第2節 訴訟

1 課税関係訴訟

(1) 概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、令和元年度当初において182件係属していたが、令和元年度中に189件提起され、178件終結した結果、令和元年度末における係属件数は193件となり、年度当初に比べて11件の増加となっている。

令和元年度末における係属件数の内訳は、所得税86件、法人税44件、相続税等21件、消費税30件、その他（損害賠償等）12件となっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和元年度における訴訟の発生件数は189件で、前年度（155件）に比べて34件

（21.9%）増加している。

発生件数の内訳は、所得税76件（前年度60件）、法人税36件（前年度53件）、相続税等28件（前年度20件）、消費税33件（前年度13件）、その他16件（前年度9件）となっている。

また、これを審級別にみると、第一審95件、控訴審59件、上告審35件である。

控訴及び上告された94件のうち、国側から上訴したものは7件である。

(3) 訴訟の終結状況

令和元年度における訴訟の終結件数は178件（前年度140件）で、その内訳は、所得税56件（前年度60件）、法人税58件（前年度32件）、相続税等32件（前年度23件）、消費税22件（前年度10件）、その他10件（前年度15件）である。

また、これを終結の態様別にみると、

国側勝訴は142件（79.8%）、国側一部敗訴は3件（1.7%）、国側敗訴は15件

（8.4%）、取下げは4件（2.2%）、却下等は14件（7.9%）である。

表27

課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

（令和元年度）

区分	前年度末 係属件数	発 生 件 数	終 結 件 数							年 度 末 係属件数
			取 下 げ	却 下	国側勝訴	国側一部 敗	国側敗訴	そ の 他	計	
所 得 税	66	76	—	5	40	1	7	3	56	86
法 人 税	66	36	—	—	48	2	6	2	58	44
相 続 税 等	25	28	4	3	23	—	2	—	32	21
消 費 税	19	33	—	—	21	—	—	1	22	30
酒 税	1	10	—	—	6	—	—	—	6	5
その他の間接税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	5	6	—	—	4	—	—	—	4	7
計	182	189	4	8	142	3	15	6	178	193

（注） 訴訟事件の件数は、裁判所に提起された事件番号ごとに集計しており、複数の税目にわたるものは主たる税目でカウントしている。

(4) 判決の内容

令和元年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔取引相場のない株式の譲渡につき、所得税法59条1項2号所定の低額譲渡に当たるとした課税処分が適法とされた事例〕

イ 概要

法人に対して株式の譲渡を行った個人の相続人であるXらが、当該譲渡に係る譲渡所得の収入金額につき、譲渡代金額（1株75円）として所得税の準確定申告を行ったところ、課税庁が、当該譲渡は所得税法59条1項2号に定める低額譲渡に当たるとして所得税の更正処分等を行った。

財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）は、取引相場のない株式の価額について、原則的な評価方法を定め

る一方、少数株主の株式の場合に用いる例外的な評価方法として配当還元方式を定める。Xらは、譲渡した株式の価額について、『譲受人』が少数株主に該当することから配当還元方式による1株75円（上記譲渡代金額）である旨主張し、国側は、『譲渡人』が少数株主に該当しないことから原則的な評価方法による1株2,505円である旨主張した。

ロ 判決要旨

譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法59条1項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は

一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、「その時における価額」に相当する金額によりその資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。

評価通達は、相続税及び贈与税の課税における財産の評価に関するものであるところ、相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、同通達の取引相場のない株式の評価方法についても、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したものとすることができる。これに対し、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。

そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。所得税法基本通達59-6は、取引相場のない株式の評価につき、上記差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことができる。

(東京地裁平成29年8月30日判決(国側勝訴)、〔控訴審〕東京高裁平成30

年7月19日判決(国側敗訴)、最高裁令和2年3月24日第三小法廷判決(差戻し))

2 徴収関係訴訟

(1) 概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消し又は無効確認を求める抗告訴訟に加えて、滞納処分に関連して国を被告として提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴訟及び滞納処分の一環として国が提起する差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴訟があり、その内容は複雑多岐にわたっている。

(2) 訴訟の発生状況

令和元年度における訴訟の発生件数は148件で、前年度(177件)に比べて29件の減少となった。

その内訳は、国側被告事件33件、国側原告事件115件で、前年度発生件数(国側被告事件26件、国側原告事件151件)に比べて、国側被告事件は7件増加、国側原告事件は36件の減少となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた令和元年度中の要処理件数は211件で、前年度(245件)と比べて34件減少している。

その内訳は、国側被告事件54件、国側原告事件157件で前年度中の要処理件数(国側被告事件57件、国側原告事件188件)に比べて、国側被告事件は3件、国側原告事件は31件の減少となっている。

(3) 訴訟の終結状況

令和元年度における訴訟の終結件数は、国側被告事件37件(前年度36件)、国側原告事件130件(前年度146件)となっている。

これを終結の態様別にみると、国側被告事件では、国側勝訴が21件（56.8%）と最も多く、取下げ7件（18.9%）がこれに次ぎ、国側原告事件では、国側勝訴21件（16.2%）が最も多く、取下げ11件（8.5%）がこれに次いでいる。

(4) 判決の内容

令和元年度の判決のうち、注目すべきものとして、次のものがある。

[給与が振り込まれた預金債権に対する滞納処分としての差押処分が、給与により形成された部分のうち差押可能金額を超える部分について違法とされた事例]

イ 概要

本件は、国が控訴人の預金債権を差し押さえ、これを取り立て、控訴人の滞納していた所得税に充当したことについて、控訴人が、本件差押処分が違法である、本件充当処分が違法又は無効であると主張して、国に対し、本件差押処分の取消しを請求し、本件充当処分については選択的に本件充当処分の取消し又は無効確認を請求するとともに、取立金につき、主位的に国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求し、予備的に不当利得返還請求権に基づき給与に係る差押可能額を超える部分の返還を請求した事案である。

ロ 判決要旨

給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、給料等が受給者の預金口座に振り込まれると一般財産と混合し、識別特定ができなくなること、国税徴収法は、76条1項で給

料等について、同条2項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定はない。また、滞納者は、滞納処分による財産の換価によりその生活の維持が困難になるおそれ等がある場合には、換価の猶予（同法151条）又は滞納処分の停止（同法153条1項2号）を受けることも可能であることなどを考慮すると、原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである。

しかし、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

（大津地裁平成31年2月7日判決（国側勝訴）、〔控訴審〕大阪高裁令和元年9月26日判決（国側一部敗訴・確定））

第10章 税理士制度

1 概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

税理士制度は、このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請に応じて、申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしている。

なお、平成26年度税制改正において、納税環境整備の一環として申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士法が改正され、平成26年4月1日以降、順次施行されている。

2 税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士資格保有者を含む。）及び公認会計士（公認会計士資格保有者を含む。）である。

これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を

受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできず、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

税理士登録者数は、令和2年3月31日現在7万8,795人であり、このほか、国税局長・沖縄国税事務所長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は3,445人となっている。

なお、平成26年改正税理士法により、税理士となる資格を有する公認会計士は、公認会計士法に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、税理士試験の税法科目の合格者と同程度の学識を習得することができるものとして国税審議会が指定する研修を修了した公認会計士とすることとされた。国税審議会から現状の研修に対する充実策が示され、その後、公認会計士協会等において規程の整備等が行われたことから、平成28年6月に研修を指定した（平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した者について適用）。

表28 税理士登録者数等の状況

	平成30年度末	令和元年度末
	人	人
税理士登録者数	78,028	78,795
通知弁護士数	3,291	3,445

(注) 税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3 税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため国税庁は、税理士監理官、税理士専門官及び国税局・税務署の総務課を中心として税理士等に対する指導監督を行っている。また、税理士の団体である税理士会及び日本税理士会連合会に対する指導監督も行っている。

なお、令和元年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は2,742件、令和元年度における税理士等に対する懲戒処分件数は43件となっている。

4 書面添付制度の普及に向けた取組

書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士等に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものである。

意見聴取した結果、調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することとしている。

他方、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への事前通知を行う前に、税理士等に意見聴取の結果と「調査へ移行する」旨の口頭（電話）連絡を行うこととしている。

当該制度は税理士の立場を尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全

体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、税理士会等との協議を積極的に行うなどして、その普及・定着に努めている。

なお、令和元年度の税目別の当該書面の添付割合（税理士の関与がある申告件数のうち、当該書面の添付のあったものの件数の割合）は、所得税が1.4%、相続税が21.5%、法人税が9.7%となっている。

表29 税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）

	平成30年度	令和元年度
所得税	1.4 %	1.4 %
相続税	20.1	21.5
法人税	9.5	9.7

第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員に研修等を行う税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項の審議を行う国税審査分科会、税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分などについての審議を行う税理士分科会並びに酒類の表示基準の判定などの審議を行う酒類分科会を置いている。

おって、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価額に関して調査審議する土地評価審議会がある。

(2) 令和元年度における主な機構改正

イ ICT化への対応

国税庁は、平成29年6月に公表した「税務行政の将来像」の実現に向けて、国税情報システムの高度化、AIやデータの活用、段階的に取り組むこととしている。国税情報システムの開発等の管理体制を強化するため、東京国税局に情報システム監理官を新設した。また、大阪国税局においてもデータ活用に向けた分析支援体制を強化するため、大阪国税局総務部に事務管理第二課を増設した。

電子商取引市場の急速な拡大により、暗号資産等の取引が活発に行われている。そこで、電子商取引分野の実態を的確に把握し、電子商取引関連事業者に適正な課税を図るため、東京国税局

課税第一部統括国税実査官に情報技術専門官2人を増設した。

また、このほか電子商取引事業者への適正な課税を図るための対応として情報技術専門官3人を増設した。

ロ 国際化への対応

経済取引の国際化の進展に伴い、国際的な租税回避への対応について、近年、特に国内外の関心が高まっており、国際的な租税回避事案等への体制を強化する必要がある。そこで、東京国税局調査第一部国際調査課に国際税務専門官2人を増設した。

また、このほか国際的な租税回避事案等への体制を強化するため、国際税務専門官3人を増設した。

ハ 審理体制の充実

滞納処分に係る法令等の適用に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行う必要がある。そこで、審理体制の強化を図るため、大阪国税局徴収部徴収課に審理専門官1人を新設した。

また、このほか審理体制の強化を図るための体制整備として審理専門官8人を増設した。

ニ 調査・徴収事務の複雑化等への対応

近年、調査・徴収事務の複雑・困難化が進んでおり、部局横断的な対応が求められるため、東京国税局徴収部に次長を増設し、次長2人体制とすることで、管理体制の充実・強化を図った。

ホ その他

国税庁における行政文書の管理や情報公開に関する事務に関し、今後の公文書管理の適正性を確保するため、国

税庁長官官房総務課に公文書監理室を新設した。

2 定員

(1) 概要

令和元年度における国税庁職員の定員は、5万5,903人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の96.8%に当たる5万4,115人が配置され、国税庁本庁993人（構成比1.8%）、税務大学校324人（同0.6%）、国税不服審判所471人（同0.8%）となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の63.4%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、20.4%が国税債権の管理・徴収事務に従事し、残り16.2%は総務事務等に従事している。

(2) 令和元年度における定員の増減

令和元年度予算においては、税制改正に伴う執行体制の整備等のため、1,062人の定員増が認められた。一方で「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）等に基づく定員合理化数が△1,053人であることから、国税庁の定員は、9人の純増となった。

また、別途、障害者雇用の推進のための定員170人の増員が認められた。

表30

機構改正主要事項一覧表

(令和元年7月改正分)

	機 構 名	設置数	備 考
国 税 庁	公 文 書 監 理 室	1	長官官房総務課
国 税 局	情 報 シ ス テ ム 監 理 官	1	東京国税局
	事 務 管 理 第 二 課	1	総務部（大阪）
	情 報 技 術 専 門 官	4	課税第一部統括国税実査官（東京2） 課税第一部個人課税課（広島）
	国 際 税 務 専 門 官	4	課税第二部統括国税調査官（東京）
			課税第一部統括国税実査官（東京）
			課税第二部法人課税課（東京）
審 理 専 門 官	1	徴収部徴収課（大阪）	
次 長	1	徴収部（東京）	
国 税 事 務 所	情 報 技 術 専 門 官	1	調査課
	国 際 税 務 専 門 官	1	課税総括課
税 務 署	審 理 専 門 官	8	

※公文書監理室は、平成31年4月改正。

第2節 任用及び採用試験

1 任用

- (1) 令和元年度の定期異動は、令和元年7月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配慮の上実施した。
- (2) 令和元年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,778人

その他の職員 18,575人

なお、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局 747人

仙台国税局 998人

関東信越国税局 2,044人

東京国税局 5,981人

金沢国税局 511人

名古屋国税局 1,989人

大阪国税局 2,766人

広島国税局 1,130人

高松国税局 572人

福岡国税局 810人

熊本国税局 794人

沖縄国税事務所 233人

合 計 18,575人

2 採用試験

(1) 総合職試験

2019年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、令和2年4月1日付で15人を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のと

おりである。

院卒（行政）	1人
院卒（化学・生物・薬学）	2人
院卒（農業科学・水産）	2人
大卒（政治・国際）	1人
大卒（法律）	4人
大卒（経済）	2人
大卒（工学）	1人
大卒（農業農村工学）	1人
大卒（教養）	1人
合計	15人

(2) 国税専門官試験

2019年度国税専門官採用試験は、第1次試験が令和元年6月9日に、第2次試験が7月11日から7月19日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者、前年度合格者及び前々年度合格者の中から令和2年4月1日付で1,151人（内女性393人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	14,238人
1次合格者数	6,154人
最終合格者数	3,514人
採用者数	1,151人
国税局採用者数（局別内訳）	
札幌国税局	36人
仙台国税局	50人
関東信越国税局	112人
東京国税局	382人
金沢国税局	29人
名古屋国税局	134人
大阪国税局	178人
広島国税局	52人
高松国税局	36人
福岡国税局	69人
熊本国税局	49人

沖縄国税事務所 24人

(3) 税務職員採用試験

2019年度税務職員採用試験は、第1次試験が令和元年9月1日に、第2次試験が令和元年10月9日から10月18日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和2年4月1日付で767人（内女性299人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	6,644人
1次合格者数	2,582人
最終合格者数	1,455人
採用者数	767人

(4) 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

職員の年齢構成の変化への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者を対象にした2019年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）を実施した。

国税庁経験者採用試験（国税調査官級）は、第1次試験が令和元年9月29日に、第2次試験が令和元年11月2日、3日、4日、9日又は10日のうち指定する日に、第3次試験が令和元年12月7日又は8日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和2年4月1日付で197人（内女性46人）を採用した。

(5) 障害者選考試験

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」において、人事院が能力実証等の一部を統一的行う障害者を対象とし

た選考試験を平成30年度より導入することとされた。

2019年度障害者選考試験は、第1次試験が令和元年9月15日に、第2次試験が10月28日から11月11日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和2年4月1日付で43人（内女性9人）を採用した。

(6) 障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」及び平成30年12月21日付閣人第887号・人企-1426「障害者を対象としたステップアップの枠組みについて」（通知）を踏まえ、令和元年度障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）は、第1次選考が令和2年1月11日に第2次選考が令和2年2月4日から2月7日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和2年4月1日付で8名（内女性2人）を採用した。

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

(1) 人事院勧告及び給与法改正

人事院は、令和元年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職職員の給与の改定に関する勧告を行った。本年の勧告では、民間給与との均衡を図る観点から、初任給及び若年層の俸給月額の上上げ、勤勉手当の上上げ、住居手当の手当額の上限の上上げ等が勧告された。

その後、令和元年10月11日の閣議で、勧告どおり給与改定を行うことが決定され、令和元年11月15日に給与法が改正さ

れた（一部は令和2年4月1日から実施）。

(2) 級別定数

職員構成及び職務の実態を踏まえ、関係当局に対し給与等の改善を要望するなど、職員の処遇の維持・改善に努めた。

なお、令和元年度における級別定数（税務職）は表31のとおりである。

表31 級別定数（税務職）

（単位：人）

10級	3
9級	126
8級	570
7級	1,689
6級	12,322
5級	13,388
4級	8,992
3級	5,485
2級	5,333
1級	6,476
計	54,384

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康を保持増進するための福利厚生施策を推進し、共済組合事業を適切に運営した。

(1) 福利厚生施策

イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ 心の健康づくりについては、①専門医等による相談体制や職場復帰支援体制の整備、②知識の普及と正しい理解のための健康教育等の計画的な実施、③平成27年12月の人事院規則改正によ

り導入されたストレスチェック制度の円滑な実施を通じて、その充実に努めた。

ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

(2) 共済組合事業

共済組合では、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上のため、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行った。

3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適正な貸与を行った。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

(1) 安心子育て応援プラン

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施した。

また、平成20年4月には計画の見直しを行うとともに、「安心子育て応援プラン」という愛称を付与した。

(2) 第Ⅱ期安心子育て応援プラン

平成22年3月31日で当初の5年の計画期間の満了を迎え、これまでの各種取組の実施状況、職員の意見、両立支援を巡る環境の変化などを踏まえ、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする「第Ⅱ期安心子育て応援プラン」

」を策定・公表し、実施した。

(3) 第Ⅲ期安心子育て応援プラン

平成27年3月、これまで10年間の取組状況のほか「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を踏まえ、平成27年4月1日から令和3年3月31日までを対象期間とする「第Ⅲ期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

2 具体的な両立支援に対する主な取組

両立支援に対する取組（①両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革、②ワークライフバランス推進強化月間、③各種相談体制の充実、④人事上の配慮等、⑤男性職員の家庭生活への関わり推進、⑥事務計画・事務分担の見直し等、⑦休暇制度等に関する関係機関への働き掛け、⑧研修参加の際の配慮、⑨超過勤務の縮減、⑩年次休暇の取得促進、⑪保育施設等に関する情報提供等、⑫テレワークの拡大・推進、⑬人事評価への反映、⑭ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰）を実施し、男女を問わず全ての職員がワークライフバランスを確保し、職員が気兼ねなく必要な両立支援制度を利用できる職場環境の醸成に努めた。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に

対処しており、令和元年中52人（前年47人）に対して懲戒処分を行った。

2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて監察官事務を実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

非行の根絶に向け、監察官及び国税局・税務署の幹部が講師となって重疊的に予防講話を実施したほか、監察官の巡察に際して、幹部職員に部下職員に対する指導監督や風通しの良い職場環境の醸成の重要性を認識させ、的確な身上把握や事務管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員動向の把握に努め、国税庁及び国税局・税務署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の防止策としても重要であることから、効果的な資料情報の収集を行うとともに、目的に応じた戦略的な資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

第6節 事務の管理・企画

1 行政サービスのデジタル化の推進

我が国の行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、事務が複雑・困難化するなど、大きく変化しており、行政サービスの充実のためにICT及びデー

タの一層の活用が重要となっている。

こうした状況の下、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す、デジタル・ガバメントの実現に向けた政府方針として「デジタル・ガバメント実行計画」が平成30年1月にeガバメント閣僚会議で決定（令和2年12月改定）された^(※)。これを踏まえ、財務省としての中長期的な取組を記載した「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」が平成30年6月に策定（令和2年3月改定）された。

(※) 平成30年7月にデジタル・ガバメント閣僚会議決定

国税庁では、政府方針等に基づき、システム改革及び利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化に向けた事務の見直しを図る取組を実施した。

(1) 国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

令和元年度においては、海外取引調査及び移転価格調査の高度化・効率化を図るため、CbCレポートやCRSにより入手する企業の海外展開に関する情報や調査事績データ等を一元的に管理できるようシステム改修を実施している。

(2) 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、国税に関する申告、申請・届出等及び納税の手続について、インターネット等を利用して電子的に行うことができるシステムである。

国税庁は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの全国での運用を平成16年6月に開始した。

e-Taxの利用状況については、表32のとおりであった。

表32 e-Taxの利用状況

① 所得税・消費税（個人）申告件数

(単位：千件)

年 度	平成30年度	令和元年度 (注)
利用件数	12,243	13,241
利用率	58.5%	60.4%

(注) 新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2年4月30日まで集計。

② 法人税・消費税（法人）・酒税・印紙税申告件数

(単位：千件)

年 度	平成30年度	令和元年度
利用件数	4,046	4,218
利用率	82.9%	86.2%

③ 申請・届出等9手続

(単位：千件)

年 度	平成30年度	令和元年度 (注)
利用件数	9,268	8,759
利用率	76.9%	76.2%

(注) 9手続のうち、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2年4月30日まで集計。

(3) システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、そのシステムに障害が発生した場合、国民に多大な影響を与

えるとともに、税務行政に対する信頼を損なうことになりかねないことから、機器を定期的に更新する等、システムの安定的な運用を図っている。また、情報セキュリティの観点からは、国税庁が保有・蓄積する大量の納税者情報の漏えい等を防止するため、業務用パソコンをインターネットから物理的に分離しているほか、情報セキュリティに関する監査や研修を定期的実施するなどの取組を進めている。

2 事務の監察

国税庁の所掌事務について、事務運営の現状を把握するとともに、その問題点及び改善策を検討し、税務行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的として事務の監察を実施している。

(1) 長官特命特別監督

長官特命特別監督は、国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税庁の事務運営等を機動的に検討することを目的として実施している。

令和元事務年度は、「情報共有の現状と課題」をテーマとし、事務の効率化及び的確な事務の遂行を図る観点から、組織内の事務運営に関する情報の共有状況やその情報に応じた共有方法(会議、電子メール等)を検証し、効率的かつ確実な情報共有のための具体的方策を検討することを目的として事務監察を実施した。

(2) 長官特命特別監督以外の事務の監察

国税庁の事務運営等を客観的見地から検討するため、一般監督を実施している。

令和元事務年度は、前事務年度に引き続き行政文書等の管理の徹底を図ることを目的に「行政文書等の管理状況等」を

テーマとして一般監督を実施した。

(3) 行政文書等の事務監察

国税庁における行政文書等の管理・取扱いの状況について、訓令等に従って適切に実施されているかを確認し、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第1号）に定める総括文書管理者等に行政文書等の管理状況の事務監察の結果を報告した。

3 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図るほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

令和元年度に各国税局・沖縄国税事務所が受理した提案件数は、8,685件であった。

応募された提案のうち、158件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、

提案審査委員会（委員長 国税庁次長）が審査を行い、158件の入賞提案を決定した（優秀3件、佳作23件、有効132件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

また、令和元年度からは、提案制度がより活性化されるよう、これまでの優秀・佳作に加え、国税庁に進達された提案のうち、国税庁において報賞すべきと認められたものについて、有効提案として報賞することとした。

（注）付表第49表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照。

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

「平成31年度予算編成の基本方針」（平成30年12月7日閣議決定）において、「我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する」こと等が示された。この基本方針に基づき、国税庁関係予算については、経済取引の複雑化・国際化、ICT化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、適正・公平な賦課及び徴収を実現するために必要な経費が措置された。

特に、KSKシステム及びe-Taxの運用経費、税制改正に対応するための経費が措置された。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

イ 事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理のICT化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、KSKシステム、国税庁情報ネットワークの運用を行った。

また、税務署等における内部事務の効率化による調査・徴収事務の充実を図るため非常勤職員の積極的な活用に努めた。

ロ 納税者利便向上

e-Taxの普及及び定着に向けた各種施策を実施するとともに、e-Taxの運用を行った。

さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引き続き、各国税局・沖縄国税事務所等で電話相談を集中的に処理する電話相談センターの運用を行った。

ハ 国際化への対応

近年における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

ニ 職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行ったほか、庁舎・宿舍の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

ホ 税制改正への対応

消費税軽減税率の導入、個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担

軽減措置の創設などの税制改正を踏まえた執行を行うために必要なシステムの開発等を行った。

ヘ 社会保障・税番号制度への対応

法人番号の付番機関並びにマイナンバー（個人番号）、法人番号の利活用機関として、法人番号の指定・通知・公表及び番号の利活用に係るシステムの運用を行った。

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の令和元年度一般会計当初予算の総額は、7,059億1,524万円であったが前年度からの繰越額が20億2,125万円あり、その後、人件費の減額及び行政経費の増減額等を内容とする11億7,948万円の増額補正等が行われたため、補正後の予算現額は、7,091億1,597万円となった。

表33

予 算 の 執 行 状 況

【一般会計】

区 分 項	当 初 歳 出	繰 越 額	補 正	流 用	等 予 備	費 歳 出	算 支 出	済 翌 年 度	不 用 額
	予 算 額		増 △ 減 額	増 △ 減 額	使 用 額	現 額	歳 出 額	繰 越 額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁									
(項) 国 税 庁 共 通 費	566,224	0	△340	(±1,401)	0	565,885	557,277	0	8,607
(項) 税 務 業 務 費	131,300	0	△164	0	1,301	132,438	130,213	0	2,225
(項) 国 税 庁 施 設 費	2,572	2,021	0	(±44)	0	4,593	3,734	764	95
(項) 国 税 不 服 審 判 所	4,856	0	△92	0	0	4,764	4,628	0	137
(項) 独 立 行 政 法 人 酒 類 総 合 研 究 所 運 営 費	963	0	473	0	0	1,437	1,437	0	0
計	705,915	2,021	△121	(±1,445)	1,301	709,116	697,288	764	11,064

(注) 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

ロ 決算

令和元年度の執行状況は、表33のとおりである。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表34のとおりである。

た。

宿舎については、屋上防水等の改修を実施し、安全対策を行ったほか、台所や浴室、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

表34 徴税コスト

区 分	平成30年度	令和元年度
決 算	円 1.22	円 1.28

2 営繕

(1) 庁舎等建替関係

令和元年度には、八王子税務署及び阿南税務署が整備された。

(2) 施設整備関係

庁舎については、耐震改修、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施し、執務環境の改善を図つ

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、裁判官又は検察官の職にあつた者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出された後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・

迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としている。これらを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

- イ 争点主義的運営
- ロ 合議の充実
- ハ 納得の得られる裁決書の作成

2 審査請求の状況

令和元年度における審査請求事件の請求件数は2,563件で、前年度（3,104件）に比べて541件（17.4%）減少している（表35参照）。

また、税目別の構成割合をみると、申告所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が30.1%、源泉所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が1.9%、法人税等（地方法人税及び復興特別法人税を含む。）事件が19.7%、相続税・贈与税事件が5.3%、消費税等（地方消費税を含む。）事件が37.5%、徴収関係事件が5.3%、その他の税目の事件が0.2%となっている。

表35 審査請求の状況

区 分	平成30年度		令和元年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申告所得税等	1,038	33.4	772	30.1
源泉所得税等	49	1.6	49	1.9
法人税等	557	17.9	505	19.7
相続税・贈与税	185	6.0	135	5.3
消費税等	1,114	35.9	961	37.5
徴収関係	153	4.9	136	5.3
その他	8	0.3	5	0.2
合 計	3,104	100.0	2,563	100.0

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

3 審査請求の処理状況

令和元年度において処理した件数は、2,846件で、前年度（2,923件）に比べて77件（2.6%）減少している（表36参照）。

また、処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が4.7%（前年度4.7%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が69.9%（前年度79.0%）である。

一方、全部認容及び一部認容（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は13.2%（前年度7.4%）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが12.2%（前年度8.9%）となっている。

なお、令和元年度末の未済件数は2,312件であり、前年度末の未済件数（2,595件）に比べて283件（10.9%）減少している。

表36 審査請求の処理状況

区 分	平成30年度		令和元年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取 下 げ	261	8.9	348	12.2
却 下	136	4.7	134	4.7
棄 却	2,310	79.0	1,989	69.9
全部認容及び一部認容	216	7.4	375	13.2
変 更	—	—	—	—
合 計	2,923	100.0	2,846	100.0

(注) 1 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、令和元年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中は新たに1件が提起され、うち1件が終結（国側勝訴）したため、年度末の係属件数は0件である。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、令和元年度当初の係属件数が2件であったところ、当年度中に新たに2件が提起され、うち2件が終結（国側勝訴2件）したため、年度末において2件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、令和元年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中は新たに提起されなかったため、年度末の係属件数は0件である。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学等を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

(1) 新規採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験及び障害者を対象とした選考による新規採用者に対して実施する研修であり、採用直後の4月から1年間、全寮制により4か所の地方研修所において行っている。

る。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要な実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、普通科第79期生780人が修了した。

ロ 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者等に対して実施する研修であり、4月から3か月間、本校において行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、専門官基礎研修第49期生1,155人が修了した。

ハ 社会人基礎研修

社会人基礎研修は、経験者採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、4月から3か月間、地方研修所において行っている。

社会人基礎研修の研修目的は、公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項並びに調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

社会人基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の各税法、実務において優先度・重要度の高い項目を習得させる専攻税法及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、社会人基礎研修第3期生208人が修了した。

(2) その他の研修

イ 中等科

中等科は、普通科修了後3年間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間、4か所の地方研修所において行っている。

中等科の研修目的は、調査・徴収事務に必要な知識、技能を習得させることにある。

中等科の教育課程は、税法科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、中等科第6期生616人が修了した。

ロ 専攻税法研修

専攻税法研修は、専門官基礎研修修了後1年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から2か月間、8か所の地方研修所において行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基本的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目により編成している。

令和元年度においては、専攻税法研修第10期生1,104人が修了した。

ハ 本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから5年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、7月から1年間、本校において行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、個人課税班78人、資産課税班31人、法人課税班137人、管理運営班23人、徴収班30人、計299人が本科第56期生として修了した。

ニ 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から7か月間、本校において行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて

編成している。

令和元年度においては、個人課税班334人、資産課税班112人、法人課税班486人、徴収班116人、計1,048人が専科第46期生として修了した。

ホ 国際科

国際科は、国際租税セミナー基礎コース（平成24年度に廃止）又は通信研修国際課税Ⅱ修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から5か月間、本校において行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、国際科第41期生100人が修了した。

ヘ 専攻科

専攻科は、通信研修審理Ⅱ修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、9月から4か月間、本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知

識の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、専攻科第13期生99人が修了した。

ト 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、4月から1年3か月間、本校において行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務に関する高度な専門的理論を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめて発表させることにより、高度な専門的理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、研究員を東京大学、一橋大学、京都大学大学院及び神戸大学大学院に聴講生として、並びに東京大学大学院、一橋大学大学院、早稲田大学大学院、及び大阪大学大学院に博士前期（修士）課程受講者として派遣した。

令和元年度においては、研究科第55期生23人が修了した。

チ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が11年以上（国税専門官採用試験採用者は7年以上）の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、8月から5か月間、本校において行っている。

評価特別研修の研修目的は、不動産

その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度は、評価特別研修第7期生24人が修了した。

リ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が6年以上、かつ、酒税行政事務の経験年数が1年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、1月から5か月間、本校において行っている。

酒税行政研修の研修目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得並びに②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養成に重点を置いて編成している。

令和元年度は、酒税行政研修第7期生13人が修了した。

ヌ 税務理論研修

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて約3年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間、本校において行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広くかつ高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

税務理論研修の教育課程は、①租税

法の基礎理論等の習得並びに高度な税法解釈及び適用能力の養成、②危機管理等に関する基本的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、税務理論研修第38回生7人が修了した。

3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校における短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

令和元年度においては、29コースで2,338人が修了した。

(2) 地方短期研修

地方研修所における短期研修は、原則として統一された実施方針により、主として税務署の職員に対して、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として、審理（特別）研修を実施している。

令和元年度においては、513人が修了した。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、窓口英語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ及び中国語Ⅰを実施している。

令和元年度においては、2,390人が修了した。

表37 税務大学校の研修人員

(単位：人)

研修の種類	平成30年度	令和元年度
普通科	752	780
専門官基礎研修	1,107	1,155
社会人基礎研修	200	208
中等科	338	616
専攻税法研修	1,025	1,104
本科	293	299
専科	905	1,048
国際科	100	100
専攻科	100	99
研究科	24	23
評価特別研修	20	24
酒税行政研修	15	13
税務理論研修	8	7
本校短期研修	2,411	2,338
地方短期研修	456	513
通信研修	2,403	2,390

(注) 研修人員は修了者を示す。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、アジアを中心とした開発途上国の税務職員等を対象とした研修において、講義等も実施している。

また、租税に対する知識の普及等に寄与することを目的として、平成6年度から、広く一般の方々を対象とした公開講座を実施している。

令和元年度においても「税を考える週間」に合わせ、11月12日～14日、合計6講座を実施した。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会には、試験委員及び懲戒審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員にかかる研修の指定及び執行（税理士法第5条、第7条、第8条、第12条）
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条）
- (4) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準を定めようとするときの審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (5) ①酒類業者における酒類の製造（又は

輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後、②酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後、③酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第17条第5項、第28条第5項、第39条第5項、第112条第3項及び第116条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)及び(3)、酒類分科会は(4)及び(5)の事務を所掌している。

3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

委員のうち、試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

令和2年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである（敬称略）。

会 長	田近 栄治		
会長代理	山田 洋		
委 員	秋葉 賢一	五十嵐 文	
	石田 千	遠藤みどり	
	大倉 治彦	小川 令持	
	鹿取みゆき	川北 力	

河村 芳彦 神津 信一
小関 卓也 佐藤 英明
手島麻記子 中空 麻奈
廣重 美希 三村優美子
吉村 典久 渡辺 哲

農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

令和2年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、令和2年4月及び5月に審議された。

4 国税審議会の開催状況

令和元年7月1日から令和2年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおり。

税理士分科会

令和元年12月5日開催（第91回）

令和元年12月20日開催（第92回）

令和2年6月2日～令和2年6月15日
開催（第93回）

5 税理士試験

令和元年度（第69回）税理士試験

令和元年8月6日から8月8日まで実施し、同年12月13日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 36,701人

受験者数 29,779人

合格者数 749人

一部科目合格者数 4,639人

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、

〔 付録 〕

1 用語の解説

用語の解説

【青色申告制度】

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になければならない。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年に、シャープ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度である。

青色申告制度は、事業等を行っている個人又は法人があらかじめ税務署長の承認を受けて、青色申告を行うことができることとし、このような納税者には、帳簿書類を備え付け、一定水準の記帳を継続的に行うとともに、これを保存することが義務付けられる一方、青色申告者及び青色申告法人以外の納税者に比し税制上有利な所得金額の計算や取扱いが認められることを骨子とするもので、我が国の申告納税制度において中心的役割を担っている。

【移転価格税制】

移転価格税制は、企業活動の国際化の進展に伴い、法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引を通じた所得の海外移転に適切に対処し、適正な課税の実現を図ることを目的として昭和61年に設けられたものである。

移転価格税制の執行に当たっては、次の点に留意している。

- ① 法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引に付された価格が、第三者間の取引においても通常付された価格かどうか十分に検討し、問題があると認められる取引については、移転価格の観点から幅広い事実の把握に努め、的確な調査を実施する。
- ② 独立企業間価格の算定方法及び具体的内

容に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与えるという事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。

- ③ 移転価格税制に基づく課税により生じる国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考とし、適切な執行に努める。

【間接国税の犯則取締制度】

間接国税の犯則者に対する取締制度は、直接国税における査察制度よりも古い歴史を持っている。明治16年に酒造税及びたばこ税のほか2税目の間接国税について、犯則があれば税務官吏が特別に取り調べることを定めて以来、他の間接国税の犯則者についても同じ扱いをする慣例となり、明治23年には間接国税全般の犯則者について特別の処分手続を定めた間接国税犯則者処分法が制定された。以後数回の改正を経て、昭和23年には、この法律に直接国税についての犯則者の取締手続も含め、法律名も国税犯則取締法と改められた。法律制定当時は、間接国税の犯則処分件数が多く、これを効果的に処理するため、間接国税には通告処分制度が設けられている。その後、平成29年に国税犯則取締法は廃止され、国税犯則調査に係る規定は国税通則法に編入されている。それと同時に、通告処分の対象となる事件の発生件数がかつてと比較して大きく減少していることや、申告納税方式の租税について、加算税を主とする租税制裁の体系が実効的な制度として既に定着していることなどを踏まえ、平成30年4月1日以後、申告納税方式が適用される間接国税については、通告処分の対象から除外されるとともに、重

加算税制度が導入された。

通告処分とは、犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長・沖縄国税事務所長又は税務署長が罰金に相当する金額等や没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意であるが、通告を履行しない場合には、告発され刑事訴追を受けることになる。

なお、犯則内容が特に悪質であるなどの場合には、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

(注) 間接国税とは、消費税(賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限る。)、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

【技術協力】

技術協力とは、開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を活かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力のことであり、国税庁・税務大学校では、政府開発援助(ODA)の技術協力の枠組みの下、税制・税務行政に関する専門的な知識・技術の移転を目的として、開発途上国等への職員派遣、日本での開発途上国の税務職員を対象とした研修等を行っている。

【記帳制度等】

昭和59年度の税制改正において、申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図るため、白色申告者に対しても記帳制度等が設けられた。その内容は、事業等を行う個人の白色申告者については、①取引に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存する(記録保存制度)、②事業等の所得金額が一定額(30万円)を超える者については、取引に

関し簡易な記帳をしなければならない(記帳制度)、③確定申告書を提出する場合には、事業等の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を申告書に添付しなければならない(収支内訳書添付制度)というものであった。そして、平成23年度の税制改正により、平成26年1月からは、記帳制度及び記録保存制度の対象が事業等を行う全ての個人の白色申告者に拡大された。

また、いわゆる白色申告法人については、帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方法により記録するとともに、当該帳簿並びに当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類を保存しなければならないことが定められている。

【行政争訟】

行政争訟制度については、一般法として行政不服審査法及び行政事件訴訟法があるが、国税に関する争訟については、処分が大量かつ反復してなされること、また、専門的であることなどの特殊性を考慮し、国税通則法に特例規定が定められている。

国税通則法においては、処分に対して不服がある者は、処分を行った行政庁に対して再調査の請求(旧：異議申立て)を行うこと、又は再調査の請求を行わず、国税不服審判所長に対して審査請求を行うこととされている。

なお、再調査の請求に対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

また、行政事件訴訟法では不服申立てを経ずに訴訟を提起することができることとされているのに対し、国税通則法では国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴えについては、原則として、不服申立てに対する行政庁の裁決を経た後でなければ、訴訟を提起す

ることができないという不服申立前置主義が採用されている。これは、課税処分等が大量かつ反復してなされるものであることから、再調査審理庁・国税不服審判所の段階で専門知識、経験を生かして解決を図ることにより、裁判所に大量の取消訴訟が提起されることを回避するとともに、税務行政の統一的運用に資すること等を意図したものである。

【クレジットカード納付】

インターネット上の「国税クレジットお支払サイト」において、納付に必要な情報を入力することにより、国税の納付を可能とするクレジットカード納付を平成29年1月に導入した。

これにより、1,000万円未満、かつ利用するクレジットカードの決済可能額以下で、インターネットを利用できるパソコン等があれば、自宅等から24時間いつでも国税の納付が可能となっている。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者が負担することとなる（決済手数料は、国の収入になるものではない。）。

【源泉徴収制度】

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを自主的に申告して納税する、いわゆる「申告納税制度」を建前としているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を採用している。

この源泉徴収制度は、給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという制度であり、これは、主として徴

税の確実性と所得者の煩雑な納税手続を省くために設けられているものである。

また、復興特別所得税においても、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、納付することとなっている。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については、確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みとなっている。

源泉徴収制度が我が国に初めて採用されたのは明治32年の公社債の利子所得についてであり、また、給与所得に適用されたのは昭和15年であるが、それが今日のように整備されたのは、第二次世界大戦後である。源泉徴収の対象となる所得は、給与所得、退職所得をはじめとして、利子所得、配当所得、原稿料・作曲・レコード吹き込みの報酬その他各種の人的役務の報酬（例えば、弁護士、公認会計士等の自由職業者の報酬、医師が社会保険の基金から支払を受ける報酬、さらに、芸能人やプロ野球、プロサッカーの選手、外交員、集金人、バーのホステスの報酬等）など広範なものとなっている。

源泉徴収のメカニズムは非常に精緻なものである。例えば、給与所得に対する源泉徴収は、個々の給与所得者の人的控除と所得の大小に応じ、これらを織り込んで作成された各種の税額表に基づいて行われる。これらの税額表は、定期的に支払を受ける給与に適用されるもの、賞与に対して適用されるものなどからなっており、それぞれの給与の性格に即

して一定の前提の下に複雑な方法でその税額が計算されている。これらの税額表によって徴収された税額の年間合計額は、概算的にはその給与所得について納付しなければならない年税額に近い金額となっている。

しかし、種々の要因により、その徴収額のトータルは、年間に納付しなければならない年税額とは一致しないので、源泉徴収義務者において、その年最後の給与の支払をする際に、この年税額と比較して、その過不足が精算される仕組みとなっている（年末調整）。

この年末調整を行った給与所得については、源泉徴収の方法を通じて完全に正確な税金が徴収されるので、給与以外に一定額以上の所得を有する場合など特別な場合を除いては、税務署に確定申告書を提出する必要がないことから、給与所得者の負担をかなり軽減するものとなっている。現在、給与所得者の大部分は、専ら源泉徴収制度を通じてその納税を行っている。

【権利救済制度】

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立て」と「訴訟」がある。

不服申立ては、更正・決定や差押えなどの処分がなされた場合に、その処分に不服がある者が行政庁に対してその処分の取消しや変更を求める制度であり、処分を行った行政庁に対して再調査の請求（旧：異議申立て）又は再調査の請求を行わず、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

なお、再調査の請求に対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができる。

次に、国税不服審判所長の裁決を経た後の

処分になお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起することができる。

【国外財産調書制度】

その年の12月31日において、保有する国外財産の価額の合計額が5千万円を超える居住者（非永住者を除く。）が、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならないとする制度をいう。

【国税総合管理（KSK）システム】

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

KSKシステムは、①入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能、②決算事績や資料情報などの蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の選定や滞納整理対象者の抽出の支援等各種施策の充実が図られる、③納税証明書をシステムで作成することにより、発行の迅速化が図られる、④随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問合せに対して、よりの確かつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与している。

なお、KSKシステムは、政府が進めている電子政府の実現の一環である電子申告や電子納税等の税務行政のICT化に不可欠な情報通信基盤でもある。

【国税電子申告・納税システム（e-Tax）】

e-Taxは、政府全体として進めている電子政府の実現の一環として、国税庁が構築したシステムであり、平成16年2月に名古屋国税局でその運用を開始し、同年6月から全国に運

用を拡大した。

e-Taxでは、所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続をインターネットを通じて行うことが可能であり、税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用して行うことが可能である。

納税者等は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができることから、事務の省略化やペーパーレス化につなげることができる。

また、国税当局においては、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、事務の効率化を図ることができる。

なお、納税者等への情報提供やパソコン操作等の問合せに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。

【国税のコンビニ（バーコード）納付】

金融機関や税務署の窓口が開いていない休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗において、税務署から送付又は交付を受けたコンビニ納付用のバーコード付納付書により、国税の納付を可能とするコンビニ納付（バーコード）を平成20年1月に導入した。

これにより、従来の金融機関のほか、5万か所を超えるコンビニ店舗で、曜日や時間帯を問わず国税の納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額は30万円以下である。

【国税のコンビニ（QRコード）納付】

自宅等から納付に必要な情報をQRコードとして出力し、コンビニ店舗のキオスク端末に読み取らせることで、レジで国税の納付を可能とするコンビニ納付（QRコード）を平

成31年1月に導入した。

これにより、納税者は税務署に出向いて納付書を手しなくても、コンビニ納付が可能となっている。

なお、納付可能な金額はコンビニ納付（バーコード）と同様、30万円以下である。

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【国税不服審判所の審理及び裁決】

審査請求事件の調査・審理に当たっては、審査請求人の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人の審理手続上の諸権利を十分尊重するとともに、審査請求人と原処分庁の主張の相違点（「争点」という。）を主たる審理事項とする争点主義的運営を行っている。

また、審査請求書が提出された後、事件の調査及び審理を行わせるため、担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成され、審査請求人及び原処分庁の主張等を的確に把握し、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を進めている。

国税不服審判所長は、この合議体の議決に基づいて、審査請求に理由がない場合は、これを棄却し、理由がある場合は、その請求の全部若しくは一部を認容し、又は変更する裁決を行う。ただし、審査請求人の不利益になるように処分を変更することはできない。審査請求が法定の期間経過後にされたとき、その他不適法である場合は、これを却下する裁決を行う。また、国税不服審判所長の裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、仮にこれに不服があっても訴訟を提起することはできない。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることや、法令の解釈の重要な先例となるような裁決をすることが

できる。ただし、同一の法令について、税務の執行機関と審査請求の裁決機関が異なった解釈をすることは、税務行政の統一ある運用が阻害されることとなりかねないため、国税不服審判所長は、このような裁決を行う場合は、あらかじめその意見を国税庁長官に通知することとされている。

国税庁長官は、国税不服審判所長から意見の通知があった場合は、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときを除いて、国税不服審判所長と共同して当該意見について国税審議会に諮問し、この場合は、国税不服審判所長は、国税審議会の議決に基づいて裁決をしなければならないこととされている。

【財産債務調書制度】

所得税等の確定申告書を提出しなければならない者で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する者は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、その年の翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとする制度をいう。

なお、国外転出特例対象財産とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。

【財産の評価】

相続税及び贈与税の課税の基となる財産の価額は、相続税法第22条の規定により相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時におけ

る時価により評価することとされている。

これを受けて国税庁では、財産評価基本通達において各財産の評価に共通する原則や評価方法を具体的に定め、その内部的な取扱いを統一している。

また、各国税局・沖縄国税事務所では、路線価等や立木の標準価額などの財産評価基準を定めている。

なお、財産評価基準は、国税庁のホームページで公開するとともに、全国の国税局・沖縄国税事務所及び税務署に閲覧用パソコンを設置して、納税者の便に供している。

【再調査の請求（旧：異議申立て）】

再調査の請求（旧：異議申立て）は、処分を行った行政庁（通常は税務署長）に対して行われる。これは、争いの当事者である行政庁自らが処理することによって、簡易・迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

再調査の請求は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。再調査の請求がされると、行政庁（通常は税務署長）はその事案の調査、審理を行い、請求に理由がない場合には、その請求を棄却する決定をし、また、請求に理由がある場合には、その請求の全部又は一部を認容し、それに係る処分を取り消す等の決定をする。

なお、再調査の請求に係る事案の調査、審理に当たっては、公正で客観的な判断がなされるよう更正・決定や差押えなどの処分を担当した者以外の職員が担当者に指定される。

再調査の請求がされた場合でも、その請求の対象となっている処分の効力は、その請求を認容し、その処分を取り消す決定がなされるまでは失われぬ（執行不停止の原則）。

【査察制度】

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は、原則として、納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、反社会的な行為に対する責任を追及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査（犯則調査）し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度は、この意味において申告納税制度を基本的に支え、納税秩序を維持するために必要な制度である。

査察制度の執行のため、具体的な手続が国税通則法第11章に定められており、その執行には、各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

【酒類の製造免許】

酒類製造者は酒税の納税義務者となる者であるが、酒税は特に高率であり、その税額においても、国家財政上重要な地位にあることから、この酒税収入を安定的に確保する必要がある。

このため、酒類製造者として適格性を有しないと認められる者を排除し、また、濫立を防止して、消費税としての酒税の転嫁を容易にし、課税上の検査取締りを十分に行うことができるよう措置する必要があることから免許制度を採用している。更には酒類の品質に

ついても、高率な課税に適する品質を保持し、あるいは、国民の保健衛生上も不安のない品質を維持する役目も免許制度は持っているといえる。

【酒類の地理的表示制度】

酒類の地理的表示（GI:Geographical Indication）制度とは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」第86条の6を根拠とする「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）に基づき、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度である。

【酒類の販売業免許】

酒類の販売業免許は、納税義務者である酒類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を目的とし、これを阻害するおそれのある不適格者の酒類の流通過程への参入を抑制し、取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について、不安のないようにするため採用されている。

【酒類の免許制度】

酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、製造場又は販売場ごとに税務署長に申請し免許を受けなければならない。税務署長は、申請内容が酒税法第10条各号に列挙する拒否要件のいずれかに該当するときには免許を拒否することができるが、これらの要件は以下の5つに大別できる。

- ① 人的要件：例えば、申請者が免許を取り消されたことがある者であること、申請者に一定の犯罪歴があること、等である。
- ② 場所的要件：例えば、申請販売場が料飲店と同一の場所にあること、等である。
- ③ 経営基礎要件：経営の基礎が薄弱である

こと、等である。

- ④ 需給調整要件：新たに免許を付与することで、需給の均衡を破り、酒税の保全に悪影響を及ぼすことである。
- ⑤ 技術・設備要件（製造免許のみ）：製造設備が不十分であること、等である。

【情報交換】

情報交換とは、租税条約等の情報交換規定に基づき、海外取引や資産の保有・運用状況に関する情報など、税務当局の職務の遂行に資すると認められる情報を税務当局が相互に提供することである。

【申告納税制度】

申告納税制度は、納税者自身が行う申告により第一次的に税額が確定するという効果を認める制度であり、それが適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税者が継続かつ正しい記帳を行い、客観的な係数に基づいて所得を計算するということが基本的な前提となっているといえる。

この制度は、昭和22年に、アメリカ税制の強い影響の下に採用されたもので、それまでは、税務官庁の行政処分によって納付すべき税額が決定される賦課課税制度を採っていた。この新しい制度を日本に定着させるには、特に個人所得税の分野においてかなり困難があったが、申告納税制度が導入されてから半世紀を経た現在ではかなりの定着をしているといえる。その背景には、①申告納税制度の基盤を築くために、昭和25年に青色申告制度が創設されたこと、②昭和59年には申告納税制度の一層の定着を図るため、白色申告者に対する記録保存制度、記帳制度、収支内訳書添付制度が設けられたこと、③これら制度の定着を図るため、税理士会、青色申告会などの関係民間団体等の協力を得ながら、記帳方法等の指導を必要とする納税者に対して適切な

指導に努めてきたこと、さらに、申告漏れが多額であると認められる者等を対象として徹底した税務調査を行ってきたことなど、制度・執行両面からこの制度の定着に努めてきたことがあるといえる。

【審査請求】

審査請求とは、更正・決定や差押えなどの処分不服がある場合に、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度であり、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に行ななければならない。

また、不服申立ては、処分を行った行政庁に対する再調査の請求（旧：異議申立て）によることも可能であり、再調査の請求に対する決定を経た後の処分になお不服がある場合には、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から起算して1か月以内に、国税不服審判所長に審査請求をしなければならない。

なお、再調査の請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても再調査の請求についての決定がないときは、その決定を経ないで国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

【税務に関するコーポレートガバナンス】

税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）とは、税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備することをいい、国税当局では、大企業に対して、税務CGを充実させる取組を働きかけるなどして、納税意識の維持・向上を図っている。

【税理士制度】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正

な実現を図るといふ公共的使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

税理士の業務、資格、権利及び義務等は、税理士法（昭26年法律第237号）に規定されており、税理士業務は、印紙税、登録免許税などを除いた租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこととされている。

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）である。これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできないこととなっており、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長・沖縄国税事務所長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

また、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員等に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、税理士は地域ごとに税理士会を設立しており、全国に15の税理士会がある。

更に、全国で一の税理士の自治的団体として、日本税理士会連合会が設立されており、これら15の税理士会が会員となっている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とし、税理士制度の運営に

関する事務を行っており、国税庁に設置された国税審議会は、税理士試験の実施及び税理士に対する懲戒処分の審議を行っている。

なお、税理士法は昭和26年に制定されて以降、昭和31年、昭和36年、昭和55年、平成13年、平成26年と改正が行われてきている。

【相互協議】

相互協議とは、租税条約等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場合、又は生じると納税者が考える場合、あるいは②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を国税庁に対して求める場合において、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続である。

我が国が締結している租税条約等のうち69の租税条約等（適用対象国・地域は79か国・地域/令和2年6月末現在）において、相互協議に関する規定が置かれている。

【相続税及び贈与税の延納制度】

相続税及び贈与税については、一定要件に該当した場合に年賦延納が認められている。

相続税及び贈与税の延納が認められるためには、①その税額が10万円を超えていること、②納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び担保提供関係書類を提出していること、④延納税額に相当する担保を提供すること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

また、延納期間中は利子税が課される。

【相続税の物納制度】

相続税については、一定の要件に該当した場合に相続財産による物納が認められている。

物納が認められるためには、①延納によつ

でも金銭で納付することを困難とする事由があること、②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によっていること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び物納手続関係書類を提出していること、④物納適格財産であること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

なお、物納が許可された場合には、物納申請者において書類の整備を行っていた期間等について利子税が課される。

【ダイレクト納付】

事前に税務署へ届出をした上、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報を登録した後、届出をした預貯金口座からの振替により、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付ができるダイレクト納付を平成21年9月に導入した。

ダイレクト納付では、e-Taxの利用可能時間内、かつ、即時に納付される場合は利用する金融機関のシステムが稼働している時間であれば、全ての税目について納付が可能となっている。

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、よくある税の質問に対する一般的な回答について情報提供を行っている国税庁ホームページ上のコンテンツである。

【地方公共団体との協力】

国と地方公共団体との税務執行上の協力関係については、納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、各種税法の規定等に基づき、①所得税確定申告書の市町村における収受、②所得税確定申告書の共同発送や申告相談での協力、③資料情報の収集・交換、④納税に関する広報の協力など、現行制度の下において可能な

限り協力を図っているところである。

なお、平成9年4月から導入された地方消費税の賦課徴収等については、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされているところ、地方消費税を円滑かつ適正に執行する観点から、税務署長は、その賦課徴収を行うため必要があるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとなっている。

また、平成23年1月からは、地方公共団体に対し、所得税申告書等のデータ提供を開始しており、平成25年5月からは、資料情報等の相互データ提供を開始している。

加えて、平成29年1月からは、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の一括作成・提出が可能となる電子的提出の一元化や地方公共団体の相談会場で電子的に確定申告することが可能となる申告書等データの引継ぎを開始している。

【チャットボット】

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、インターネットやAI（人工知能）を利用した自動会話プログラムをいう。

【徴収共助】

徴収共助とは、租税債権の徴収において自国の領域外で公権力を行使することができないという制約がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して、互いの租税を徴収する制度である。

【徴収手続】

租税債権を確保するための措置として、実体的な面で国税の優先権、手続的な面で自力執行権がある。

すなわち、国税は全ての公課（雇用保険料等）及び私債権に優先して徴収することが国税徴収法において規定されている。ただし、私法秩序との調整の観点から、国税の優先権

が制限される場合（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先等）がある。

また、納期限までに納付されない国税、いわゆる滞納国税は、原則として納付の督促をした上で納税者の財産を滞納処分により差し押さえ、換価して、それによって得た金銭をもって国税に充てる手続により徴収する。しかし、納期限まで待っているのは国税の徴収ができなくなるおそれがあるようなときには、納期限前においても強制徴収措置を採ることが認められている。

他方、納税者の実情などによっては、直ちに滞納処分を行うことが適当でない場合もあり、このような場合には法令に基づく納税緩和措置により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、対応を行っている。

① 原則的な徴収の手続

滞納となった国税については、通常はその納期限後50日以内に督促状により納付の督促を行うが、この督促がされてもなお国税が完納されない場合には滞納処分を開始する。滞納処分とは、差押えに始まり、換価・配当といった滞納国税を強制的に徴収するための一連の手続をいい、税務当局が裁判所の関与なしに自力で行うことができるものである。差押えは、督促後10日を経過してもなお国税が完納されない場合に、納税者の財産を換価することを目的として、その財産の処分を禁止するために行うものである。差押えを行ってもなお国税が完納されない場合は、差押財産の強制的な売却である換価を行い、その換価代金を滞納国税その他一定の債権に配当する。

ただし、納税者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、上記の差押え、換価に代わる手続として、先行の強制換価手続の執行機関に対して交付要

求を行うことにより配当を受けることができる。

② 納期限前の強制徴収措置

国税の納付は、通常は納期限までに行えばよいが、納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れようとし、又は破産するなど特別の事情が生じ、国税の徴収ができなくなるおそれがある場合には、一定の要件の下に特別の保全のための手続（繰上請求、保全差押え、繰上保全差押え、保全担保）が認められている。

③ 納税緩和措置

国税の徴収については、その確保の措置が必要な反面、納税者の事業や生活についての配慮も必要であることから納税緩和措置が設けられている。納税者が災害、病気、休廃業などにより納付困難となっている場合や差押財産が換価されると事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、法令に基づく猶予により分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、対応を行っている。

なお、滞納処分の対象となる財産がない場合や滞納処分を執行することによって納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止し、その執行の停止が3年間継続すると、国税の納税義務は消滅する。

【電子帳簿等保存制度】

税法上、保存が義務付けられている帳簿及び書類については、原則、書面での保存が必要とされているが、申請により承認を受けた場合に、一定の要件の下、その書面の代わりに電磁的記録による保存を行うことを認める制度をいう。

同制度の適用により、具体的には、自己が電子計算機を使用して作成した国税関係帳簿

及び国税関係書類について電磁的記録での保存を行うことや、領収書等の国税関係書類についてスキャナを用いて読み取った電磁的記録による保存を行うことなどが認められる。

【振替納税制度】

税金を納付する便利な方法として振替納税制度がある。これは、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関がその納税者の口座から納税者に代わって税金を納付するという仕組みである。

この制度は、納税者にとっては、納税額に見合う預貯金を準備しておくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付できる大変便利な制度であり、また、税務署にとっても事務処理の効率化が図られるなどの効果がある。そこで、国税庁では、最も効果が大きいと認められる申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税者を対象として、確定申告の申告相談の際に利用を勧めたり、地方公共団体、金融機関、納税貯蓄組合等関係民間団体の協力を得ることなどにより、この制度の普及を図っている。

2 付表

令和元年度租税及び印紙収入決算額調

(単位 金額：百万円、割合：%)

税目	区分	予 算 額		決 算 額	対 予 算 増 減 収 入 額		対 予 算 進 捗 率		税 目
		当 初	補 正		補 正 後	対 当 初	対 補 正 後	対 当 初	
源 泉 所 得 税	源 泉 所 得 税	16,610,000	△ 870,000	15,937,487	△ 672,513	197,487	△ 96.0	101.3	源 泉 所 得 税
申 告 所 得 税	申 告 所 得 税	3,324,000	-	3,233,201	△ 90,799	90,799	△ 97.3	97.3	申 告 所 得 税
法 人 所 得 税	法 人 所 得 税	12,858,000	△ 1,143,000	10,797,110	△ 2,060,890	917,890	△ 84.0	92.2	法 人 所 得 税
相 続 株 主 所 得 税	相 続 株 主 所 得 税	2,232,000	101,000	2,300,473	68,473	32,527	△ 103.1	98.6	相 続 株 主 所 得 税
地 価 増 値 税	地 価 増 値 税	-	-	4	4	4	-	-	地 価 増 値 税
消 費 税	消 費 税	19,392,000	△ 330,000	18,352,699	△ 1,039,301	709,301	△ 94.6	96.3	消 費 税
酒 税	酒 税	1,271,000	-	1,247,287	△ 23,713	23,713	△ 98.1	98.1	酒 税
たば ば 煙 草 所 得 税	たば ば 煙 草 所 得 税	889,000	-	873,699	△ 15,301	15,301	△ 98.3	98.3	たば ば 煙 草 所 得 税
揮 発 油 所 得 税	揮 発 油 所 得 税	2,303,000	-	2,280,815	△ 22,185	22,185	△ 99.0	99.0	揮 発 油 所 得 税
石 油 機 油 所 得 税	石 油 機 油 所 得 税	7,000	-	6,764	△ 236	236	△ 96.6	96.6	石 油 機 油 所 得 税
航 空 機 油 所 得 税	航 空 機 油 所 得 税	52,000	-	50,802	△ 1,198	1,198	△ 97.7	97.7	航 空 機 油 所 得 税
石 炭 所 得 税	石 炭 所 得 税	707,000	-	638,327	△ 68,673	68,673	△ 90.3	90.3	石 炭 所 得 税
電 源 開 発 所 得 税	電 源 開 発 所 得 税	330,000	-	315,849	△ 14,151	14,151	△ 95.7	95.7	電 源 開 発 所 得 税
自 動 車 重 量 税	自 動 車 重 量 税	376,000	-	388,058	12,058	12,058	103.2	103.2	自 動 車 重 量 税
国 際 観 光 旅 客 税	国 際 観 光 旅 客 税	50,000	-	44,357	△ 5,643	5,643	△ 88.7	88.7	国 際 観 光 旅 客 税
関 税	関 税	1,034,000	△ 73,000	941,216	△ 92,784	19,784	△ 91.0	97.9	関 税
と そ の 他	と そ の 他	11,000	-	10,170	△ 830	830	△ 92.5	92.5	と そ の 他
印 紙 収 入	印 紙 収 入	708,000	-	647,933	△ 60,067	60,067	△ 91.5	91.5	印 紙 収 入
現 金 収 入	現 金 収 入	341,000	-	375,278	34,278	34,278	110.1	110.1	現 金 収 入
計	計	1,049,000	-	1,023,211	△ 25,789	25,789	△ 97.5	97.5	計
一 般 会 計 分 計	一 般 会 計 分 計	62,495,000	△ 2,315,000	58,441,533	△ 4,053,467	1,738,467	△ 93.5	97.1	一 般 会 計 分 計
地 方 法 人 所 得 税	地 方 法 人 所 得 税	687,600	△ 30,200	604,190	△ 83,410	53,210	△ 87.9	91.9	地 方 法 人 所 得 税
地 方 道 路 税	地 方 道 路 税	-	-	0	0	0	-	-	地 方 道 路 税
地 方 揮 発 油 税	地 方 揮 発 油 税	246,400	-	244,038	△ 2,362	2,362	△ 99.0	99.0	地 方 揮 発 油 税
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)	7,000	-	6,764	△ 236	236	△ 96.6	96.6	石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)
航 空 機 油 所 得 税 (譲 与 分)	航 空 機 油 所 得 税 (譲 与 分)	14,900	-	14,515	△ 385	385	△ 97.4	97.4	航 空 機 油 所 得 税 (譲 与 分)
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)	275,000	-	283,323	8,323	8,323	103.0	103.0	自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)
特 別 と ん 所 得 税	特 別 と ん 所 得 税	13,800	-	12,713	△ 1,087	1,087	△ 92.1	92.1	特 別 と ん 所 得 税
地 方 法 人 特 別 所 得 税	地 方 法 人 特 別 所 得 税	2,136,000	-	2,043,581	△ 92,419	92,419	△ 95.7	95.7	地 方 法 人 特 別 所 得 税
特 別 法 人 特 別 所 得 税	特 別 法 人 特 別 所 得 税	-	-	9	9	9	-	-	特 別 法 人 特 別 所 得 税
たば ば こ 特 別 所 得 税	たば ば こ 特 別 所 得 税	126,000	-	123,768	△ 2,232	2,232	△ 98.2	98.2	たば ば こ 特 別 所 得 税
復 興 特 別 所 得 税	復 興 特 別 所 得 税	419,600	△ 18,400	400,140	△ 19,460	1,060	△ 95.4	99.7	復 興 特 別 所 得 税
復 興 特 別 所 得 税	復 興 特 別 所 得 税	-	-	560	560	560	-	-	復 興 特 別 所 得 税
総 計	総 計	66,421,300	△ 2,363,600	62,175,135	△ 4,246,165	1,882,565	△ 93.6	97.1	総 計

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第2表

申告所得税の課税状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 員		千人	千人	千人	千人	千人
	事業 { 営業 等 { 農 業 { 業 他	1,527	1,539	1,518	1,516	1,517
	そ の 他	173	192	179	164	151
	計	4,624	4,639	4,711	4,704	4,633
		6,324	6,370	6,408	6,384	6,300
所 得 金 額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 { 営業 等 { 農 業 { 業 他	62,149	63,103	62,936	63,657	65,031
	そ の 他	6,820	8,004	7,318	6,460	5,864
	計	324,760	329,465	344,044	351,156	345,245
		393,729	400,572	414,298	421,274	416,140
申 告 納 税 額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 { 営業 等 { 農 業 { 業 他	5,765	5,772	5,690	5,749	5,909
	そ の 他	451	594	507	418	375
	計	23,485	24,256	25,839	26,659	25,893
		29,701	30,621	32,037	32,826	32,176

(注) 各年分とも翌年3月31日現在である(令和元年度は翌年4月30日現在)。

第3表

譲渡所得の課税状況

区 分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	令和元年分
人 員	千人 783	千人 620	千人 874	千人 749	千人 731
譲渡所得金額	(462) 億円 68,001	(294) 億円 70,782	(533) 億円 83,289	(396) 億円 82,269	(381) 億円 81,508

(注) 1 各年分とも翌年3月31日現在である(令和元年度は翌年4月30日現在)。

2 かっこ書は、株式等の譲渡について確定申告をした者の数である。

第4表

青色申告の承認申請状況

区 分	平成28年分		平成29年分		平成30年分		平成31年分		令和元年分		
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	
営業等 所得者	新規申請者数	168	104	164	97	162	99	171	106	198	116
	青色申告者数	3,798	103	3,926	103	4,045	103	4,170	103	4,317	104
農業 所得者	新規申請者数	13	96	20	155	14	70	12	89	12	99
	青色申告者数	424	101	427	101	437	102	441	101	443	100
不動産・ 山林所得者	新規申請者数	79	98	84	106	77	92	73	94	70	104
	青色申告者数	1,983	103	2,041	103	2,104	103	2,158	103	2,203	102
合 計	新規申請者数	260	102	268	103	253	95	256	101	281	109
	青色申告者数	6,206	103	6,394	103	6,586	103	6,771	103	6,963	103

- (注) 1 パーセントは、対前年比である。
 2 新規申請者数は各年の3月15日現在、青色申告者数は翌年3月15日現在である。
 3 令和元年分の青色申告者数は翌年4月16日現在である。

第5表

小企業者に対する記帳指導の状況

区 分	① 継続記 帳指導 対象人員	指 導 機 関 別 の 指 導 人 員													
		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧	
		税務署 ／ ①	%	商工会 議所・ 商工会 ／ ①	%	税 務 相 談 所 ／ ①	%	日本税 務協会 ／ ①	%	青 色 申 告 会 ／ ①	%	税理士 会 ／ ①	%	その他 ／ ①	%
平成24年度	508	23	5	178	35	23	5	-	-	257	51	0.1	0	27	5
平成25年度	503	24	5	179	36	23	5	-	-	252	50	0.1	0	24	5
平成26年度	514	24	5	184	36	20	4	-	-	259	50	0.1	0	26	5
平成27年度	524	21	4	187	36	19	4	-	-	271	52	0.1	0	25	5
平成28年度	510	19	4	179	35	19	4	-	-	270	53	0.1	0	22	4
平成29年度	500	18	4	173	35	20	4	-	-	259	52	0.1	0	29	6
平成30年度	507	18	4	170	34	21	4	-	-	275	54	0.6	0	21	4
令和元年度	506	19	4	169	33	19	4	-	-	276	55	0.1	0	23	5

- (注) 各年度とも翌年3月31日現在である（令和元年度は翌年4月30日現在）。

第6表

源泉徴収義務者の状況

区 分	平成27事務年度	平成28事務年度	平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度
	件	件	件	件	件
給 与 所 得	3,540,122	3,542,840	3,536,049	3,531,813	3,542,897
利 子 所 得 等	39,862	37,419	35,595	35,152	34,415
配 当 所 得	138,064	141,883	144,898	147,036	148,034
特定口座内保管上場 株式等の譲渡所得等	10,904	12,203	12,039	11,671	11,508
報酬・料金等所得	2,837,798	2,846,978	2,848,950	2,846,904	2,841,746
非居住者等所得	32,684	34,262	35,125	35,778	35,269

(注) 各事務年度末(翌年6月30日)現在の数による。

第7表

源泉所得税の課税状況

区 分	平成27事務年度	平成28事務年度	平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度	
	億円	億円	億円	億円	億円	
本 税	給 与 所 得	102,770	104,858	108,460	112,298	114,133
	退 職 所 得	2,277	2,362	2,310	2,360	2,552
	利 子 所 得 等	3,967	3,365	3,711	3,449	3,027
	配 当 所 得	46,196	39,140	42,625	50,460	51,268
	特定口座内保管 上場株式等の 譲 渡 所 得 等	5,754	2,353	5,580	3,732	3,020
	報酬・料金等所得	11,974	12,098	12,255	11,983	11,784
	非居住者等所得	6,480	6,203	6,576	7,154	7,150
計	179,417	170,379	181,517	191,437	192,933	
加 算 税	115	99	108	112	99	
合 計	179,532	170,478	181,625	191,548	193,032	

第8表

法人数の状況

区 分	平成27事務年度	平成28事務年度	平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度
	件	件	件	件	件
法人数	3,048,074	3,078,927	3,105,959	3,132,210	3,165,396
青色申告法人数	2,691,770	2,723,194	2,759,551	2,790,463	2,825,682
	%	%	%	%	%
青色申告法人割合	88.3	88.4	88.8	89.1	89.3

(注) 1 各事務年度末(翌年6月30日)現在の数である。

2 清算中法人は除く。

第9表

資本階級別普通法人数

区 分	平成26年度分	平成27年度分	平成28年度分	平成29年度分	平成30年度分
(資本金階級)	件	件	件	件	件
100万円以下	274,610	309,582	344,465	383,025	421,276
100万円超	1,229,448	1,227,421	1,228,413	1,228,593	1,226,170
500万円超	748,932	742,632	738,948	734,368	729,230
1,000万円超	305,685	303,754	301,613	300,390	299,899
5,000万円超	48,465	49,309	50,246	51,116	52,107
1億円超	16,040	15,417	14,834	14,397	13,933
10億円超	5,296	5,172	5,051	4,929	4,877
連結法人	1,506	1,603	1,663	1,741	1,768
計	2,629,982	2,654,890	2,685,233	2,718,559	2,749,260

(注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までの間に事業年度が終了し、申告を行った内国普通法人数を集計している。

2 普通法人とは、株式会社等の会社、企業組合などである。

3 連結法人については、1グループを1件として資本金階級区分を「連結法人」として分類した。

第10表

法人税の申告状況

区 分		平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	令和元年分
申告件数	1	件 2,824,554	件 2,860,729	件 2,895,550	件 2,929,231	件 2,949,396
		%	%	%	%	%
申告割合	2	90.5	90.8	91.2	91.4	91.1
有所得申告割合	3	32.1	33.2	34.2	34.7	35.3
申告所得金額	4	億円 615,361	億円 634,749	億円 707,677	億円 733,865	億円 650,052
	申告欠損金額	5	137,118	119,162	137,101	130,541
申告税額	6	113,844	112,372	124,730	127,922	115,546

(注) 1 その年の4月1日から翌年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年7月末までに申告があったものを集計している。

2 「有所得申告割合」 $\frac{\text{有所得申告件数}}{\text{申告件数}}$

第11表

法人税実地調査の状況

区 分		平成27事務年度	平成28事務年度	平成29事務年度	平成30事務年度	令和元事務年度
実地調査件数	1	件 93,561	件 96,869	件 97,663	件 98,910	件 76,265
	同上のうち更正・決定等件数	2	69,078	71,649	72,576	73,916
同上のうち不正申告があった件数	3	18,478	19,770	20,551	20,834	16,488
更正決定等による増加所得金額	4	億円 8,312	億円 8,267	億円 9,996	億円 13,813	億円 7,802
同上のうち不正所得金額	5	2,374	2,543	2,891	2,887	2,594
不正発見割合($\frac{3}{1}$)	6	% 19.7	% 20.4	% 21.0	% 21.1	% 21.6
不正申告1件当たり不正所得金額	7	万円 1,285	万円 1,286	万円 1,407	万円 1,386	万円 1,573

第12表

相続財産の種類別価額表

区 分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	令和元年分
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
土地	5,939,957	6,035,921	6,095,961	6,081,733	5,760,979
家屋	834,336	871,595	904,016	914,688	879,267
事業用財産	62,681	62,747	66,935	69,547	77,695
有価証券	2,336,792	2,281,739	2,540,439	2,773,267	2,546,034
現金・預貯金等	4,799,552	4,942,614	5,283,602	5,589,038	5,643,362
家庭用財産	23,118	27,214	23,858	25,901	25,306
その他の財産	1,639,805	1,644,515	1,777,978	1,863,669	1,819,771
合計	15,636,241	15,866,345	16,692,790	17,317,883	16,752,414
相続時精算課税適用財産価額	186,377	187,292	204,387	217,983	242,232

(注) 各年分とも、その年中の相続税でその年の翌年10月（令和元年分は翌年11月2日）までに提出された相続税額（差引税額）のある申告書（修正申告を除く。）に係る計数を示す。

第13表

相続税の課税状況

区 分	平成27年分	平成28年分	平成29年分	平成30年分	令和元年分
相続人の数	人 272,902	人 278,007	人 290,662	人 300,342	人 295,310
課税価格	億円 外 15,669	億円 外 16,001	億円 外 16,535	億円 外 17,362	億円 外 16,644
納付税額	145,554	147,813	155,884	162,360	157,843
	18,116	18,681	20,185	21,087	19,754
被相続人の数	人 外 30,027	人 外 31,011	人 外 32,153	人 外 33,140	人 外 32,534
	103,043	105,880	111,728	116,341	115,267

(注) 1 各年分とも、その年中の相続税でその年の翌年10月（令和元年分は翌年11月2日）までに提出された相続税額（差引税額）のある申告書（修正申告を除く。）に係る計数を示す。
2 外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

第14表

令和2年分都道府県庁所在都市の最高路線価

(1㎡当たり)

局名	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価		最高路線価の対前年変動率	
			令和2年分	令和元年分	令和2年分	令和元年分
			千円	千円	%	%
札幌	札幌	中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り	5,720	4,880	17.2	15.1
仙台	青森	新町1丁目 新町通り	160	155	3.2	0.0
	盛岡	大通2丁目 大通り	250	245	2.0	2.1
	仙台	青葉区中央1丁目 青葉通り	3,180	2,900	9.7	14.2
	秋田	中通2丁目 秋田駅前通り	125	125	0.0	4.2
	山形	香澄町1丁目 山形駅前大通り	170	170	0.0	0.0
	福島	栄町 福島駅前通り	195	190	2.6	11.8
関東	水戸	宮町1丁目 水戸駅北口ロータリー	225	230	▲ 2.2	0.0
	宇都宮	宮みらい 宇都宮駅東口駅前ロータリー	290	(280) 255	13.7	2.0
	前橋	本町2丁目 本町通り	130	130	0.0	0.0
	さいたま	大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	4,260	3,700	15.1	12.1
	新潟	中央区東大通1丁目 新潟駅前通り	450	440	2.3	2.3
	長野	大字南長野 長野駅前通り	295	285	3.5	0.0
東京	千葉	中央区富士見2丁目 千葉駅前大通り	1,140	1,040	9.6	9.5
	東京	中央区銀座5丁目 銀座中央通り	45,920	45,600	0.7	2.9
	横浜	西区南幸1丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り	15,600	(11,600) 11,600	34.5	13.3
	甲府	丸の内1丁目 甲府駅前通り	275	270	1.9	1.9
金沢	富山	桜町1丁目 駅前広場通り	490	490	0.0	2.1
	金沢	堀川新町 金沢駅東広場通り	960	900	6.7	8.4
	福井	中央1丁目 福井駅西口広場通り	320	300	6.7	3.4
名古屋	岐阜	吉野町5丁目 岐阜停車場線通り	470	460	2.2	0.0
	静岡	葵区紺屋町 紺屋町名店街呉服町通り	1,210	1,200	0.8	1.7
	名古屋	中村区名駅1丁目 名駅通り	12,480	11,040	13.0	10.4
	津	羽所町 津停車場線通り	200	195	2.6	0.0
大阪	大津	春日町 JR大津駅前通り	275	270	1.9	1.9
	京都	下京区四条通寺町東入2丁目御旅町 四条通	6,730	5,700	18.1	20.0
	大阪	北区角田町 御堂筋	21,600	16,000	35.0	27.4
	神戸	中央区三宮町1丁目 三宮センター街	5,760	4,900	17.6	25.0
	奈良	東向中町 大宮通り	800	660	21.2	11.9
和歌山	友田町5丁目 JR和歌山駅前	360	360	0.0	0.0	
広島	鳥取	栄町 若桜街道通り	105	105	0.0	▲ 4.5
	松江	朝日町 駅通り	140	135	3.7	0.0
	岡山	北区本町 市役所筋	1,480	1,370	8.0	8.7
	広島	中区胡町 相生通り	3,290	3,050	7.9	8.9
山口	小郡黄金町 山口阿知須字部線通り	145	145	0.0	0.0	
高松	徳島	一番町3丁目 徳島駅前広場通り	310	300	3.3	0.0
	高松	丸亀町 高松丸亀町商店街	360	340	5.9	3.0
	松山	大街道2丁目 大街道商店街	660	650	1.5	1.6
	高知	帯屋町1丁目 帯屋町商店街	215	210	2.4	2.4
福岡	福岡	中央区天神2丁目 渡辺通り	8,800	7,870	11.8	12.4
	佐賀	駅前中央1丁目 駅前中央通り	195	185	5.4	5.7
	長崎	浜町 浜市アーケード	760	750	1.3	1.4
熊本	熊本	中央区手取本町 下通り	2,120	1,820	16.5	21.3
	大分	末広町1丁目 大分駅北口ロータリー	520	490	6.1	11.4
	宮崎	橋通西3丁目 橋通り	230	230	0.0	0.0
	鹿児島	東千石町 天文館電車通り	920	900	2.2	8.4
沖縄	那覇	久茂地3丁目 国際通り	1,450	1,030	40.8	39.2

(注) 1 路線価は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に評価しています。

2 宇都宮市及び横浜市は最高路線価の所在地を変更しました。
なお、上段の括弧書は、変更前の所在地における令和元年分の路線価です。
また、令和元年分の対前年変動率は、変更後の所在地における変動率です。

第15表

土地の評価に係る標準地数

会計年度 (年分)	平成27年度 (平成28年分)	平成28年度 (平成29年分)	平成29年度 (平成30年分)	平成30年度 (令和元年分)	令和元年度 (令和2年分)
基幹標準地	千地点 71	千地点 72	千地点 72	千地点 72	千地点 72
地価公示地等	45	46	46	46	46
鑑定標準地	26	26	26	26	26
その他標準地	317	313	311	310	306
標準地数計	388	385	383	382	378

(注) 基幹標準地のうち、地価公示地等は、国土交通省の地価公示地と都道府県の地価調査の基準地であり、鑑定標準地は、国税局長が不動産鑑定士に鑑定評価を依頼する地点である。また、その他標準地は、基幹標準地の価格等を基として評価する標準地である。

第16表

贈与税の課税状況

	平成29年分			平成30年分			令和元年分		
	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額
相続時精算課税	千人 45	千人 4	億円 331	千人 42	千人 3	億円 284	千人 42	千人 3	億円 327
暦年課税	462	366	1,747	451	357	2,504	446	352	2,173
計	507	369	2,077	494	360	2,788	488	355	2,500

(注) 各年分とも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である（令和元年度は翌年4月30日現在）。

第17表

酒税の課税状況

区 分	課 税 数 量			課 税 額		
	元年度 (A)	30年度 (B)	対前年度比 (A/B)	元年度 (C)	30年度 (D)	対前年度比 (C/D)
	kℓ	kℓ	%	百万円	百万円	%
清 酒	457,694	487,263	93.9	52,287	55,723	93.8
合 成 清 酒	24,796	27,154	91.3	2,461	2,633	93.5
連 続 式 蒸 留 焼 酎	354,830	371,203	95.6	83,786	87,817	95.4
単 式 蒸 留 焼 酎	410,323	436,031	94.1	98,672	104,205	94.7
み り ん	100,237	101,066	99.2	2,003	2,007	99.8
ビ ー ル	2,332,908	2,477,966	94.1	512,722	543,763	94.3
果 実 酒	375,434	354,580	105.9	29,850	28,186	105.9
甘 味 果 実 酒	10,244	9,272	110.5	1,199	1,118	107.2
ウ イ ス キ ー	194,121	182,743	106.2	63,211	59,702	105.9
ブ ラ ン デ ー	4,867	5,116	95.1	1,882	1,984	94.9
原 料 用 ア ル コ ー ル	138	160	86.3	76	83	91.6
発 泡 酒	590,051	643,417	91.7	79,706	86,648	92.0
そ の 他 の 醸 造 酒	386,686	428,747	90.2	31,315	34,674	90.3
ス ピ リ ッ ツ	839,440	761,465	110.2	72,993	66,522	109.7
リ キ ュ ー ル	2,512,928	2,396,488	104.9	207,781	197,165	105.4
粉 末 酒	} 1,315	1,305	100.8	57	56	101.8
雑 酒						
合 計	8,596,035	8,683,977	99.0	1,240,003	1,272,289	97.5

(注) 1 各年度の4月1日から翌3月31日までの間の課税数量及び課税額である。

2 税関分を含む。

第18表

酒類の生産状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ
清 酒	445	427	411	406	366
合 成 清 酒	35	32	29	27	26
連 続 式 蒸 留 焼 酎	367	359	352	344	331
単 式 蒸 留 焼 酎	481	474	468	448	415
み り ん	96	94	91	87	93
ビ ー ル	2,794	2,753	2,684	2,544	2,418
果 実 酒	107	96	102	96	95
甘 味 果 実 酒	5	4	4	6	7
ウ イ ス キ ー	111	114	128	140	153
ブ ラ ン デ ー	5	4	4	4	4
発 泡 酒	536	502	502	422	400
そ の 他 の 醸 造 酒	505	484	442	410	391
原 料 用 ア ル コ ー ル	532	565	638	772	854
ス ピ リ ッ ツ					
リ キ ュ ー ル	1,920	1,979	2,065	2,270	2,346
粉 末 酒	2	2	1	1	1
雑 酒					
合 計	7,939	7,889	7,922	7,978	7,900

(注) 各年度の4月1日から翌3月31日までの間の製成数量である。

第19表

酒類の製造及び販売業の免許場数

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		場	場	場	場	場
製 造 免 許 場 数	清 酒	外 146 1,627	外 148 1,615	外 161 1,594	外 160 1,580	外 157 1,563
	合 成 清 酒	外 68 3	外 70 2	外 71 1	外 71 1	外 71 1
	連続式蒸留焼酎	外 76 37	外 78 35	外 77 36	外 79 34	外 78 34
	単式蒸留焼酎	外 494 361	外 497 359	外 483 371	外 488 364	外 489 368
	み り ん	外 79 30	外 80 29	外 77 32	外 76 33	外 76 31
	ビ ー ル	外 84 178	外 86 179	外 84 187	外 181 318	外 162 341
	果 実 酒	外 190 305	外 192 328	外 204 355	外 214 394	外 210 416
	甘 味 果 実 酒	外 312 10	外 313 9	外 310 12	外 313 10	外 310 8
	ウ イ ス キ ー	外 67 10	外 70 16	外 75 18	外 81 21	外 84 26
	ブ ラ ン デ ー	外 120 1	外 118 2	外 123 1	外 279 3	外 265 4
	原料用アルコール	外 95 8	外 94 7	外 93 8	外 94 7	外 95 9
	発 泡 酒	外 1,430 95	外 1,403 113	外 1,376 223	外 1,483 120	外 1,477 128
	その他の醸造酒	外 1,373 257	外 1,349 264	外 1,314 269	外 1,285 273	外 1,260 274
	ス ピ リ ッ ツ	外 1,854 35	外 1,810 39	外 1,776 38	外 1,718 43	外 1,700 48
	リ キ ュ ー ル	外 1,734 185	外 1,713 181	外 1,700 182	外 1,691 187	外 1,676 195
	粉 末 酒	外 11 3	外 11 2	外 9 2	外 9 2	外 9 2
	雑 酒	外 1,575 5	外 1,539 4	外 1,502 4	外 1,465 4	外 1,436 4
	合 計	外 9,708 3,150	外 9,571 3,184	外 9,435 3,333	外 9,687 3,394	外 9,555 3,452
	販売業免許場数 (期限付免許場数を 含む。)	外 619 内 189,847 191,296	外 631 内 189,551 191,053	外 633 内 187,924 189,490	外 631 内 185,789 187,475	外 636 内 182,923 184,717

(注) 1 各年度末(翌年3月31日)現在の酒類の製造及び販売業の免許場数である。

2 「製造免許場数」欄の外書には、兼業しているもののうち従たるものを掲げた。

3 「販売業免許場数(期限付免許場数を含む。)」欄の内書には小売ができるものを、外書には販売の媒介業免許場数を掲げた。

第20表

揮発油税及び地方揮発油税の課税状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度比 (B)／(A)
				(A)	(B)	
	千ℓ	千ℓ	千ℓ	千ℓ	千ℓ	%
移出(引取)数量	内 263 52,002	内 382 51,658	内 742 50,966	内 1,258 49,723	内 1,161 48,580	97.7
課税標準数量	内 260 50,702	内 377 50,261	内 732 49,493	内 1,241 48,284	内 1,145 47,175	97.7
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税額	内 13,969 2,723,052	内 20,308 2,698,978	内 39,384 2,657,968	内 66,763 2,592,962	内 61,616 2,522,904	97.3
控除税額	309	177	173	169	273	161.5
手持品課税	—	—	—	—	—	—
差引計	内 13,969 2,722,745	内 20,308 2,698,801	内 39,384 2,657,795	内 66,763 2,592,792	内 61,616 2,522,631	97.3
過少申告加算税	8	0	1	0	1	0.0
無申告加算税	7	1	1	7	2	28.6
合計	内 13,969 2,722,760	内 20,308 2,698,802	内 39,384 2,657,797	内 66,763 2,592,799	内 61,617 2,522,633	97.3

(注) 各欄の内書は、税関分を示す。

第21表

現金納付による印紙税の課税状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度比
				(A)	(B)	(B)／(A)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税 印 押 な つ	18	8	8	5	7	140.0
納 付 計 器	37,524	39,191	37,333	38,114	37,655	98.8
書 式 表 示	55,351	52,550	52,995	53,742	52,047	96.8
一 括 納 付	72,624	71,014	69,056	64,353	61,178	95.1
計	165,518	162,763	159,392	156,213	150,887	96.6
充 当 税 額	788	651	588	481	457	95.0
過 少 申 告 加 算 税	10	5	3	11	25	227.3
無 申 告 加 算 税	13	2	14	2	2	100.0
重 加 算 税	—	—	—	—	—	—
過 怠 税	3,059	3,294	3,266	3,094	2,555	82.6
	人	人	人	人	人	
納付計器設置者数	10,935	11,059	11,262	11,359	11,408	100.4
	台	台	台	台	台	
納付計器設置台数	15,036	15,105	15,203	15,203	15,161	99.7

第22表

たばこ税の課税状況

(単位：数量＝百万本、金額＝百万円)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)	
喫煙用の製造タバコ	紙巻たばこ (本則)	課税数量	内 74,173 174,842	内 69,712 163,315	内 56,574 139,017	内 49,715 126,443	内 46,571 117,334	% 92.8
		税 額	内 454,200 1,070,497	内 426,824 999,867	内 346,389 851,104	内 315,198 798,789	内 308,479 777,066	97.3
	紙巻たばこ (暫定)	課税数量	内 — 9,080	内 — 8,525	内 — 6,821	内 0 5,215	内 0 2,669	51.2
		税 額	内 — 26,388	内 — 28,494	内 — 26,206	内 0 23,794	内 0 12,503	52.5
	パイプ たばこ	課税数量	内 736 736	内 7,184 7,202	内 20,707 20,802	内 15,595 15,839	内 177 184	1.2
		税 額	内 4,517 4,519	内 43,992 44,105	内 126,786 127,371	内 95,566 97,061	内 1,194 1,238	1.3
	葉巻たばこ	課税数量	内 111 111	内 158 158	内 337 339	内 663 670	内 2,049 3,491	521.0
		税 額	内 701 701	内 995 996	内 2,090 2,100	内 4,258 4,300	内 13,597 23,147	538.3
	刻みたばこ	課税数量	内 2 3	内 1 3	内 2 3	内 2 3	内 2 7	233.3
		税 額	内 9 19	内 9 17	内 12 19	内 10 17	内 11 45	264.7
	加熱式 たばこ	課税数量	内 — —	内 — —	内 — —	内 9,011 9,328	内 28,541 29,651	317.9
		税 額	内 — —	内 — —	内 — —	内 59,677 61,775	内 189,011 196,361	317.9
	かみ用の 製造たばこ	課税数量	内 0 0	内 0 0	内 0 0	内 0 0	内 0 0	—
		税 額	内 2 2	内 2 2	内 3 3	内 2 2	内 1 1	50.0
かぎ用の 製造たばこ	課税数量	内 1 1	内 1 2	内 3 3	内 3 3	内 4 5	166.7	
	税 額	内 9 11	内 11 12	内 20 21	内 22 23	内 32 33	143.5	
税 額 計		内 459,438 1,102,136	内 471,833 1,073,492	内 475,299 1,006,823	内 474,733 985,762	内 512,325 1,010,394	102.5	
手持品課税額		—	137	113	7,703	115	1.5	
合計税額		1,102,136	1,073,629	1,006,936	993,465	1,010,509	101.7	
控除税額		3,555	3,165	3,311	3,795	3,593	94.7	
差引税額		1,098,582	1,070,464	1,003,626	989,673	1,006,916	101.7	
加算税額	過少申告	X	X	X	X	X	X	
	無申告	X	X	X	X	X	X	
	計	X	X	X	X	X	X	

- (注) 1 各欄の内書は税関分を示す。
2 表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものである。
3 紙巻たばこ(本則)には携行品課税に係る数量税を含む。
4 平成10年12月1日から、たばこ特別税が課されている。

第23表

石油ガス税の課税状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	千 t	千 t	千 t	千 t	千 t	%
移出（引取）重量	1,054	996	948	877	793	90.4
税 額	百万円 18,458	百万円 17,484	百万円 16,586	百万円 15,356	百万円 13,884	90.4
控 除 税 額	47	62	58	53	52	98.1
差 引 計	18,411	17,427	16,527	15,302	13,831	90.4
過少申告加算税	2	1	0	0	0	—
無申告加算税	0	1	1	0	1	0.0
合 計	18,413	17,430	16,528	15,303	13,832	90.4

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第24表

航空機燃料税の課税状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	千kl	千kl	千kl	千kl	千kl	%
積 込 数 量	4,892	4,928	5,014	5,050	5,177	102.5
税 額	百万円 76,149	百万円 76,281	百万円 77,628	百万円 78,158	百万円 80,037	102.4
控 除 税 額	10,060	10,433	10,504	10,691	11,089	103.7
差 引 計	66,120	65,849	67,124	67,471	68,948	102.2
過少申告加算税	0	5	0	2	9	450.0
無申告加算税	0	11	3	0	4	0.0
重 加 算 税	—	—	—	—	—	—
合 計	66,120	65,864	67,127	67,473	68,966	102.2

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第25表

自動車重量税の課税状況

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度 (A)		令和元年度 (B)		対前年度比 (B)/(A)		
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
検査自動車 乗用車	3年もの	2,572,486	31,796	2,780,628	33,375	2,762,909	38,840	2,735,177	43,914	2,593,631	51,688	94.8	117.7
	2年もの	15,027,001	393,489	15,552,249	402,581	14,843,240	372,343	15,252,408	393,617	14,947,464	379,689	98.0	96.5
	1年もの	386,905	3,491	393,333	3,439	400,025	3,527	409,060	3,641	422,084	3,756	103.2	103.2
	小計	17,986,392	428,776	18,726,210	439,396	18,006,174	414,710	18,396,645	441,172	17,963,179	435,132	97.6	98.6
	バス・トラック	6,247,778	165,964	6,238,751	166,488	6,234,677	165,893	6,255,196	164,912	6,313,656	173,406	100.9	105.2
	小型二輪 計	567,815	2,504	584,507	2,587	578,352	2,581	603,818	2,689	598,313	2,687	99.1	99.9
届出軽自動車	24,801,985	597,244	25,549,468	608,470	24,819,203	583,184	25,255,659	608,774	24,875,148	611,226	98.5	100.4	
合計	13,863,016	83,332	13,992,434	82,788	14,410,330	83,356	14,340,645	86,851	14,520,538	89,149	101.3	102.6	
合計	38,665,001	680,576	39,541,902	691,258	39,229,533	666,540	39,596,304	695,625	39,395,686	700,375	99.5	100.7	

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第26表

電源開発促進税の課税状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度比 (B)/(A)
供給販売電気の電力量	千kw時 839,259,915	千kw時 849,002,901	千kw時 865,893,830	千kw時 859,598,651	千kw時 840,384,107	% 97.8
自家使用販売電気の電力量	2,636,587	2,439,310	2,470,363	2,511,661	2,527,678	100.6
合計	841,896,502	851,442,211	868,364,193	862,110,312	842,911,786	97.8
税額	百万円 315,711	百万円 319,291	百万円 325,637	百万円 323,291	百万円 316,092	97.8
過少申告加算税	—	—	—	—	26	—
無申告加算税	—	—	—	—	—	—
重加算税	—	—	—	—	—	—
合計	315,711	319,291	325,637	323,291	316,118	97.8

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第27表

石油石炭税の課税状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税 額	内 706,191 714,862	内 785,995 795,516	内 774,430 784,501	内 779,232 788,701	内 731,591 740,172	93.8
控 除 税 額	内 — 2,994	内 — 3,042	内 — 3,231	内 0 3,363	内 0 3,358	99.9
差 引 額	内 706,191 711,867	内 785,995 792,474	内 774,430 781,270	内 779,232 785,339	内 731,591 736,814	93.8
過少申告加算税	16	0	0	—	0	—
無申告加算税	0	—	—	2	—	—
合 計	内 706,191 711,883	内 785,995 792,474	内 774,430 781,270	内 779,234 785,341	内 731,591 736,814	93.8

(注) 1 各欄の内書は、税関分を示す。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第28表

国際観光旅客税の課税状況

	平成30年度	令和元年度 (B)	対前年度比 (B)／(A)
	百万円	百万円	%
税 額	内 248 7,025	内 1,698 44,125	628.1
過不納付加算税	—	2	—
重 加 算 税	—	—	—
合 計	内 248 7,025	内 1,698 44,128	628.2

(注) 1 各欄の内書は税関分を示す。

2 平成31年1月7日以降の出国分から課されている。

第29表

査察事件の処理事績

項目		年 度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
着 手 件 数		189 件	178 件	174 件	166 件	150 件
処 理 件 数 (A)		181	193	163	182	165
告 発 件 数 (B)		115	132	113	121	116
告 発 率 (B / A)		63.5 %	68.4 %	69.3 %	66.5 %	70.3 %
脱 税 額	総 額	13,841 百万円	16,106 百万円	13,509 百万円	13,999 百万円	11,985 百万円
	同 上 1 件 当 たり	76	83	83	77	73
	告 発 分	11,204	12,692	10,001	11,176	9,276
	同 上 1 件 当 たり	97	96	89	92	80

- (注) 1 処理件数とは、査察事件としての処理を了したものをいう。
2 脱税額には、加算税額を含む。

第30表

間接国税犯則事件の処理事績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰 越 件 数		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
検 挙 件 数		39	44	37	18	20
要 処 理 件 数		39	44	37	18	20
処 理 済 件 数		39	44	37	18	20
処 理 済 件 数 の 内 訳	通 告 処 分	(100.0) 39	(90.9) 40	(100.0) 37	(100.0) 18	(100.0) 20
	直 告 発	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	(9.1) 4	—	—	—
ほ 脱 税 額		25,171 千円	2,524 千円	4,614 千円	0 千円	0 千円

- (注) 1 「処理済件数の内訳」欄のカッコ内の数字は、それぞれの構成比（パーセント）を示す。
2 ほ脱犯には、酒税法第54条犯を含む。

第31表

物納（物納の撤回）の処理状況

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
(物納の状況)	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
本年度申請 (1)	199	11,597	228	39,463	120	28,225	132	34,689	119	23,275	
(前年度処理未済を含む。)											
処 理	取 下 げ 等	42	2,033	61	7,071	39	23,207	27	2,002	14	1,187
		許 可	69	2,559	114	6,400	47	2,721	47	28,025	72
	計 (2)	111	4,592	175	13,471	86	25,928	74	30,027	86	21,741
処 理 未 済		88	7,005	53	25,992	34	2,297	58	4,662	33	1,534
処 理 割 合 (2)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	(1)	55.6	39.4	76.0	32.7	71.7	91.9	56.0	86.5	72.3	93.4
(物納撤回の状況)	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	
本年度申請 (3)	1	22	1	78	0	0	0	0	0	0	
(前年度承認未済を含む。)											
処 理	取 下 げ 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		承 認	1	22	1	78	0	0	0	0	0
	計 (4)	1	22	1	78	0	0	0	0	0	
処 理 未 済		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処 理 割 合 (4)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	(3)	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消し等により控除した件数及び金額である。

第32表

延納の処理状況

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	金額								
本年度申請 (1) (前年度処理未済を含む。)	2,027	56,210	2,145	67,041	2,062	64,929	1,995	77,940	1,762	75,709
取 下 げ 等 許 可 計 (2)	354	10,851	354	13,447	382	12,824	377	16,119	388	21,832
	1,160	31,224	1,265	36,223	1,180	31,058	1,080	32,019	923	35,914
処 理 未 済	513	14,135	526	17,372	500	21,046	538	29,802	451	17,963
処 理 割 合 $\frac{(2)}{(1)}$	% 74.7	% 74.9	% 75.5	% 74.1	% 75.8	% 67.6	% 73.0	% 61.7	% 74.4	% 76.3

第33表

令和元年度徴収決定等の状況

区 分	本年度分		繰越分		総計	
	百万円	前年度決算額との増減差額	百万円	前年度決算額との増減差額	百万円	前年度決算額との増減差額
徴収決定済額 (A)	66,848,994	△ 393,670	1,346,599	△ 51,374	68,195,592	△ 445,044
収 納 済 額 (B)	65,722,438	△ 786,443	625,326	△ 13,694	66,347,765	△ 800,138
不 納 欠 損 額 (C)	2,895	1,535	74,727	△ 2,164	77,622	△ 629
収納未済翌年度繰越額 (D)	1,123,660	391,238	646,546	△ 35,516	1,770,206	355,722
(D)のうち滞納処分停止額 (E)	397	△ 124	75,290	△ 17,089	75,687	△ 17,213
$\frac{(B)}{(A)}$	% 98.3	—	% 46.4	—	% 97.3	—
$\frac{(B)+(C)}{(A)}$	% 98.3	—	% 52.0	—	% 97.4	—
$\frac{(E)}{(D)}$	% 0.0	—	% 11.6	—	% 4.3	—

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第34表

令和元年度還付金等の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	百万円
源泉所得税及復興特別所得税	2,955,871
申告所得税及復興特別所得税	187,458
法人税	1,402,049
消費税及地方消費税	6,858,901
その他	203,331
計	11,607,610

- (注) 1 国税収納金整理資金支払命令済額報告書最終月分により作成した。
2 還付金等とは、還付金及び過誤納金並びにこれらに係る還付加算金をいう。
3 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第35表

令和元年度税目別徴収決定等の状況

区分	徴収決定済額 (A) 百万円	収納済額 (B) 百万円	不納欠損額 (C) 百万円	収納未済翌年度へ繰越		{(B)+(C)} /(A) %
				金額	内滞納処分分の停止額	
源泉所得税	174,417	105,471	8,286	60,661	7,380	65.2
源泉所得税及復興特別所得税	19,178,361	19,120,485	3,778	54,098	2,898	99.7
申告所得税	153,470	12,601	17,559	123,310	23,201	19.7
申告所得税及復興特別所得税	3,675,940	3,477,281	1,754	196,905	7,694	94.6
法人税	12,395,465	12,199,159	12,219	184,086	4,516	98.5
地方税法	644,874	638,617	187	6,070	30	99.1
復興特別法人税	2,420	1,014	147	1,259	74	48.0
相続税	2,535,779	2,354,946	6,235	174,598	5,462	93.1
地価税	163	4	6	153	17	6.3
消費税	4,657	328	497	3,833	458	17.7
消費税及地方消費税	24,133,719	23,336,742	26,936	770,041	23,941	96.8
酒税	1,181,068	1,180,623	2	443	7	100.0
たばこ税	8	7	0	1	0	90.5
たばこ税及たばこ特別税	491,473	491,472	—	1	0	100.0
石油石炭税	5,591	5,591	—	0	—	100.0
国際観光旅客税	42,696	42,693	—	3	—	100.0
旧税	43	2	9	32	4	25.1
電源開発促進税	316,074	316,074	—	—	—	100.0
揮発油税及地方道路税	27	1	—	26	—	3.5
揮発油税及地方揮発油税	2,652,905	2,461,662	—	191,243	—	92.8
石油ガス税	13,670	13,540	—	130	—	99.0
自動車重量税	144,914	144,914	—	0	—	100.0
航空機燃料税	67,753	65,322	—	2,431	—	96.4
印紙収入	380,105	379,216	6	882	4	99.8
合計	68,195,592	66,347,765	77,622	1,770,206	75,687	97.4

(注) 1 この表は、令和元年度国税収納金整理資金徴収済額報告書3月分、最終月分及び令和元年度国税収納金整理資金収納未済額繰越計算書により作成したものである。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第36表

振替納税利用状況

1 申告所得税及び復興特別所得税

(単位：千人、%)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 期	納税人員(A)	1,217	1,249	1,291	1,302	1,318
	振替納税利用者(B)	983	1,004	1,033	1,021	1,035
	利用状況((B)/(A))	80.8	80.4	80.0	78.4	78.5
2 期	納税人員(A)	1,227	1,256	1,304	1,312	1,323
	振替納税利用者(B)	990	1,013	1,047	1,048	1,040
	利用状況((B)/(A))	80.6	80.7	80.3	79.9	78.6
確 定	納税人員(A)	5,972	6,003	6,036	6,019	6,051
	振替納税利用者(B)	3,510	3,479	3,397	3,329	3,205
	利用状況((B)/(A))	58.8	58.0	56.3	55.3	53.0

2 消費税及び地方消費税（個人事業者）

(単位：千人、%)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
確 定	納税人員(A)	1,056	1,048	1,042	1,038	1,025
	振替納税利用者(B)	809	798	789	783	744
	利用状況((B)/(A))	76.6	76.2	75.7	75.4	72.6

第37表

滞納の発生及び整理状況

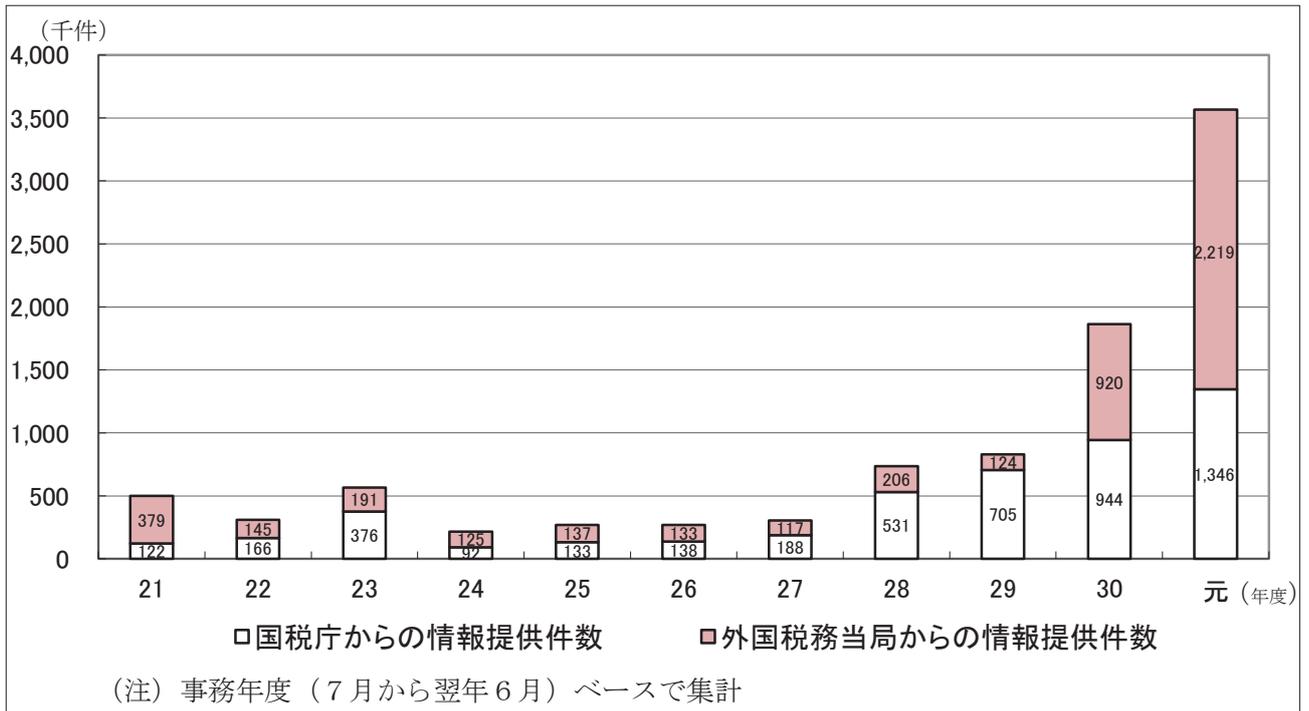
区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
要 整 理	期首滞納	千件 件数	3,313	3,058	2,830	2,622	2,425
		億円 税額(A)	外 862 10,646	外 842 9,774	外 788 8,971	外 777 8,531	外 750 8,118
	年間新規発生滞納	千件 件数	1,344	1,359	1,324	1,309	1,009
		億円 税額(B)	外 1,181 6,871	外 1,011 6,221	外 978 6,155	外 948 6,143	外 866 5,528
整 理 済	整理済滞納	千件 件数	1,599	1,587	1,531	1,506	1,278
		億円 税額(C)	外 1,201 7,744	外 1,065 7,024	外 989 6,595	外 975 6,555	外 922 6,091
	整理割合	$\frac{(C)}{(A)+(B)}$	% 44.2	% 43.9	% 43.6	% 44.7	% 44.6
整理中のもの		千件 件数	3,058	2,830	2,622	2,425	2,156
		億円 税額	外 842 9,774	外 788 8,971	外 777 8,531	外 750 8,118	外 694 7,554

(注) 1 地方消費税を除いた計数である。ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書きとして地方消費税の滞納状況を示している。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

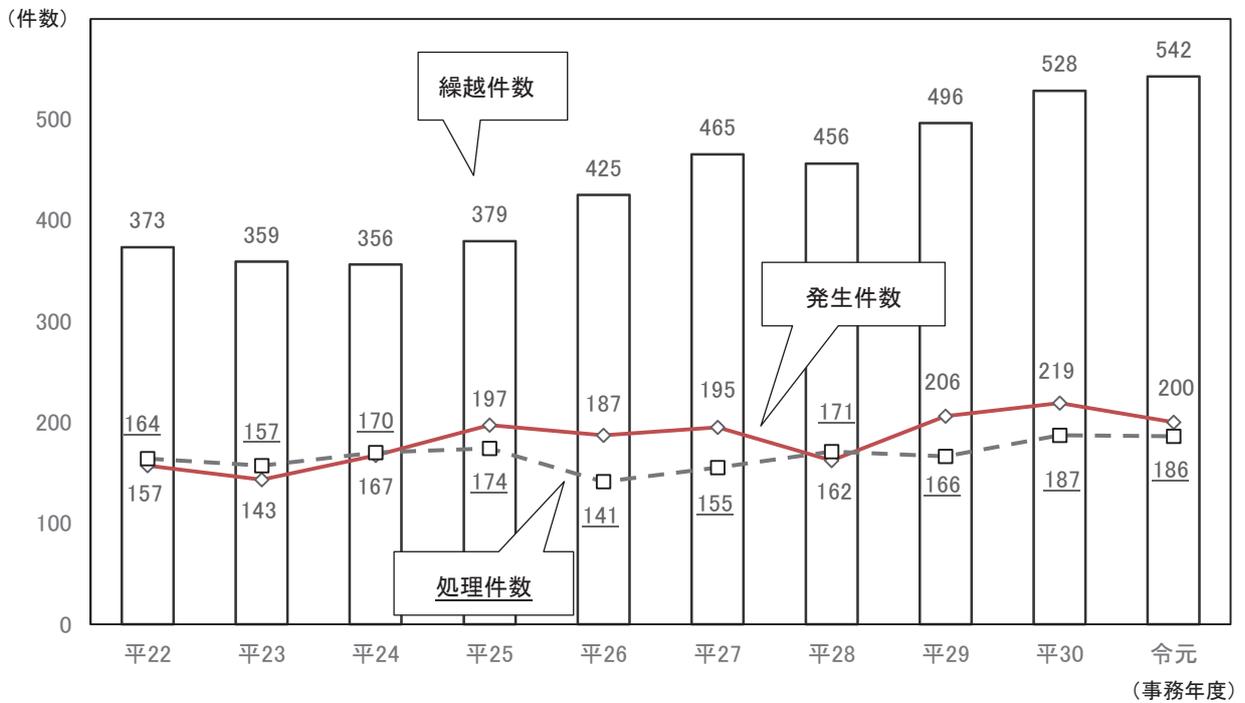
第38表

租税条約等に基づく情報交換件数の推移



第39表

相互協議事案の件数の推移



第40表

納税者支援調整官の派遣先税務署の状況

局(所)	派遣先 税務署数	派遣先税務署名
札幌	—	—
仙台	5	青森、盛岡、秋田南、山形、福島
関東信越	5	水戸、宇都宮、前橋、新潟、長野
東京	10	千葉東、松戸、麴町、芝、新宿、東京上野、渋谷、立川、横浜中、藤沢
金沢	—	—
名古屋	7	岐阜北、静岡、浜松西、熱田、豊橋、小牧、津
大阪	8	大津、下京、堺、豊能、枚方、東大阪、姫路、西宮
広島	4	松江、岡山東、福山、下関
高松	2	松山、高知
福岡	—	—
熊本	2	大分、鹿児島
沖縄	—	—
合計		43署

第41表 電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
税 務 相 談 の 受 理 件 数	所 得 税	2,653,750	2,859,206	2,894,013	2,878,140	2,603,696
	法 人 税	273,655	237,520	221,965	202,457	191,349
	資 産 税	1,052,094	985,728	969,142	954,158	927,250
	消 費 税	167,066	150,232	138,086	148,202	252,061
	そ の 他 の 間 接 税	180,741	160,420	162,522	162,664	152,109
	徴 収	291,363	310,689	314,119	305,795	283,915
	そ の 他	736,798	981,057	870,174	791,308	698,480
計		5,355,467	5,684,852	5,570,021	5,442,724	5,108,860
タックスアンサーの利用件数		69,944,487	74,939,758	86,661,859	58,222,394	73,679,057

(注) 令和2年3月末現在

第42表 叙勲及び褒章の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
春 の 叙 勲	45	47	38	47	43
秋 の 叙 勲	47	44	46	44	53
藍 綬 褒 章	8	11	9	18	15
黄 綬 褒 章	14	7	4	10	9

第43表

納税表彰の実施状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財務大臣 表彰	団体	—	—	—	—	—
	個人	50	50	49	50	50
	計	50	50	49	50	50
国税庁長官 表彰	団体	—	—	—	—	—
	個人	85	85	85	85	85
	計	85	85	85	85	85
国税局長 表彰	団体	—	—	—	—	—
	個人	341	341	342	341	340
	計	341	341	342	341	340
税務署長 表彰	団体	—	—	—	—	—
	個人	1,773	1,758	1,744	1,697	1,678
	計	1,773	1,758	1,744	1,697	1,678

第44表

国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国 税 庁 長 官 感 謝 状	者 30	者 25	者 32	者 30	者 35
国 税 局 長 感 謝 状	116	130	102	104	116

第45表

再調査の請求の処理状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		件	件	件	件	件
要 処 理 件 数	前年度未決繰越し	650	641	510	598	491
	新規申立て	3,191	1,674	1,814	2,043	1,359
	計 (A)	3,841	2,315	2,324	2,641	1,850
処 理 済 件 数	取 下 げ	320	255	204	179	183
	却 下	375	208	200	149	125
	棄 却	2,150	1,199	1,105	1,549	1,014
	全 部 認 容	58	23	40	27	46
	一 部 認 容	212	100	173	237	141
	審査請求とみなした件数	84	20	4	9	4
	変 更 そ の 他	1	0	0	0	0
計 (B)	3,200	1,805	1,726	2,150	1,513	
本年度未決件数(A)－(B)		641	510	598	491	337

(注) 再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となる。なお、取下げには、みなす取下げが含まれる。

第46表

審査請求の処理状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		件	件	件	件	件
要 処 理 件 数	前年度未決繰越し	1,620	1,407	1,936	2,414	2,595
	新規請求	2,014	2,468	2,949	3,095	2,559
	審査請求とみなした件数	84	20	4	9	4
	計 (A)	3,718	3,895	4,889	5,518	5,158
処 理 済 件 数	取 下 げ	223	269	247	261	348
	却 下	289	191	186	136	134
	棄 却	1,615	1,258	1,840	2,310	1,989
	全 部 認 容	37	49	54	77	90
	一 部 認 容	147	192	148	139	285
	変 更	—	—	—	—	—
	計 (B)	2,311	1,959	2,475	2,923	2,846
本年度未決件数(A)－(B)		1,407	1,936	2,414	2,595	2,312

(注) 1 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

2 審査請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の審査請求がされた場合は、4件となる。なお、取下げには、みなす取下げが含まれる。

第47表

訴訟事件の終結状況

1 国側被告事件

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	件	件	件	件	件	
前年度からの係属件数	256	225	210	199	203	
本年度提起件数	231	230	199	181	223	
計 (A)	487	455	409	380	426	
本年度終結件数	取 下 げ	13	20	15	15	11
	却 下	16	20	17	10	10
	国 側 勝 訴	208	189	154	145	164
	国 側 敗 訴	22	11	21	6	21
	そ の 他	3	5	3	1	10
計 (B)	262	245	210	177	216	
本年度末係属件数(A)－(B)	225	210	199	203	210	

(注) 1 訴訟事件の件数は、裁判所に提起された事件番号ごとに集計しており、複数の税目にわたるものは主たる税目でカウントしている。

2 国側敗訴には、国側一部敗訴を含む。

2 国側原告事件

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	件	件	件	件	件	
前年度からの係属件数	36	44	48	37	42	
本年度提起件数	156	158	167	151	115	
計 (A)	192	202	215	188	157	
本年度終結件数	取 下 げ	8	5	12	7	11
	却 下	—	—	—	—	—
	国 側 勝 訴	21	33	34	27	21
	国 側 一 部 勝 訴	2	—	—	—	1
	国 側 敗 訴	1	—	—	—	—
そ の 他	116	116	132	112	97	
計 (B)	148	154	178	146	130	
本年度末係属件数(A)－(B)	44	48	37	42	27	

第48表

国税庁職員定員表

(令和2年3月31日現在)

区	分	定員
内 部 部 局	長 官 官 房	人 642
	課 税 部	239
	徴 収 部	51
	調 査 査 察 部	61
	計	993
施 設 等 機 関 特 別 の 機 関	税 務 大 学 校	324
	国 税 不 服 審 判 所	471
	計	795
地 方 支 分 部 局	国 税 局 及 び 税 務 署	54,115
合	計	55,903

(注) 国税局には、沖縄国税事務所を含む。

第49表

提案受理件数及び国税庁入賞件数

区 分	国税局等 受理件数	国税庁 進達件数	国税庁入賞件数			
			優秀	佳作	有効	計
	件	件	件	件	件	件
平成27年度	5,279	132	1	19	-	20
平成28年度	9,296	228	1	35	-	36
平成29年度	9,794	265	2	35	-	37
平成30年度	9,443	197	1	46	-	47
令和元年度	8,685	158	3	23	132	158

(注1) 各年度は前年の12月1日からその年の11月30日までである。

(注2) 令和元年度から、国税庁の報賞基準に「有効」を新設。

第50表

令和元年度予算の事項別内訳

【一般会計】

項	事 項	平成 30 年度	令和元年度	対前年度増△減額
		百万円	百万円	百万円
国 税 庁 共 通 費	国税庁一般行政に必要な経費	559,988	566,073	6,085
	審議会に必要な経費	151	151	0
国 税 庁 施 設 費	国税庁施設整備に必要な経費	2,797	2,572	△ 225
税 務 業 務 費	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	123,213	120,033	△ 3,180
	税務大学校に必要な経費	2,014	2,128	114
	国税電子申告・納税システムの運用等に必要な経費	7,823	8,271	448
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	784	868	84
国 税 不 服 審 判 所	国税不服審判所の運用に必要な経費	4,845	4,790	△ 55
	審査請求の調査及び審理に必要な経費	70	66	△ 4
独 立 行 政 法 人 酒 類 総 合 研 究 所 運 営 費	独立行政法人酒類総合研究所 運営費交付金に必要な経費	961	963	2
国 税 庁 計		702,647	705,915	3,268

(注) 1 各年度とも当初予算額である。

2 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

第51表

徴税費及びその用途別構成のすう勢

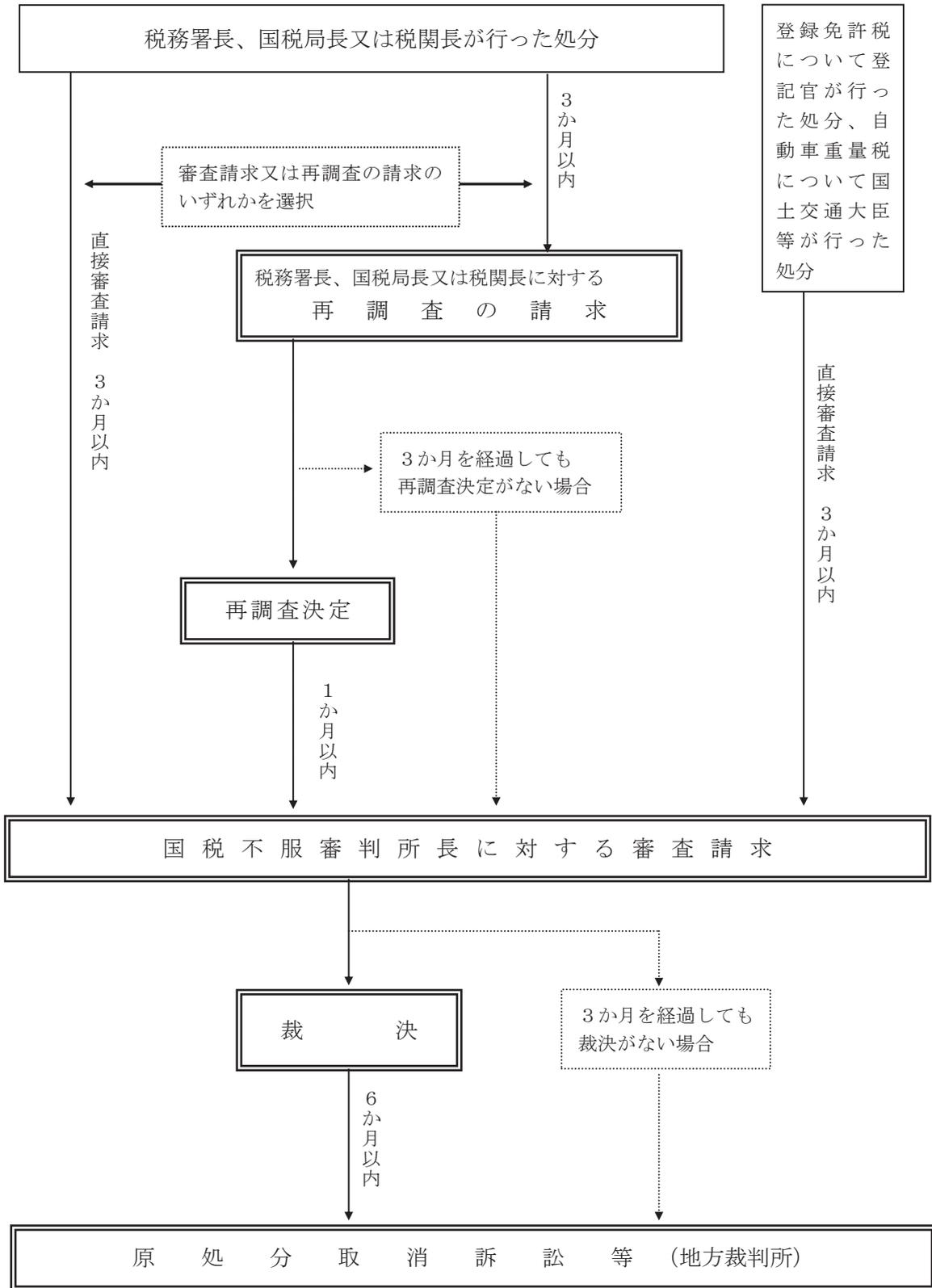
区 分	人 件 費	旅 費	物 件 費	施 設 費	そ の 他	計	租 税 及 び 印 紙	収 入 税 庁 扱 入 い	税 り 収 百 円 当 た り 徴 税 費
実 額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	円
平成27年度	552,457	7,097	122,697	1,916	552	684,719	52,618	569	1.30
平成28年度	551,876	7,194	122,696	2,358	463	684,587	52,485	955	1.30
平成29年度	546,714	7,552	126,785	1,912	465	683,426	55,302	941	1.24
平成30年度	542,324	7,482	138,666	2,689	446	691,607	56,513	359	1.22
令和元年度	547,961	7,188	135,931	3,734	482	695,296	54,430	623	1.28
構 成 比 率	%	%	%	%	%	%			
平成27年度	80.7	1.0	17.9	0.3	0.1	100.0	—	—	—
平成28年度	80.6	1.1	17.9	0.3	0.1	100.0	—	—	—
平成29年度	80.0	1.1	18.6	0.3	0.1	100.0	—	—	—
平成30年度	78.4	1.1	20.0	0.4	0.1	100.0	—	—	—
令和元年度	78.8	1.0	19.6	0.5	0.1	100.0	—	—	—
指 数									
平成27年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
平成28年度	99.9	101.4	100.0	123.1	83.9	100.0	99.7	—	—
平成29年度	99.0	106.4	103.3	99.8	84.2	99.8	105.1	—	—
平成30年度	98.2	105.4	113.0	140.3	80.8	101.0	107.4	—	—
令和元年度	99.2	101.3	110.8	194.9	87.3	101.5	103.4	—	—

(注) 1 用途別区分は、次による。

- (1) 人件費 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、委員手当、退職者給与、非常勤職員手当、国際機関等派遣職員給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当、国家公務員共済組合負担金、基礎年金国家公務員共済組合負担金、育児休業手当国家公務員共済組合負担金
- (2) 旅費 職員旅費、政府開発援助職員旅費、税務調査旅費、不服審査旅費、滞納処分旅費、赴任旅費、委員等旅費、外国人招へい旅費
- (3) 物件費 庁費、政府開発援助庁費、情報処理業務庁費、校費、税務特別庁費、証紙製造費、通信専用料、電子計算機等借料、土地建物借料、招へい外国人滞在費、各所修繕、捜査費、自動車重量税、成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費、公共施設等維持管理運営費
- (4) 施設費 施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、不動産購入費
- (5) その他 諸謝金、政府開発援助諸謝金、報償費、褒賞品費、国有資産所在市町村交付金、交際費、賠償償還及払戻金、保証金、国有特許発明補償費、換地清算金、経済協力開発機構拠出金

2 「税収百円当たり徴税費」は、各年度とも決算額である。

3 各々の計数において四捨五入したため、計とは一致しないものがある。



3 參考資料

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

- (i) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。
- (ii) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。
- (iii) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各

層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

(イ) 関係法令を適正に適用すること。

(ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

(別表省略)

国 税 庁 の 使 命

使命 納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

・上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

・上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

(1) 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

(2) 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

・高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

税務運営方針（昭和51年4月1日）

第一 総論

1 税務運営の基本的考え方

租税は、国民が生活を営んでいく上で必要な公共的経費に充てるため、各自が負担するものである。

税務行政の使命は、税法を適正に執行し、租税収入を円滑に確保することにあるが、申告納税制度の下における税務行政運営の課題は、納税者のすべてがこのような租税の意義を認識し、適正な申告と納税を行うことにより、自主的に納税義務を遂行するようにすることである。税務運営においては、この課題の達成を究極の目標として、その基盤を着実に築き上げていくことを、その基本としなければならない。

このような理念に立って、税務運営の基本的考え方を示すと、次のとおりである。

(1) 納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うような態勢にすること

……近づきやすい税務署にすること……

納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うようになるには、納税者が租税の意義を理解し、その義務を自覚するとともに、税法を理解し、正しい計算のために記帳方法などの知識を持つことが必要である。このため、広報、説明会、税務相談などを通じて、納税についての理解を深め、税法等の知識を普及するとともに、記帳慣習を育成することに努める。特に課税標準の調査に当たっては、事実関係を的確には握し、納税者の誤りを是正しなければならないことはもちろんであるが、単にそれにとどまらないで、それを契機に、納税者が税務知識を深め、更に進んで納税意識をも高めるように努めなければならない。

このように、申告納税制度の下では、納税者自らが積極的に納税義務を遂行することが必要であるが、そのためには、税務当

局が納税者を援助し、指導することが必要であり、我々は、常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならない。

また、納税者と一体となって税務を運営していくには、税務官庁を納税者にとって近づきやすいところにしなければならない。そのためには、納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないように、細心の注意を払わなければならない。

(2) 適正な課税の実現に努力すること

国民の納税道義を高め、適正な自主申告と納税を期待するには、同じような立場にある納税者はすべて同じように適正に納税義務を果すということの保証が必要である。このため、申告が適正でない納税者については、的確な調査を行って確実にその誤りを是正することに努め、特に悪質な脱税に対しては、厳正な措置をとるものとする。

なお、このようにして適正な課税を実現することが、また、法の期待する負担の公平を図り、円滑に租税収入を確保するゆえんのものであることを忘れてはならない。

(3) 綱紀を正し、明るく、能率的な職場をつくること

国民の納税道義を高め、税務に対する納税者の信頼と協力を勝ち得るため、税務における職務の執行は、最も公正でなければならないし、職場における執務態勢は、規律正しく、明るくかつ能率的でなければならない。職員は、各自が国家財政を担っているということを自覚し、職場に誇りをもち、厳正な態度で自らを律しなければならない。

ない。そのことがまた、納税者にとって近づきやすい税務官庁にするゆえんでもある。

また、すべての職員が自発的かつ積極的に、それぞれの能力を十分に発揮しながら、打ち解けて明るい気持で勤務できる職場をつくるよう、管理者はもちろん、職員の一人一人が努力しなければならない。

2 事務運営に当たっての共通の重要事項

(1) 調査と指導の一体化

イ 申告納税制度の下における税務調査の目的は、すべての納税者が自主的に適正な申告と納税を行うようにするための担保としての役割を果たすことにある。すなわち、適正でないと認められる申告については、充実した調査を行ってその誤りを確実に是正し、誠実な納税者との課税の公平を図らなければならない。

更に、調査は、その調査によってその後は調査をしないで自主的に適正な申告と納税が期待できるような指導的効果を持つものでなければならない。このためには、事実関係を正しくは握し、申告の誤りを是正することに努めるのはもちろんであるが、それにとどまることなく、調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたり適正な申告と納税を続けるように指導していくことに努めなければならない。調査が非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また、将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となるであろう。

ロ 他方、現状においては、記帳に習熟していないことなどから、自らの力では正しい申告を行うことが困難な納税者が多く、また、問題点を指摘し、又は助言することによって適正な申告が期待できる納税者も少なくない。このような納税者

について、何らの指導もしないでその申告を待つことは、自主的に適正な申告ができる納税者を育成していくためにも、また、調査事務を重点的、効率的に運営していく見地からも適当でない。従って、このような納税者については、必要に応じて、記帳、決算、課税標準の計算などについて、個別的又は集团的に指導を行う。

この場合においても、その納税者の実態を的確には握していないと、効果的な指導をすることは難しい。また、同業者など類似の納税者の経営諸指標との対比で説明しなければ説得力を欠く場合が多い。従って、このような指導を行うに当たっても、その納税者の実態をは握し、あるいは、業種別の経営の実態を知るために、必要な調査を的確に行っておくことが肝要である。

(2) 広報活動の積極化

イ 広報は、申告納税制度の基盤を築き上げていく上で、調査及び指導と並んで重要な意義を持つものである。

広報のねらいは、このような目的との関連で、①納税道義の高揚を図ることと②税法、簿記会計等税務に関する知識の普及と向上を図ること③申告期限、納期限等について、納税者の注意を喚起すること④納税者と税務当局との相互の理解を深め、両者の関係の改善を図ること、に大別される。

広報活動の展開に当たっては、そのねらいを明確にし、ねらいに即して対象、テーマ、時機及び媒体などを適切に選ぶことが肝要である。

(イ) 納税道義の高揚をねらいとする広報は、国民一般を対象とし、租税が国の財政にとってどのような意義を持っているか、租税が国民生活にどのように還元されているか、国民の各階層がどのように税を負担しているか、また、これらが諸外国でどうなっているか、などをテーマとし、現代民主主義国家

における租税の意義、福祉国家における租税の重要性などに対する国民一般の理解を深めることによって、国民の納税義務に対する自覚を高めることに資する。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれの分野で行うものとするが、特に庁は、各種の資料を局署に提供するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の広域的な広報媒体を通じて、全国的な広報活動を行う。

なお、小学校の児童や中学校・高校の生徒に対して、租税に関する正しい知識を広めることは、納税道義の高揚に寄与するところが大きいので、各種の学校に対し租税教育用教材を提供することに努めるほか、教師の租税及び財政に関する研究の便を図ることに配慮する。

- (ロ) 税務に関する知識の普及と向上をねらいとする広報は、納税者の所得などの規模、税務についての知識の程度などに応じて、税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な知識を平易な表現で提供し、自主的に正しい申告と納税を行える納税者を多くすることに努める。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれ担当するものとし、庁局は、主として、テレビ、ラジオ等を利用する広域的な広報を担当するほか、局署に対し、パンフレットなどの資料を提供する。署は、主として、各種の講習会や説明会を開催し、地域的な広報を行う。

なお、税務大学校における租税の理論的研究の成果を積極的に発表し、税制の理念、租税の理論についての国民の理解を深めることに努める。

- (ハ) 申告期限、納期限等については、庁局署がそれぞれ効果的な時機と効率的な媒体を選び、その周知の徹底を図る。
- (ニ) 納税者と税務当局との関係の改善を図る広報としては、納税者にとって近づき

やすく、また、納税者に信頼される税務署というイメージをつくることに必要である。このため、納税者に税務行政の現状等を紹介して、税務に対する理解を得ることに努めるとともに、特に税務に携わる職員のすべてが自ら広報担当者であるという心掛けを持って、納税者に接するようにしなければならない。

- ロ 税務の広報は、実施に当って様々な制約が多く、ともすれば消極的な姿勢に陥る傾向がある。従って、庁局署の幹部は、広報のテーマ、発表内容、時機などについて、自ら責任を持って適切な判断を下し、積極的かつ効果的な広報を行うことに努める。

- ハ 広報活動を行うに当っては、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体の協力を得るように努める。

(3) 税務相談活動の充実

納税者が自ら積極的に納税義務を遂行するためには、納税者が気軽に相談できるような税務相談体制を整備することによって、納税者を援助することが大切である。このため、テレホンサービスの拡充、地区派遣相談官制度の増設等国税局税務相談室の機能を一層充実し、併せて税の相談日による面接相談の活用を図るとともに、税理士会等関係民間団体が行う税務相談との緊密な連携に配慮する。

- イ 税務相談に当っては、正確で適切な回答をするとともに、納税者の有利となる点を進んで説明し、納税者に信頼感と親近感を持たれるように努める。また、苦情事案については、納税者が苦情を申立てざるを得ないこととなった事情を考え、迅速、適切に処理する。

- ロ 税務相談室においては、それぞれの実情に応じて最も効果的な方法で相談事務の一層の充実を図るとともに、苦情事案については、特に優先的に処理するよう配慮する。

ハ 税務署における税務相談については、「税の相談日」のあり方に更に一段と工夫を凝らし、納税者の利用の便に配慮する。

また、苦情事案については、幹部職員がこれに当り、積極的に解決に努める。

(4) 納税者に対する応接

イ 税務という仕事の性質上、納税者は、税務官庁をともしれば敷居の高いところと考えがちであるから、税務に従事する者としては、納税者のこのような心理をよく理解して、納税者に接することが必要である。

このため、税務署の案内や面接の施設の改善に努め、納税者が気楽に税務相談に来ることができるよう配慮するとともに、窓口事務については、納税者を迎えるという気持ちになって、一層の改善に努める。また、国税局の税務相談室及び税の相談日がより一層利用されるようにする。

なお、納税者に来署を求めたり、資料の提出を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑を掛けないように注意する。

ロ 納税者の主張には十分耳を傾けるとともに、法令や通達の内容等は分かりやすく説明し、また、納税者の利益となる事項を進んで知らせる心構えが大切である。

ハ 税務行政に対する苦情あるいは批判については、職員のすべてが常に注意を払い、改めるべきものは速やかに改めるとともに、説明や回答を必要とする場合には、直ちに適切な説明や回答を行うよう配慮する。

(5) 不服申立事案の適正かつ迅速な処理

イ 不服申立ての処理に当っては、原処分にとらわれることなく、謙虚に納税者の主張に耳を傾け、公正な立場で適切な調査を行い、事実関係の正しいは握、法令の正しい解釈適用に努めるとともに、事案の早期処理を図り、納税者の正当な権

利、利益の保護に欠けることのないように配慮する。

特に、国税不服審判所においては、それが税務行政部内における第三者的機関として設けられている制度的趣旨に顧み、その運用に当っては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かしながら、充実した合議を行い、権利救済の十全を期する。

ロ 不服申立事案の適正、円滑な処理を通じて反省を行い、税務行政の改善に努める。

また、広報活動を活発に行って、納税者のための権利救済制度の周知に努める。

(6) 部内相互の連絡の緊密化

経済取引の多様化、広域化等につれ、税務部内における横の連絡を緊密にすることがますます必要となっている。横の連絡が十分でないと、仕事にそごを来し、事務処理の遅延、課税漏れ、徴収漏れ等を来す原因となり、また、納税者に迷惑を掛け、税務の信用を失うことにもなる。

従って、事務計画の作成に当っては、関係部門と十分な連携をとるとともに、個々の事務処理に当って、各自が常に関係部門との連絡に配慮することが必要である。また、幹部会、賦課徴収連絡会議等の会議を効果的に運営し、関係部門間の緊密な連絡に努める。特に、資料及び情報の収集活用、関連調査などについて、関係部門間の積極的な連携を図る。

(7) 地方公共団体及び関係民間団体との協調

イ 地方公共団体とは、相互に資料・情報の交換を行うなど連絡を密にし、適正な課税の実現に協力するとともに、それぞれの事務が一層効率的に運営されるように努める。

ロ 税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体との協調を図るとともに、これらの団体相互の協力態勢にも十分に配慮して、

納税者特に小企業者の記帳指導等を積極的に推進する。

ハ 税務の公正円滑な運営を期するためには、税務当局と納税者との間において税理士が果たす役割は極めて重要である。関係部課は相互に連絡を密にし、税理士業務が適正に運営され、その機能が健全に発揮されるように努めなければならない。

(8) 電子計算組織の利用と事務合理化の推進

事務量の増大と取引態様の複雑化等事務内容の高度化に対応して、事務運営の効率化を図るため、電子計算組織の利用と事務の簡素合理化を進める。

イ 手作業を機械によって代替し省力効果を生み出すための申告所得税及び法人税の内部事務並びにこれら両税の債権管理事務の電子計算処理等既に実施中の各種システムについては、更に改善合理化に努め、着実に拡大していくこととする。

ロ 最近における電子計算組織利用技術の発展にかんがみ、①調査、滞納処分等の外部事務を支援するシステム ②各段階の管理者ごとに適時適切な情報を提供し、その意思決定を改善するためのシステム ③税務行政の長期的な計画の立案を可能ならしめるシステム等電子計算組織を高度に利用するシステムの開発を進めるよう努力する。

ハ 庁局の通達を平易で明解なものにするとともに、必要最小限度のものにとどめるほか、既存の通達の整理統合を図る。

ニ 事務の簡素、合理化を一層強力に推進するため、引続き事務提要、帳簿様式等に検討を加え、その改善を図るほか、庁局に対する報告、上申事項等の整理統合に努める。また、事務の管理方式、実施の手順等についても、更に検討を加える。

3 組織管理と職場のあり方

(1) 庁局署の関係

イ 庁局署は、それぞれの立場に応じてその役割を遂行し、相互に信頼し、一体と

なって税務の運営に当らなければならない。

(イ) 税務行政は、社会経済の発展、変化に適応していかなければならない。税務行政を取巻く諸条件の現状及び将来の的確な見通しの上に立って、予想される税務行政上の諸問題に対処していくため、定員及び機構、職員の採用及び養成、人事、事務の機械化、施設などについて長期の計画を立案し、着実な遂行に努めることは、庁の重要な任務である。

局は、管内の社会経済の見通しと庁のこの長期計画の下で、その局において予想される諸問題に対処するため、必要な事項について長期の対策を立て、実施していかなければならない。

なお、庁局は、税務行政のより一層円滑な運営に資するため、税務行政上の制度、慣行についてその改善に努めることとする。

(ロ) 庁は、税務運営の基本方向を示すとともに、事務運営の重要事項を指示し、局は、これに基づき、その事務の現状及び社会経済の実態に即して、署に対し事務運営の具体的施策を指示する。

庁局が事務運営について局署に指示する場合には、その基本的な考え方を明確に、かつ、分かりやすく指示し、実施の方法などについては大綱だけを示し、局署が創意と自主性を持って、それぞれの実情に即し最も効率的に事務を遂行できるようにしなければならない。

(ハ) 法令の解釈及び適用を統一することは、税務にとって基本的なことであり、庁あるいは局の重要な任務である。また、税務の行政水準について地域間あるいは事務間の均衡を図ることも、税務にとって重要な課題である。庁及び局は、事務視閲及び調査事績検討会などを通じて、局署及び各事務の行政水準をは握することに努めなければならない。なお、税務の行政水準をより適切には握する方

法についても、検討を進めることが必要である。

地域間及び事務間で税務の行政水準の均衡を図るために重要なことは、定員の配置及び人事などを適切にすることである。庁局は、定員、機構及び人事が、局署及び各事務の実態並びに社会経済の発展、変化に即して常に適切なものとなるようにしなければならない。

- ロ 庁局が局署を指導するに当っては、計数に表れた実績だけでその事務運営を評価することをしないで、例えば、①事務運営が全体として税務運営の基本方向にのっているかどうか ②事務計画が局署の実態からみて適切であるかどうか ③事務運営に当って管理者の処置が適切かどうか ④定員の配置及び人事、予算措置などが適切かどうか ⑤職員各自が積極的意欲を持って仕事に取り組んでいるかなど、庁局署が一体となって事務改善の方策を見出すという観点から指導することに努める。

なお、事務運営における総合性を確保し、責任体制を明確にするため、庁局の局署に対する重要な指示は、局長又は署長を通ずることを原則とする。

- ハ 庁局は、会議その他の機会において局署の実情や法令通達などについて局署の意見や進言が自由に表明されるよう配慮するとともに、適切な意見は積極的に採り入れ、その実現を図る。

また、会議等の開催に当っては、マナー化した会議等はないか常に見直しを図り、真に必要と認められる会議等に限り開催するように努め、可能な限り会議等の整理縮少を図る。

(2) 適正な事務管理と職員の心構え

- イ 管理者は、職員のすべてがそれぞれの適性を生かしてその能力を十分発揮できるようにするとともに、すべての職員が互いに打ち解け、互いに助け合い、明るいふんい気で仕事ができるような職場をつ

くることに努めなければならない。

このため、事務運営の方針、計画を決定するのはもとより管理者の職務と責任であるが、管理者は、努めて職員と対話の場を持ち、職員の建設的な意見を事務運営面に採り入れるように努め、職員が参加意識を持って職務に当ることができるよう心掛けなければならない。また、そのような接触を通じて職員の実情をよく理解することに努め、親身になって部下の指導に当ることが大切である。

なお、管理者は、常に研さんを積み、識見を広め、管理能力を高め、部下職員の範となるよう努めなければならない。

- ロ 各職員は、税務運営の基本的な考え方をよく認識し、各自の一つ一つの事務処理が税務運営全体に持つ意義を自覚して、積極的にそれぞれの創意工夫を凝らして職務の遂行に当るようにしなければならない。

また、税務は高度な専門的知識と経験とを必要とする仕事である。従って、このような事務に従事する職員は、税法の知識及び税務に関する技術的能力の向上に努め、おう盛な責任感を持って、事務処理に当らなければならない。特に、専門官は、このような専門的知識と経験を兼ね備えた職員として、税務の中核的存在であることを認識し、その責任を十分自覚して、その職務の遂行に当らなければならない。

なお、納税者の税務に対する信頼と協力を得るためには、日々納税者に接する職員が、ただ単に税務の専門家であるだけでなく、人間的にも信頼されることが要請される。従って、職員は、常に常識を豊かにし、品性を高めるよう心掛けなければならない。

- ハ 特に、署にあっては次の点に留意する必要がある。

(イ) 署長は、管内の納税者の状況、その署の職員の実態等を的確には握するとともに、専門官制度を柱とする署の機構が全

体として有機的かつ効率的にその所期の機能を発揮するように努める。更に、その事務運営が税務運営の基本方向に沿って着実に行われるよう、署務の全般を方向付けし、調整し、推進するとともに、その結果を的確に見極めていかなければならない。

(ロ) 特別国税調査（徴収）官はその豊富な知識と経験を生かして、自ら積極的に調査、滞納整理等に当ることとし、その執務を通じて専門官全体の模範となる必要がある。

(ハ) 課長及び統括官は、各部門の事務遂行の責任者として署長の意図を体し、適切な計画の下に、部下職員を指揮して、的確な事務運営に努めなければならない。このため、事務の管理に当っては、重複した管理や不必要に細かい管理を行うことによって、管理事務が増大し、職員の自主性が減殺されて、効率的な事務運営が損われることがないように配意しなければならない。また、課長及び統括官は、部下職員の個々の案件の処理が適正に行われるよう、必要な指導と指示を行う。

(3) 職員の教育訓練

イ 職員の資質の向上を図ることは、税務運営を円滑適正に行うための基礎となるものである。管理者は、日常の事務を通じて職員を指導するとともに、職場研修等を計画的に実施して、職員の職務遂行能力の向上を図るよう努める。

なお、経験年数の少ない職員に対しては、個別指導を適切に行うよう特に配意する。

ロ 税務大学校においては、教育内容の一層の改善合理化を図り、税務行政における諸情勢の推移に即応した各種研修等を計画的に実施して、職員の資質の向上に寄与するよう格別の配慮を行う。管理者に対する監督者研修についても、これを充実して管理者の管理能力の向上を期する。

なお、税務大学校における租税理論及び税法の運用に関する研究体制を整備強化することにより、租税理論の研究水準の向上と職員の教育訓練の充実に資する。

(4) 綱紀の粛正

一部の職員の間には起きた不正事件であっても、それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。

税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやしくも不正事件を引き起こすようなことがあってはならない。

また、管理者は、部下職員の範として自らを律しなければならないことはもちろん、部下職員に対しては、単に職場における業務上の監督指導を行うだけでなく、職員の身上を常には握するとともに、職場に正しい倫理観を確立して非行の未然防止に努め、万一事件が発生した場合には、機を失することなく所要の措置を講ずるとともに、速やかに実情を調査した上、厳正に処置する。

(5) 職場秩序の維持

職員は、税務職員としての職責を自覚し、国家公務員法等に定める服務規律を遵守して良識ある行動をとるとともに、それぞれの職務に専念し、職場秩序が整然と維持されるよう努めなければならない。

管理者は、平素から部下職員の指導訓練を通じて、職員の自覚を高め、職場秩序の確立に努めるとともに、職場の秩序を乱す行為に対しては、厳正な態度をもって臨まなければならない。

(6) 職場環境の整備

イ 納税者にとって近づきやすい税務署とするためにも、また、職員が明るい気持で能率よく仕事を行うためにも、職場環境の整備が必要である。このため、庁舎の施設、備品等の整備改善に一層の努力

を払うとともに、整理整頓、火災盗難の防止その他適正な管理に十分配慮する。

ロ 住宅事情が職員の勤務意欲に重大な影響を及ぼすことに顧み、宿舍の増設及び質的向上に努め、職員の住居の安定を図る。

(7) 職員の健康管理

イ 明るく、能率的な職場をつくるには、職員が健康であることが重要である。このため、診療所の医療施設等を充実するとともに、健康管理を適正に実施し、疾病の早期発見と疾患者に対する健康指導の徹底を図り、また、休暇等職員の休養について適切な配慮をし、職員の健康の保持増進に万全を期する。

殊に40歳以上の職員が全職員の約半数を占め、高齢化する傾向にある現在、いわゆる成人病といわれる疾病の早期発見のため、健康診断の充実を期する。

ロ 職員の元気を回復し、職員相互の連帯感を高めるため、職員の意向及び事務の繁閑に配慮しながら職場におけるレクリエーション活動を活発に実施する。なお、レクリエーション指導者の養成にも一層の努力を払う。

また、明るく健康な職場とするための福利厚生施設の拡充に努める。

第二各論

1 直税関係

(1) 直税事務運営の目標と共通の重点施策

直税事務は、社会の各層にわたる極めて多数の納税者を対象とし、加えて、納税者の生活や業務に直接影響するところが大きい所得又は資産などを課税の対象としていることから、その運営の適否は、単に直税事務にとどまらず、広く税務行政全般に対する信頼感、ひいては国民一般の納税道義に影響を持つものである。

従って、直税事務を適正に運営し、もって納税者間の負担の公平を図ることは、税務行政全体にとって極めて重要なことであ

る。

申告納税制度の下における直税事務の目標は、すべての納税者が自ら正しい申告を行うようにすることにある。

このため、事務の運営に当っては、納税者の税歴、所得又は資産の規模、税額などに応じて、それぞれの納税者に即した調査と指導を一体的に行うことが必要である。

このような見地から、直税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ 青色申告者の育成

自主的に正しい申告のできる納税者を育成するについて、その中核をなすものは青色申告であるから、青色申告者の増加と育成に一層努力する。

このため税理士会との協調を図りつつ、商工会議所、商工会、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携強化を更に進め、これらの団体の指導を通じて、納税者の記帳慣行の醸成と自主的な申告納税の向上が行われるようにする。

ロ 調査の重点化

限られたか働場で最も効率的な事務運営を行うため、調査は納税者の質的要素を加味した上、高額な者から優先的に、また、悪質な脱漏所得を有すると認められる者及び好況業種等重点業種に属する者から優先的に行うこととする。

このため、調査の件数、増差割合等にとらわれることなく、納税者の実態に応じた調査日数を配分するなど、機動的、弾力的業務管理を行うよう留意する。

ハ 調査方法等の改善

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。

なお、納税者との接触に当っては、納

税者に当局の考え方を的確に伝達し、無用の心理的負担を掛けないようにするため、納税者に送付する文書の形式、文章等をできるだけ平易、親切なものとする。

また、納税者に対する来署依頼は、納税者に経済的、心理的な負担を掛けることになるので、みだりに来署を依頼しないよう留意する。

二 有効な資料・情報の収集とその活用

資料・情報は、調査対象の選定、調査ポイントの抽出などに役立つことにより、調査事務を効率化するとともに、各税事務を有機的に結び付け、調査の内容を充実するものである。その収集に当っては、活用効果が特に大きいと認められるものに重点を置き、調査に当っては、収集した資料・情報を十分活用することに努める。また、この趣旨を生かすよう、その実績についても的確な管理を行う。

ホ 納税秩序の維持

税務調査は、納税者相互間の負担の公平を図るため、国民からの信託を受けてこれを実施するものであり、すべての納税者は、本来その申告の適否について調査を受ける立場にある。従って、各種の妨害行為をもって税務調査を阻む者に対しては、納税秩序を維持し、かつ、課税の適正を期するため、これらの妨害行為に屈することなく、的確な調査を行い、一般納税者との間に、不均衡が生ずることのないよう特段の配慮をする。

ヘ 各事務システムの連携の強化

直税各税の事務は、経済活動の高度化とともに、ますます密接な関連を持ってきていることに加え、部門制の採用による事務の専門化と統括官の増加により、直税事務を一体的に運営することの必要性がますます高くなってきている。従って、事務の運営に当っては、資料の効率的収集及び活用、同時調査、同行調査、連鎖調査の効果的な実施などにより、所

得税、法人税及び資産税の各税事務が、有機的連携の下に行われるよう配慮する。

なお、必要に応じ局署間、事務系統間の応援を積極的に行う。また、直税職員は、納税者の転出入に伴う処理その他徴収部門に対する所要の連絡を迅速確実に行うことはもちろん、徴収部門から賦課交渉があった場合などには、速やかに見直しなど所要の処理を行い、あるいは調査等で知り得た徴収上参考となる事項を確実に徴収部門に連絡するなど、徴収事務との連絡協調に努める。

ト 事務管理のあり方

事務の管理に当っては、重複した管理を行うことにより管理事務の増大を来すことのないよう、効率的な事務管理に努めるほか、次の諸点に配慮する。

- (イ) 事務計画の策定に当っては、職員、特に上席調査官等経験豊富な者の意見を聴取し、職員の建設的な意見を事務計画に採り入れるよう配慮する。
- (ロ) 事務の分担の付与に当っては、職員の経験、適性、事案の難易等を総合勘案し、適切な分担付与を行うことに努める。特に上席調査官には重要かつ困難な事案を付与する。
- (ハ) 事務の進行管理に当っては、職員の創意工夫を生かすよう、職員の経験、能力、事案の内容等に応じて、それぞれ適切な管理を行うことに努める。

(2) 各事務の重点事項

イ 資料関係

- (イ) 資料の収集については、調査事務との関連において、収集すべき資料の種類及びその収集先に工夫を凝らし、いたずらに収集枚数にとられることなく、調査に直結する有効な資料の収集に努める。特に、調査の過程でなければ得られない資料について、収集の徹底を図る。

また、管理者は、重点調査対象業種の選定に役立つ資料・情報の収集についても、特段の配慮をする。

- (ロ) 資料の活用については、一枚の資料であっても関連する税目の調査にそれぞれ使用するなど、その多角的な活用に努めるものとする。また、調査は資料を十分に活用することによって深められるものであるから、管理者は、資料が確実に活用されているかどうかについて、徹底した管理を行う。
- (ハ) 資料源の開発については、担当者が当るほか、一般の調査、法定資料の監査等の機会を通じて、積極的に有効資料源の開発に努める。
- (ニ) 個々の資料・情報が関連して相互にその内容を補完し合い、納税者の実態は握に十分その効果を発揮するよう、資料・情報を長期にわたって蓄積し、継続して管理することに努める。
- (ホ) 資料事務の運営に当っては、収集された資料の活用結果をは握し、どのような資料が有効か、また、どのような収集方法が効率的かについて分析を行い、じ後における資料収集事務の改善を図る。

ロ 所得税関係

申告納税制度の趣旨に沿った事務運営を行うため、次の点に配意しつつ事後調査体系の一層の定着に努める。

- (イ) 納税者が、自ら課税標準について正しい計算を行い、また、その経営を合理化していくためには、日々の取引を正確に記録する慣習がその前提となる。

この記帳慣習を育成していくため、青色申告制度はその中核をなすものであるから、今後も引続き、青色申告者の増加に積極的に努力するとともに、適切な指導又は調査を通じて、青色申告者の質的水準の向上を図る。

なお、その普及及び指導については、地方公共団体及び関係民間団体の協力を積極的に求め、また、これらの団体の指導の対象となった事案については、それぞれの実情に応じ、その指導の効果が生かされるよう配意する。

- (ロ) 確定申告期における納税相談は、その

ための来署依頼を原則として行わず、申告書の作成に必要な事項について相談を行うこととし、納税者自身による自発的な申告の慣行を定着させるよう努める。

- (ハ) 調査は、事後調査を主体として実施するが、調査対象選定のための申告審理事務は、細かいものを省略して効率的な処理を図るなど合理的運営に努める。

また、事後処理についても高額中心に行うとともに、適正申告を行う納税者を長期的に育成していく見地から運営する。

- (ニ) 営庶業所得者については、白色申告者と青色申告者の別及び所得者層の別に応じて適切な指導及び調査を行うこととし、白色申告者に対しては青色申告者より高い調査割合を確保するとともに、高額所得者を中心として調査内容の充実に努める。

- (ホ) その他所得者については、所得のは握が困難であるので、その管理及び調査について相当の努力をする必要がある。従って、調査技法の開発に努めるとともに、都会署におけるその他所得の調査事務量を増加し、適切な調査対象を選定し、充実した調査を行う。

- (ハ) 一般農家に対する標準課税の事務及び農外所得のは握については、地方公共団体及び農業団体の積極的協力を求めることとし、特殊経営農家については、個別調査・指導方式による。

ハ 法人税関係

- (イ) 申告納税制度の下での法人税事務は、自主的に適正な申告を行う法人を着実に育成することを目標としなければならない。

このため、個々の法人の申告内容的確には握し、その内容に応じて質的な区分を行い、指導によって適正な申告が期待できる法人に対しては、きめ細かな指導を根気よく行うとともに、他方、大口、悪質な不正を行っている法人又は不正計算を繰返している法人

に対しては、常に徹底した調査を行い、調査を通じてその是正を図るなど、その実態に即した指導又は調査を行う。

(ロ) 法人の質的区分に応じた事務運営の体制は、年々の法人税事務の着実な積重ねの上にはじめて可能となるものであるから、法人に対する指導又は調査の際には握したその人的構成、帳票組織、内部けん制の状況等の情報は、申告内容の検討結果とともに、その都度確実に記録保存し、法人の長期的管理に資することに努める。

(ハ) 法人数が年々増加し、取引が大型化かつ複雑化している現状において、法人の実態を的確には握するためには、職員一人一人の創意工夫によって、事務処理の効率化を図る必要がある。

このため、事務分担の方式については、あらかじめ業種又は地域等により分担を定め、同一の職員に調査・指導対象の選定から調査・指導及びその事後措置に至る一連の事務を担当させることを原則とし、個々の職員の責任を明確にし、その能力を最大限に発揮できる体制を確立することに努める。

二 源泉所得税関係

源泉徴収制度の運営の適否は、源泉徴収義務者のこの制度に対する理解と認識のいかんによって影響されるところが大きいことに顧み、指導をその事務運営の基本として、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。また、管理が多元化している現状に対処し、源泉所得税事務に関する責任体制を明確にして、その事務処理の的確化が図られる管理体制を確立する。

このため、源泉所得税事務における施策の重点を次の諸点に置く。

(イ) 源泉徴収義務者への握は、源泉所得税事務の基盤となるものであるから、あらゆる機会を通じて源泉徴収義務者を確実には握することに努める。また、その業

種、業態、規模等に応じて適切な指導を行い、関係法令、通達等その制度の周知徹底を図り、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。

(ロ) 法源同時調査及び所源同時調査の体制は、調査事務の効率的な運営、納税者感情などの見地から設けられたことに顧み、一層これを推進する。

源泉単独調査をはじめとするその他の事務については、専担制による事務運営の体制を確立し、これを中軸として源泉所得税事務に従事する職員の源泉徴収制度に対する認識を高め、事務処理の的確化に資する。

(ハ) 源泉所得税に関する事務を所掌する所得税及び法人税に関する部門並びに管理・徴収部門の各職員は、他の事務系統で所掌している事務との関連性を十分認識し、それぞれの事務が一体として運営されるよう、各事務系統間の連絡協調について特段の努力を払う。

ホ 資産税関係

国民の生活水準の向上、資産の蓄積の増大等に伴い、資産税の課税の適正化に対する社会的要請がますます大きくなっている。

従って、資産税事務の運営に当たっては、次の諸点に配意して適正な課税の実現に努める。

(イ) 資産税事務について、限られた人員で適正かつ効率的な運営を行うため、事務又は事案の重要度に応じてか働量の重点的配分を行い、合理的な運営の徹底に努める。

この場合、例えば譲渡多発署にあっては譲渡所得事務に重点を置くなど、各署の実情に応じて各事務への適切な事務量の配分を行うほか、必要に応じ局員又は他署職員による応援を適切に実施し、局署を通ずる機動的な事務運営に努める。

(ロ) 資産税関係の納税者は、関係法令などになじみが薄い場合が多いので、地方公

共団体及び税理士会、農業協同組合等の関係民間団体を通じて積極的な広報活動を行い、関係法令等の周知を図る。

また、税の相談日、譲渡所得の集合説明会等の機会を活用して、自主的に適正な申告がなされるよう適切な指導を行うとともに、納付方法についても必要な説明をする。

なお、来署依頼による納税相談を実施する場合、その対象の選定に当たっては、少額事案を極力省略して高額重点の考え方を徹底するとともに、その後の事務処理が効率的にできるように十分配慮する。

(ハ) 調査事務量を確実に確保するため、納税相談事務の合理化、内部事務の簡素化など事務処理の一層の効率化に努める。

実地調査は、資産税の各税目を通じて脱漏税額の大きいと認められるものに重点を置き、各事案の内容に応じ必要かつ十分な調査日数を投下してこれを処理する。

特に譲渡所得事案については、事務年度内の処理の完結にこだわることなく、他事務系統との連携調査等又は同行調査を積極的に展開するよう配慮する。

(ニ) 財産評価の適否は、相続税、贈与税の適正・公平な課税に極めて大きな影響を及ぼすものであるから、評価基準の作成に当たっては、その精度の向上に努め、評価基準の適用に当たっては、評価財産の個別事情に即応した的確な運用に配慮する。

2 調査査察関係

(1) 調査課事務運営の目標と重点事項

調査課所管法人及びその役職員は、我が国経済界を主導する重要な役割を果しており、その社会的、経済的影響力は極めて大きく、それらの納税義務履行の動向が全納税者の納税道義に心理的効果を及ぼすという面からも、また、取引全体の公正明朗化を左右するという面からも、全納税者に与

える影響は、極めて大きいといわなければならない。

従って、所管法人の実態を的確には握し、その法人に対し適正な課税を行い、また、必要に応じ役職員の当該法人と関連のある所得についても実態を明らかにし、その正しい課税の実現に資することは、全納税者の納税道義を高めるという税務行政の究極の目標を達成するために不可欠の課題である。

このような見地から、調査課の事務運営においては、所管法人の申告水準の向上を通じて、所管法人を含めた全納税者が自主的にその納税義務を履行する基盤を形成することをその究極の目的とし、次の事項を基本とする。

イ 不正所得等のは握

調査の基本目的は、取引の内容を解明してその実態をは握することにある。従って、調査に当たっては、単なる期間損益の修正に意を用いすぎることなく、この目的に従って取引の実態をは握し、特に、大口、悪質な不正所得の発見に重点を置くこととする。

ロ 申告水準向上策の積極化

所管法人に対する充実した調査を基として、申告に対する姿勢の改善を図るよう十分な指導を行い、申告が優良な法人の育成に努める。

また、この指導の効果をその法人の所属業界、系列企業等に浸透させていくための施策を計画的かつ積極的に実施する。

ハ 不正取引に係る資料源開発

不正取引の多くが取引当事者相互間の通謀によっている現状に顧み、こうした不正取引を徹底的に解明し、その一連の資料を収集することは、調査の充実のため不可欠の要件である。所管法人は、取引系列の中核をなしており、また、取引範囲も広いので、全税務の見地から、これを資料源として積極的に開発するよう努める。

(2) 査察事務運営の目標と重点事項

査察事務は、税務行政の一環として、悪質な脱税に対する刑事責任を追及して納税道義の高揚を図ることにより、申告納税制度の維持とその健全な発展に資することを目標としており、査察に期待される役割は今後ますます増大するものと考えられる。

このため、査察事務の運営に当っては、次の点を基本とする。

イ 悪質、大口な脱税の摘発

査察事務の目的にかんがみ、真に社会的非難に値する悪質かつ大口な脱税の摘発に努めることとし、このため情報活動を一層充実し、情報源の新規開拓、情報技術の改善等を図って、査察対象の確かな選定を期する。

ロ 申告水準向上への十分な寄与

査察事務は、一般の税務運営の動向に即し、全税務的基盤に立って運営されるべきものであり、このため課税部門との密接な連携の下に査察の効果が申告水準の向上に十分寄与するよう配慮する。

ハ 組織的、効率的な事務の推進

最近における脱税の広域化、手口の巧妙化に顧み、広域調査態勢の確立、調査技術の開発、向上等を図り組織的、効率的な事務運営に努める。

3 間税関係

(1) 間税事務運営の目標と共通の重点施策

間税事務運営においても、その目標は、もとより正しい自主的な申告と納税が行われるような態勢を確立することにある。このため、納税者に対して適切な指導を行うとともに、調査及び犯則取締りについては、納税者の実態に応じて一層の重点化を図る。

今後の社会経済の発展に伴い、経済取引の複雑化と広域化が進み、また、消費税関係を中心に課税対象が増加し、多様化するものと考えられる。これに伴い、間税行政の一層の多様化と高度化が要請されるが、税務行政全体の中における間税事務のあり方に配慮しながら、この要請にこたえてい

くためには、間税事務全般にわたって、その刷新改善を進めることが必要である。

このような見地から、今後における間税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ 調査及び犯則取締りの重点化

調査事務については、網羅的又は画一的な運営に流れることのないよう、経営内容、取引形態、過去の諸事績などからみて必要度が高いと認められる調査対象を選定し、また、調査に当って重点を置くべき項目を抽出し、効率的かつ深度のある調査を行う。

また、犯則取締りは、大口かつ悪質な事案を対象をしばって実施する。なお、小口又は軽微な事案については、調査と指導に重点を置いて処理し、じ後における適正な申告と納税が得られるよう配慮する。

ロ 調査事務の簡素化

調査事務の簡素化を図るため、的確な質的管理の下に重点的に調査対象を選定し、少額事案については極力調査省略を図るなど合理的な調査事務の運営に配慮する。

ハ 広域運営の推進

間税関係の納税者の数、種類及び規模は、署によってかなり異なっており、このような傾向は今後とも大きくなるものと考えられる。従って、納税者に対する調査を各署単位で処理する事務方式では、大口又は重要な事案に対し徹底した調査及び犯則取締りを行うことが困難となる事態が生じ、また、間税職員の調査技能の向上の機会も十分に得られなくなるおそれがある。

このような事態に対処するため、調査及び犯則取締りの広域的運営を進めていくものとし、局間税部監視部門による犯則取締りに加えて、局間税部調査部門において、大口又は複雑困難な事案に対する調査を行い、また、署段階における調査及び犯則取締りについても、署間の広

域運営を積極的に推進する。

二 間税事務の一体的運営

間税関係の税目は多岐にわたっているので、事務計画の策定に当っては、各税目を通じて事務の重要度を総合的に判断し、重点的な計画を策定するよう配意する。また、間税事務にあつては、限られた職員が多くの税目を分担しているので、その執行に当っては、酒税、消費税を通ずる事務の一体的運営に努める。

ホ 直税間税統合統括官制署の犯則調査権限の適切な行使

直税間税統合統括官制度の下においては、職員が常時又は随時、直税及び間税の両者について調査権限を有することになるので、間税の犯則取締りのための収税官吏の権限の付与及び行使に特に慎重を期する。

(2) 各事務の重点事項

イ 酒税関係

(イ) 酒税調査は、酒類製造者に重点を置く。調査事務の運営に当っては、調査対象を十分検討して選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、重点的、効率的かつ深度のある調査を実施する。

なお、酒類の販売業者等に対する調査は、酒類製造者に対する調査を補完する観点から実施する。

また、有効な資料・情報を組織的かつ計画的に収集し、その活用を図ることとし、対象の選定を的確に行うよう配慮する。

(ロ) 犯則取締りは、大口かつ悪質な事案に重点を置いて行うものとし、取締りに当っては、早期に事案の全ぼうをは握して、適切な処理を図る。

なお、酒類の密造及び密輸入の防止のため、啓発宣伝と効果的な取締りを行う。

(ハ) 酒類販売業免許については、免許制度を必要とする行政目的に配意するほか、酒類流通の効率化及び消費者の利便を十

分考慮し、適正かつ弾力的な運用に努める。

(ニ) 酒類業界を取巻く環境は極めて厳しく、今後は従来のような量的な拡大を期待することは困難であると認められる。

このような情勢に対処するため、業者及び業界は自主的な合理化努力を一層進めるとともに、節度ある生産と過当な販売競争の是正に努め、企業基盤の強化を図ることが要請される。

この考え方にに基づき、業者及び業界団体に対し、適時適切な指導を行うこととする。

(ホ) 酒税保全担保の提供については、酒類業者の経営状況等を常に的確には握し、個々の実情に応じ、必要な限度において担保を徴求するようその運営に配意する。

ロ 消費税関係

(イ) 消費税は価格に織込まれて消費者へ転嫁される建前のものであるから、納税者に対し課否判定、課税標準の算定などについて適切な事前指導を行わなければ、じ後において事務執行上困難な問題が生ずるおそれがある。このため、庁局署は、関係業界の動向及び納税者の実態のは握に努め、新製品の開発、生産取引の形態の変化などに常に留意し、時宜に応じた的確な指導を積極的に行う。この場合、新規又は異例なものなど先例により難しい事案については、庁局署の連絡を密にして、その取扱いの統一と迅速な処理を図る。

なお、業種に共通な事項については、業者団体、間税協力会業種別部会等を通じ効果的な指導を行う。

(ロ) 調査は、大口又は重要な事案を対象に重点的に実施する。このため、納税者の実態を十分には握し、資料・情報を積極的に活用して、適切に調査対象を選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、効率的な調査を行う。この場合、全国的規模の事案について

は、庁の指導の下に局間の連携を密にして企業単位の調査を行う。

また、少額納税者については、調査を簡略化し、指導に重点を置いて処理する。

なお、適正な申告を行わず、税務調査を妨害する者に対しては、き然たる態度でこれに臨み、課税の適正と納税秩序の維持に努める。

- (ハ) 犯則取締りについては、資料・情報活動を充実して的確に対象を選定するとともに、徹底した調査により早期にその全ぼうをは握し、適切な見通しの下に効率的に処理する。

なお、軽微な非違事項については、指導によりその誤りを是正させるように配意する。

- (ニ) 資料・情報事務については、直税関係部門との連携を保ちつつ、組織的かつ計画的に有効な資料・情報の収集に努め、一元的な管理の下にその効果的な活用を図る。

ハ 鑑定関係

- (イ) 酒類、揮発油等の分析、鑑定に当っては、これが間接税の適正かつ公平な課税を実現するための基礎であることを深く認識し、正確かつ迅速に行うとともに、関係部課等と緊密な連携を保ち、その適正な運営に努める。

- (ロ) 酒類製造者に対する技術指導に当っては、酒類行政全般の動向をは握し、企業の合理化と業界の近代化を技術面から推進して、良質な酒類の安定的供給に資するよう努める。また、公害防止に関しては、主務官庁と連携を保ちつつ適切な指導を行う。

- (ハ) 近年、分析法は顕著な発展を遂げ、また、技術革新に伴い石油工業をはじめとする関係業界の技術水準が急速に進歩しているため、常に新知識の吸収に努め、分析、鑑定能力の向上を図るとともに、調査手法の開発に努める。

4 徴収関係

- (1) 徴収事務運営の目標と共通の重点施策

税務行政は、賦課事務とともに徴収事務が適正に行われることによって、はじめてその目的を達成することができる。徴収事務の遂行に当っては、このことを十分に認識し、租税債権の確実な管理と、その的確な徴収に努めることが必要である。

徴収事務の運営については、従来から確実な債権管理を図るとともに、事務の合理化、効率化について格段の努力を払ってきた結果、事務能率の向上には著しいものがあるが、更に今後の社会経済の進展に即応するため、事務の合理的、効率的運営を図ることが一層要請される情勢にある。

このような見地から、今後における徴収事務運営の施策の重点を次の諸点に置く。

イ 自主納付意識の高揚

徴収事務の終極的な課題は、自主納付態勢を確立することにある。

そのためには、的確な滞納整理の実施とあいまって、平素の事務を通じて、あらゆる機会を生かし、納税者の自主納付意識の高揚を図ることが肝要である。このため、賦課部門と一体となった納付指導、広報活動等による納税道義の高揚を図るとともに納税貯蓄組合、青色申告会、法人会等の関係民間団体の協力を得て納税思想の水準を高めるよう努める。

ロ 確実な事務処理と事務の合理化

徴収事務の基本は、租税債権を確実に管理することにある。

今後においても、この基本にのっとり、事務の簡素化の要請と事務処理の確実性の保持との調整を図りつつ、一層の合理化に努める。

特に、電子計算組織による事務処理は、今後における事務合理化の基幹となるものであるため、徴収事務においてもその対象範囲の拡大を図るとともに、この組織の採用に伴って派生する諸問題についても、技術上の要請と行政上、事務上の要請との調和を図りつつ解決に努

め、事務処理体制を整備する。

ハ 機動的な事務運営と重点的な滞納整理

(イ) 限られた人員で事務を能率的かつ円滑に遂行するため、事務の重要度、時宜に応じた合理的な事務計画を策定するとともに、管理・徴収両事務の特質と差異に着目しつつ管理事務の平準化を図るため、時期的な繁閑に応じて、両事務を通ずる機動的運営を図る。

(ロ) 滞納整理に当っては、情報管理を的確にし、滞納者個々の実情に即した整理の進展を図るとともに、整理対象事案の増大に対処するため、その質的管理に十分配慮し、重点的、効率的な滞納整理を行う。

(2) 各事務の重点事項

イ 管理関係

(イ) 租税債権を確実に管理するには、賦課部門との連絡を円滑に行うことが肝要であり、このため、申告書、更正決定決議書等の回付、納税者の異動に伴う処理、事故原符の調査等につき、連携の強化、協力体制の確立に努める。

(ロ) 管理事務の現状に顧み、繁忙期における事務処理を円滑に行うことは、運営上特に留意を要することであり、今後における事務量の増加に対処するためにも、その事務の実態を十分には握し、分析した上、実情に応じて、非常勤職員の活用、各種事務の処理時期の調整、納付相談事務の合理化及びその際における賦課部門との協調等について検討し、総合的、重点的な事務運営を図る。

(ハ) 物納延納の許可事務については、常に進行管理を的確にするとともに、許否の方向を速やかに決定し、迅速、適正な事務処理を行うことに努める。このため、賦課部門との連絡協調、財務局等の関係機関との協議、納税者の指導等を積極的に行うよう配慮する。

(ニ) 振替納税制度については、引続きその普及を図ることとし、勧奨に当っては、納税貯蓄組合、青色申告会、金融機関等

の協力を得るよう特に配慮する。

(ホ) 納税貯蓄組合の指導に当っては、税務行政全般に対するよき理解者、よき協力者層の拡大に資する見地から、納税資金の貯蓄、期限内納付の指導等のほか税務に関する広報を中心とした諸施策を推進するとともに、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携等を通じて活発な活動を行えるよう配慮する。

ロ 滞納整理関係

(イ) 租税負担の公平の理念は、適正に課された租税を確実に徴収することによってはじめて達成されるものであり、滞納整理に当っては、この点を十分に認識し、国税徴収法その他関係諸法の定めるところに従い、適正に処分を執行しなければならないものである。

また、常に、賦課部門との連携に心掛け、納税者から課税についての疑問が出された場合には、早急に賦課部門へ連絡してその解決を図るなど適切な措置を講ずる。

なお、租税の徴収に当っては、第三者の権利と競合する場合が少なくないので、その権利の尊重に留意するとともに、法律に定められた諸制度の運用については、いやしくも拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分を行うことのないよう配慮する。

(ロ) 滞納整理に当っては、大口滞納者、悪質滞納者、その他の早期に保全を要する滞納者に対する処理の充実を図り、必要に応じて訴えを提起するなど、継続的な質的整理を促進する。これらの滞納者以外のものについては、通信による催告を主体とした滞納整理方式の活用を図る。

(ハ) 管理者は、効率的な滞納整理を推進するため、大局的見地からの諸施策の決定、重点整理対象の選定、整理の進捗よく状況の把握などに十分留意し、進行管理の徹底に努める。

(ニ) 滞納整理事務を効果的に運営するた

め、局署の実情に応じて、職員の重点的
配置を行い署間の広域運営による滞納整
理の推進を図る。また、滞納の都市集
中化に対処して署の滞納整理を促進す
るため、局国税徴収官による機動的な
応援体制の強化を考慮する。

5 不服申立て関係

(1) 異議申立て関係

イ 異議申立事案の調査に当たっては、その
異議の申立てが原処分に対する不満から
生じたものであることに顧み、その申立
てがなされた事情等について、その異議
のあるところを十分くみ取り、公正妥
当な処理に努めることはもちろんである
が、他面、安易な妥協を排除して、正し
い課税標準のは握に努める。

ロ 異議申立事案の早期処理については、
改善の跡が認められるが、更に一層処理
の促進に努め、いやしくも事務の進行管
理が不十分なためにいたずらに日時を経
過することのないよう、また、処理の内
容については、審理が不十分であるため
異議申立段階で処理することができる問
題についてまで、その解決を審査請求段
階に持越したりすることのないよう、管
理の充実を図る。

(2) 審査請求関係

国税不服審判所における裁決は、賦課徴
収に当る処分庁から独立した立場におい
て、かつ、行政部内として最終的に行う判
断であるから、事案の処理に関係のあるす
べての者は、それぞれ次の諸点に充分配
意するとともに簡易迅速な手続による国民
の権利救済が行政不服審査制度の主要な
目的となっていることにかんがみ、審査
請求事案の効率的な処理に努める。

イ 総額主義に偏することなく、争点主義
の精神を生かして審理するのであるから、
審査を申立てられた事項、答弁書に記
載された事項、更に審査請求人の反論
内容を基礎として審理を行う。

このため、必要がある場合には、審査
請求の趣旨、理由が明らかになるよう補

正を求めるなどの措置を講ずるととも
に、他方、原処分庁においても、当該趣
旨、理由に対し具体的に答弁すること
によって、争点の明確化に努める。

ロ 合議体の構成員は、議決につきそれ
ぞれ独立した権能を与えられている趣旨
に顧み、合議に当たっては、各人が十分
に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達
するよう議を尽す。

ハ 調査、審理に当たっては、不服申立
手続上の諸権利を尊重するとともに、質
問検査権の行使に当たっても、審査請求
人の正当な権利利益の救済の趣旨に反し
ないよう留意する。

なお、審査請求人の主張に相当の理由
があると認めるときは、支障のない限り、
徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の措
置を講ずるよう、徴収の所轄庁に求める。

平成 31 年度税制改正の大綱の概要

(平成 30 年 12 月 21 日 閣議決定)

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設等を行う。このほか、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

○ 住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長する。
(現行10年⇒13年)
- ・11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額
の上限を設定する。
- ・適用期間は平成31年10月1日から平成32年12月31日までとする。
- ・この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

○ 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

- ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）
(平成36年度から年額1,000円)及び森林環境譲与税（仮称）(平成31年度から譲
与)を創設する。

○ ふるさと納税制度の見直し

- ・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふる
さと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

○ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- ・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給され
る児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である
ひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

資産課税

○ 個人事業者の事業承継税制の創設等

- ・ 新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設する（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）。
 - － 事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予する。
 - － 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保する。
- ・ 現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を行う。

○ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

- ・ 教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長する。
- ・ 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長する。

法人課税

○ イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

- ・ オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。
 - （※）一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とする。
- ・ 総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（現行：25%）に引き上げる。
- ・ 高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。

○ 中堅・中小企業による設備投資等の支援

- ・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等を行う。
- ・ 地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に引き上げる等の見直しを行う。
- ・ 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償

却制度を創設する。

○ 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ・地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講ずる。
- ・具体的には、消費税率10%段階において復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（仮称）とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税（仮称）として、人口を譲与基準（不交付団体に対する譲与制限あり）とし譲与する。

○ その他

- ・保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率を6%（現行：5%）に引き上げる。
- ・医師の勤務時間短縮や、地域医療体制の確保、高額医療機器の共同利用の推進等効率的な配置の促進といった観点から、医療用機器の特別償却制度の拡充・見直しを行う。

消費課税

○ 車体課税の見直し

- ・平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。
- ・自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率等の適用区分を見直す。
- ・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。
- ・エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等を見直す。政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化する。
- ・自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、以下の措置により全額国費で補填する。
 - － エコカー減税（自動車重量税）の見直し（前掲）
 - － 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ
 - － 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲
- ・平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源

調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

- ・ 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減する。これによる地方税の減収は、全額国費で補填する。

○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- ・ 臨時の販売場での免税販売を認める。

国際課税

○ BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

- ・ 過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化する。
- ・ 移転価格税制について、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入する。

納税環境整備

○ 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備

- ・ 仮想通貨取引等、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等の情報について国税当局が事業者等に照会する仕組みを整備する。

関税

○ 暫定税率等の適用期限の延長等

- ・ 平成30年度末に適用期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○ 個別品目の関税率等の見直し

令和元事務年度国税庁関係主要日誌

年 月	日	国 税 庁	国 会 ・ 税 制 改 正 等																																													
令和元. 7	5	国税庁幹部異動																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>官 職</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税庁長官</td> <td>星野 次彦</td> <td>藤井 健志</td> </tr> <tr> <td>国税庁次長</td> <td>田島 淳志</td> <td>並木 稔</td> </tr> <tr> <td>国税庁長官官房審議官</td> <td>後藤 健二</td> <td>吉井 浩</td> </tr> <tr> <td>国税庁徴収部長</td> <td>新井 智男</td> <td>山崎 浩二</td> </tr> <tr> <td>国税庁調査査察部長</td> <td>松浦 克巳</td> <td>後藤 健二</td> </tr> <tr> <td>税務大学校長</td> <td>垣水 純一</td> <td>川上 尚貴</td> </tr> <tr> <td>仙台国税局長</td> <td>成田 耕二</td> <td>新井 智男</td> </tr> <tr> <td>関東信越国税局長</td> <td>栗原 一福</td> <td>垣水 純一</td> </tr> <tr> <td>東京国税局長</td> <td>美並 義人</td> <td>藤城 眞</td> </tr> <tr> <td>名古屋国税局長</td> <td>小原 昇</td> <td>金井 哲男</td> </tr> <tr> <td>広島国税局長</td> <td>榎原 耕太郎</td> <td>松浦 克巳</td> </tr> <tr> <td>福岡国税局長</td> <td>吉井 浩</td> <td>小原 昇</td> </tr> <tr> <td>関東信越国税不服審判所長</td> <td>御園生 功</td> <td>栗原 一福</td> </tr> <tr> <td>名古屋国税不服審判所長</td> <td>中田 悟</td> <td>木本 聡子</td> </tr> </tbody> </table>		官 職	新	旧	国税庁長官	星野 次彦	藤井 健志	国税庁次長	田島 淳志	並木 稔	国税庁長官官房審議官	後藤 健二	吉井 浩	国税庁徴収部長	新井 智男	山崎 浩二	国税庁調査査察部長	松浦 克巳	後藤 健二	税務大学校長	垣水 純一	川上 尚貴	仙台国税局長	成田 耕二	新井 智男	関東信越国税局長	栗原 一福	垣水 純一	東京国税局長	美並 義人	藤城 眞	名古屋国税局長	小原 昇	金井 哲男	広島国税局長	榎原 耕太郎	松浦 克巳	福岡国税局長	吉井 浩	小原 昇	関東信越国税不服審判所長	御園生 功	栗原 一福	名古屋国税不服審判所長	中田 悟	木本 聡子
		官 職		新	旧																																											
		国税庁長官		星野 次彦	藤井 健志																																											
		国税庁次長		田島 淳志	並木 稔																																											
		国税庁長官官房審議官		後藤 健二	吉井 浩																																											
		国税庁徴収部長		新井 智男	山崎 浩二																																											
		国税庁調査査察部長		松浦 克巳	後藤 健二																																											
		税務大学校長		垣水 純一	川上 尚貴																																											
		仙台国税局長		成田 耕二	新井 智男																																											
		関東信越国税局長		栗原 一福	垣水 純一																																											
		東京国税局長		美並 義人	藤城 眞																																											
		名古屋国税局長		小原 昇	金井 哲男																																											
		広島国税局長		榎原 耕太郎	松浦 克巳																																											
		福岡国税局長		吉井 浩	小原 昇																																											
関東信越国税不服審判所長	御園生 功	栗原 一福																																														
名古屋国税不服審判所長	中田 悟	木本 聡子																																														
10	10	国税庁幹部異動																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>官 職</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌国税局長</td> <td>灘野 正規</td> <td>片桐 聡 (7月1日発令済)</td> </tr> <tr> <td>金沢国税局長</td> <td>松崎 啓介</td> <td>福地 啓子</td> </tr> <tr> <td>高松国税局長</td> <td>松重 友啓</td> <td>永田 武</td> </tr> <tr> <td>熊本国税局長</td> <td>脇本 利紀</td> <td>松本 洋明</td> </tr> <tr> <td>沖縄国税事務所長</td> <td>池田 義典</td> <td>脇本 利紀</td> </tr> </tbody> </table>		官 職	新	旧	札幌国税局長	灘野 正規	片桐 聡 (7月1日発令済)	金沢国税局長	松崎 啓介	福地 啓子	高松国税局長	松重 友啓	永田 武	熊本国税局長	脇本 利紀	松本 洋明	沖縄国税事務所長	池田 義典	脇本 利紀																											
		官 職		新	旧																																											
		札幌国税局長		灘野 正規	片桐 聡 (7月1日発令済)																																											
		金沢国税局長		松崎 啓介	福地 啓子																																											
		高松国税局長		松重 友啓	永田 武																																											
熊本国税局長	脇本 利紀	松本 洋明																																														
沖縄国税事務所長	池田 義典	脇本 利紀																																														
11	11	国税専門官採用試験第2次試験実施(～19日)																																														
16	16	東京国税不服審判所長異動 (新)林 享男 (旧)藤谷 俊之																																														
25	25	税務大学校本科第56期生300人研修開始(～2年6月25日)																																														
令和元. 8	1	国税庁幹部異動																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>官 職</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台国税不服審判所長</td> <td>出村 仁志</td> <td>住倉 毅宏 (3月29日発令済)</td> </tr> <tr> <td>広島国税不服審判所長</td> <td>飯島 信幸</td> <td>御園生 功 (7月5日発令済)</td> </tr> </tbody> </table>		官 職	新	旧	仙台国税不服審判所長	出村 仁志	住倉 毅宏 (3月29日発令済)	広島国税不服審判所長	飯島 信幸	御園生 功 (7月5日発令済)																																				
		官 職		新	旧																																											
	仙台国税不服審判所長	出村 仁志	住倉 毅宏 (3月29日発令済)																																													
	広島国税不服審判所長	飯島 信幸	御園生 功 (7月5日発令済)																																													
6	6	第69回税理士試験(～8月8日)																																														
21	21	税務大学校専科第46期生1,080人研修開始(～2年2月27日)																																														
		税務大学校評価特別研修第7期生24人研修開始(～12月4日)																																														
22	22	税務大学校地方研修所(札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本)において専攻税法研修第10期生1,110人研修開始(～9月19日)																																														
22	22	税務大学校国際科第41期生100人研修開始(～12月25日)																																														

年 月	日	国 税 庁	国会・税制改正等
令和元. 9	1	税務職員採用試験第1次試験実施	
	5	税務大学校専攻科第13期生99人研修開始（～12月25日）	
	15	障害者選考試験第1次試験実施	
	19	税務大学校地方研修所（札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）において専攻税法研修第10期生1,104人研修修了	
	20	国税不服審判所次長異動 （新）中村 信行 （旧）片山 一夫（8月16日発令済）	
	24	OECD税務長官会議運営会合開催	
	29	経験者採用試験第1次試験実施	
令和元. 10	2	国税庁実務研修第24期生10人研修開始（～2年6月15日）	第197回臨時国会召集（24日）
	9	税務職員採用試験第2次試験実施（～18日）	
	17	財務省永年勤務者表彰式（国税庁関係者2,247人）	
	18	国税庁永年勤務者表彰式（長官表彰791人、審判所長表彰6人）	
	23	第49回アジア税務長官会合開催（～25日）	
	28	障害者選考試験第2次試験実施（～11月11日）	
令和元. 11	2	経験者採用試験第2次試験実施（2日、3日、4日、9日、10日）	
	3	秋の勲章・褒章において国税庁関係者77人（勲章53人、褒章24人）受章	
令和元. 12	2	第2回OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー開講（～13日）	「平成31年度税制改正大綱」閣議決定（21日） 平成31年度予算案閣議決定（21日）
	4	税務大学校評価特別研修第7期生24人研修修了	
	5	第91回国税審議会税理士分科会開催	
	7	経験者採用試験第3次試験実施（～8日）	
	13	第69回税理士試験合格者749人発表	
	20	第92回国税審議会税理士分科会開催	
	25	税務大学校国際科第41期生100人研修修了 税務大学校専攻科第13期生99人研修修了	
令和2. 1	9	税務大学校酒税行政研修第7期生13人研修開始（～5月27日）	第198回通常国会召集（28日）
	11	障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）第1次選考実施	
	24	第19回国税審議会本会開催	
令和2. 2	3	第3回OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー開講（～14日）	
	4	障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）第2次選考実施（～7日） 日タイ税務長官会合開催	
	27	税務大学校専科第46期生1,048人研修修了	

令和2.3	26	OECD税務長官会議運営会合開催 税務大学校地方研修所（関東信越・東京・大阪・熊本）において普通科第79期生780人研修修了	「所得税法等の一部を改正する法律案」成立（27日） 平成31年度予算成立（27日）										
	31	国税庁幹部異動 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">官 職</th> <th style="width: 33%;">新</th> <th style="width: 33%;">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松国税不服審判所長</td> <td>中嶋 明伸</td> <td>香取 稔</td> </tr> <tr> <td>熊本国税不服審判所長</td> <td>浅井 要</td> <td>阿瀬 薫</td> </tr> <tr> <td>国税不服審判所沖縄事務所長</td> <td>伊東 幸喜</td> <td>中嶋 明伸</td> </tr> </tbody> </table>		官 職	新	旧	高松国税不服審判所長	中嶋 明伸	香取 稔	熊本国税不服審判所長	浅井 要	阿瀬 薫	国税不服審判所沖縄事務所長
官 職	新	旧											
高松国税不服審判所長	中嶋 明伸	香取 稔											
熊本国税不服審判所長	浅井 要	阿瀬 薫											
国税不服審判所沖縄事務所長	伊東 幸喜	中嶋 明伸											
令和2.4	1	国税不服審判所長異動 (新)東 亜由美 (旧)脇 博人											
		国家公務員総合職試験等合格者15人採用											
		国税専門官採用試験合格者1,151人採用											
		税務職員採用試験合格者767人採用											
		経験者採用試験合格者197人採用											
		障害者選考試験合格者43人採用											
		障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）合格者8人採用											
	2	税務大学校研究科第56期生26人研修開始（～3年6月10日）											
3	税務大学校地方研修所（関東信越・東京・大阪・熊本）において普通科第80期生819人研修開始（～3年3月24日）												
6	税務大学校専門官基礎研修第50期生1,151人研修開始（～6月22日） 税務大学校地方研修所（名古屋）において社会人基礎研修第4期生198人研修開始（～6月29日）												
29	春の勲章において国税庁関係者53人が受章												
令和2.5	30	税務大学校酒税行政研修第6期生15人研修修了											
令和2.6	4	OECD税務長官会議運営会合開催											
	7	国税専門官採用試験第1次試験（8月2日に延期）											
	15	国税庁実務研修第24期生9人研修修了											
	16	税務大学校研究科第55期生23人研修修了											
	22	税務大学校専門官基礎研修第50期生1,148人研修修了											
	25	税務大学校本科第56期生299人研修修了											
	29	税務大学校社会人基礎研修第4期生197人研修修了											